

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月30日

【計算期間】 第4期（自平成31年1月1日至令和元年12月31日）

【ファンド名】 シン・カ・ファンド
(Shin-Ka Fund)

【発行者名】 ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド
(Gordian Capital Singapore Private Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼CEO マーク・ロバート・ブマード
(Mark Robert Voumard, Executive Director & CEO)

【本店の所在の場所】 シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、
スカイラインビルディング #05-01
(192 Waterloo Street, #05-01 Sky Line Building, Singapore 187966)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野雄作
弁護士 小森蘭子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング13階
狛・小野グローバル法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 小野雄作
弁護士 小森蘭子

【連絡場所】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング13階
狛・小野グローバル法律事務所

【電話番号】 (03) 6550-8300

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- 【提出書類】 募集事項等記載書面
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 令和2年6月30日
- 【発行者名】 ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド
(Gordian Capital Singapore Private Limited)
- 【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼CEO マーク・ロバート・ブマード
(Mark Robert Voumard, Exective Director & CEO)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小野雄作
弁護士 小森蘭子
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング13階
狛・小野グローバル法律事務所
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
シン・カ・ファンド
(Shin-Ka Fund)
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
円クラスE受益証券：1,000億円を上限とします。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

シン・カ・ファンド

(Shin-Ka Fund)

（注）用語の定義については、別紙A「定義」をご参照下さい。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券のうち、本書により募集が行われるのは、円クラスE受益証券（以下「受益証券」または「円クラスE」という場合があります。）のみです。受益証券は、記名式無額面受益証券です。

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド(Gordian Capital Singapore Private Limited)（以下「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

受益証券は、追加型です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

円クラスE受益証券：1,000億円を上限とします。

（注1）ファンドの受益証券は円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り円貨をもって行います。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

円クラスE受益証券：申込日の直前の評価日における円クラスE受益証券の1口当たり純資産価格

発行価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に記載する日本における販売会社です。

（注1）「申込日」とは、各月の最初のファンド営業日または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。以下同じです。

（注2）「評価日」とは、各申込日および買戻日の直前のファンド営業日および/または受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。以下同じです。

（注3）「ファンド営業日」とは、シンガポールの銀行が営業を認められている日（土曜日および日曜日を除きます。）、またはその他受託会社が一般的にもしくは特定の場合について決定する一もしくは複数の追加の日もしくは代替の日をいいます。以下同じです。

（注4）「1口当たり純資産価格」とは、該当クラスの受益証券の純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。以下同じです。

（注5）2016年11月15日の受託会社決議により、円クラスE受益証券につき、10,000口を1口とする併合を行いました。

（５）【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.30%（税抜3.00%）を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

申込手数料に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じです。

（６）【申込単位】

円クラスE受益証券：1,000口（または、1,000口の純資産価格の総額が100,000米ドルの円貨相当額を下回る場合には、100,000米ドルの円貨相当額以上の純資産価格となる口数）以上1口単位

(注) 一般的にもしくは特定の場合について、受託会社は、管理会社と協議の上で上記を下回る口数を決定する場合がありますが、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)の第4(3)条に基づくファンドの登録要件として、いかなる場合も100,000米ドルの円貨相当額を下回することはできないものとします。

(7) 【申込期間】

2020年7月1日(水曜日)から2021年6月30日(水曜日)まで

(注1) 該当する申込日の3ファンド営業日前の日から起算して日本における2営業日前の日の日本における販売会社(以下で定義されます。)が定める時刻(日本時間午後3時)までに日本における販売会社が受け付けた買付申込みを、ファンドの当該月の受付分として取り扱います。日本における販売会社が定める当該時刻を過ぎて行われる買付申込みは、翌月の受付分として取り扱います。

(注2) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所である日本における販売会社については、以下の連絡先に照会することができます。

Teneo Partners株式会社

東京都中央区銀座二丁目2番4号 ヒューリック西銀座第2ビル6階

ホームページ・アドレス：<http://www.teneopartners.co.jp>

(9) 【払込期日】

投資者は、該当する申込日の3ファンド営業日前の日から起算して日本における2営業日前の日までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払います。

申込金額の総額は、該当する申込日の3ファンド営業日に当たるファンド営業日の午後5時(シンガポール時間)または管理会社が受託会社の承諾の上で一般的にもしくは特定の場合について決定するこれより遅い日時までにポートカリス・トラスト(シンガポール)リミテッド(以下「管理事務代行会社」といいます。)が受領するように日本における販売会社から送金します。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

申込証拠金はありません。

引受等の概要

(イ) 各日本における販売会社は、管理会社との間の、日本における受益証券の販売および買戻しに関する各契約に基づき、日本において受益証券の募集を行います。

(ロ) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員としてTeneo Partners株式会社を指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券の1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を他の販売会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出します。申込金額は円貨で支払うものとします。投資者は、原則とし

て、該当する申込日の3ファンド営業日前の日から起算して日本における2営業日前の日までに、日本における販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払います。日本における販売会社は、該当する申込日の3ファンド営業日に当たるファンド営業日の午後5時(シンガポール時間)または管理会社が受託会社の承諾の上で一般的にもしくは特定の場合について決定するこれより遅い日時までに、管理事務代行会社に円貨で申込金額の総額を払い込みます。

日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

【有価証券報告書】

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

シン・カ・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、2011年12月19日付信託宣言を変更・更改するために締結された、2016年4月8日付変更・更改信託証書（その後の変更および/または補足を含み、以下「信託証書」といいます。）により設立されたオープン・エンド型ユニット・トラストであり、ケイマン諸島の信託法（改正済）の下で免除トラストとして登録されています。

ファンドは、本書に記載される投資目的および投資戦略に従って、受益者による集団投資を可能とする投資ファンドとして組成されています。

ファンドの主たる投資目的は、主に日本企業の株式に投資することにより、リスクを抑えつつ優れた絶対収益(アブソリュート・リターン)をもたらすことです。管理会社は、かかるリターンを達成するために、ファンダメンタル株式ロング・ショート戦略を実施し、割高または割安な銘柄の発掘に努めます。

ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。

ファンドの特色

受託会社および管理会社は、信託証書に従い、ファンドの運用管理について全般的な権限および責任を有します。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資戦略に従ったファンドの資産の投資および再投資について責任を負い、受益証券を発行する権限を有します。

ファンドに対する各受益者の持分は、当該受益者の名義で登録された受益証券によって表章されます。各受益証券は、ファンドの純資産に対する不可分の受益権を表章し、いずれの受益証券も、受益者に対し、ファンドの特定の資産または一部に対する持分を付与しないものとします。受益証券は、記名式でのみ発行されます。受託会社または管理会社が別段の同意をした場合を除き、券面は発行されません。

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行することができます。受託会社は、米ドルクラスA受益証券、米ドルクラスB受益証券、米ドルクラスC受益証券、米ドルクラスD受益証券、円クラスA受益証券、円クラスB受益証券、円クラスC受益証券、円クラスD受益証券、円クラスE受益証券および円クラスF受益証券の10個のクラスを指定しています。本書の日付現在発行されているファンドの受益証券は、米ドルクラスA受益証券、米ドルクラスB受益証券、米ドルクラスD受益証券、円クラスA受益証券、円クラスB受益証券、円クラスC受益証券、円クラスD受益証券、円クラスE受益証券の8個のクラスです。本書の日付現在、日本における募集（金融商品取引法第4条第1項に定めるものをいいます。以下同じです。）が行われているのは、円クラスE受益証券のみです。受託会社は、将来、受託会社が管理会社と協議の上で決定する異なる条件および通貨にて募集を行う追加のクラスを指定することができます。すべてのクラスは、ファンドの単一の投資ポートフォリオに帰属します。

受益証券は、受益者の選択で、該当する買戻日の直前の評価日における該当するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格に相当する金額で、当該買戻日において買戻しがなされます。ただし、受益証券の買戻価格を決定するにあたり、管理会社は（受託会社と協議の上）、買戻請求に必要な資金を調達するために資産を現金化する際にファンドの勘定で負担される財務手数料およ

び購入手数料の適切な引当であると管理会社がみなす金額を1口当たり純資産価格（端数処理前）から控除するよう、管理事務代行会社に指示することができます。

受託会社は、管理会社と協議の上で、各クラスについて運用通貨を指定することができます。受益証券の申込みおよび買戻しは該当クラスの運用通貨で取り扱われ、また該当クラスの受益証券の1口当たり純資産価格は運用通貨で計算され表示されます。円クラスE受益証券の運用通貨は日本円です。ファンドの財務書類は、米ドルで表示されます。

（２）【ファンドの沿革】

2005年12月16日 管理会社設立

2011年12月19日 信託宣言作成

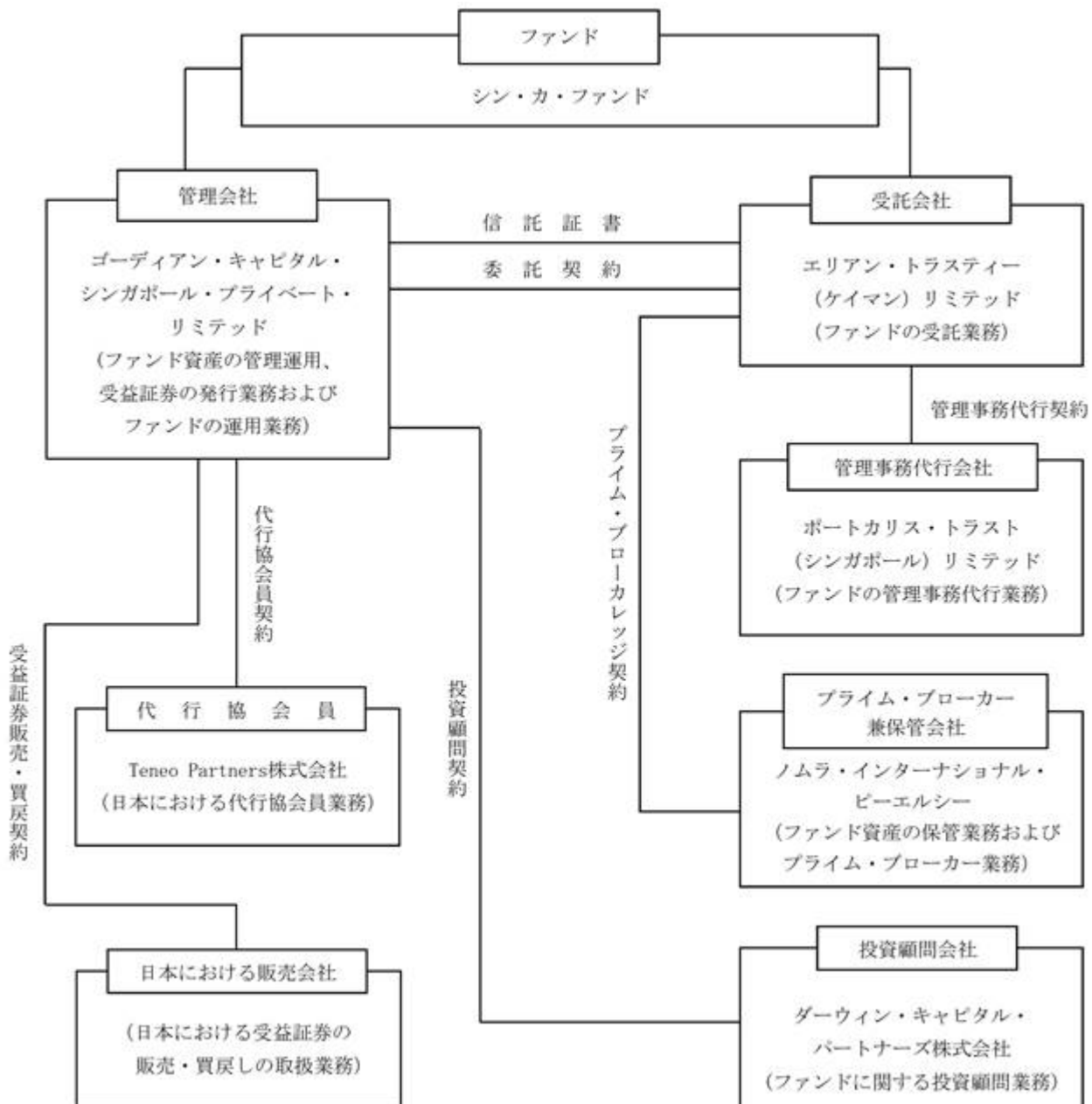
2012年2月1日 米ドルクラスA、米ドルクラスB、円クラスAおよび円クラスBの運用開始

2016年4月8日 変更・更改信託証書締結

2016年9月1日 円クラスEの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの 運営上の役割	契約等の概要
ゴードリアン・キャピタル・ シンガポール・プライベート・ リミテッド (Gordian Capital Singapore Private Limited)	管理会社	受託会社との間で2016年4月8日付変更・更改信託証書を締結。信託証書は、ファンドの運用管理、受益証券の発行および買戻し等について規定しており、管理会社は、ファンドの資産の管理運用に責任を有します。 管理会社の全般的な監督の下で受託会社に一定の権限を委託するために、受託会社との間で2016年4月8日付委託契約(以下「委託契約」という。)(注1)を締結。
エリアン・トラスティー (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書および委託契約に基づき、ファンドの受託業務を行います。ただし、すべての管理事務を委託するために、管理事務代行会社との間で下記の管理事務代行契約を締結。
ポートカリス・トラスト (シンガポール)リミテッド (Portcullis Trust (Singapore) Ltd)	管理事務代行会社	受託会社との間で2011年12月22日付管理事務代行契約(注2)を締結。
ダーウィン・キャピタル・ パートナーズ株式会社	投資顧問会社	管理会社との間で2012年1月19日付投資顧問契約(注3)を締結。
ノムラ・インターナショナル・ ピーエルシー (Nomura International plc)	プライム・ブローカー兼 保管会社	受託会社との間で2012年1月16日付プライム・ブローカレッジ契約(注4)を締結。
Teneo Partners株式会社	代行協会員	管理会社との間で2016年4月11日付代行協会員契約(注5)を締結。
日本における販売会社 (前記「第一部 証券情報 (8)申 込取扱場所」参照)	日本における販売会社	管理会社との間で各受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。

(注1) 委託契約とは、管理会社が、その全般的な監督を条件として、ファンドの発行および買戻しに関する一定の権限を受託会社に委託することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、受益者名簿の維持、受益証券の発行、譲渡、買戻しおよび取消しの処理、純資産総額の算出、ファンド勘定の帳簿の維持および更新、ならびに受益者および投資予定者に関する本人確認のデューデリジェンスの実施などのファンドの管理事務代行業務を提供することを約する契約です。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資顧問業務を提供することを約する契約です。

(注4) プライム・ブローカレッジ契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンド資産の保管業務およびプライム・ブローカレッジ業務を提供することを約する契約です。

- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券1口当たりの純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の他の販売会社に対する送付等、日本証券業協会の関連規則に定める代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取り次ぐことを約する契約です。

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、シンガポールの会社法に準拠して設立されました。

() 事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。

() 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2020年4月末現在、887,160シンガポール・ドル（約67百万円）であり、無額面の全額払込済普通株式887,160株で構成されます。

(注) シンガポール・ドルの円貨換算は、便宜上、2020年4月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル=75.66円）によります。

() 会社の沿革

2005年12月16日設立

() 大株主の状況

(2020年4月末現在)

名 称	住 所	所有株式数	発行済株式数に対する比率
ゴードリアン・キャピタル・リミテッド	ケイマン諸島 KY1-9005、グランド・ケイマン、エルジン・アベニュー190、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド	887,160	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改正）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改正）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

準拠法の内容

ケイマン諸島信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、英国の信託法を土台とし、（ケイマン諸島の特定の法律により補足される）信託法として定められています。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負います。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができます。

免税信託は、当初手数料および年次手数料を信託登記官に支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者の利益を害するような方法で、事業を遂行し、もしくは遂行しようとして意図していること、または事業の任意解散をしていること。
- () 適正な監査が可能な程度の十分な会計記録を維持せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、金融庁法(改正済)およびマネー・ロンダリング規則(改正済)または免許の条件に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

ファンドの監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドのケイマン事務所です。ファンドの会計監査は、米国GAAPで一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて行われます。

ファンドはファンドの英文目論見書(随時行われる変更および/または追補を含め、以下「英文目論見書」といいます。)の内容に重要な影響を及ぼす変更または英文目論見書の記載内容の変更については、その21日前までに、英文目論見書の改訂版または(場合により)変更後の記載内容を届出なければなりません。

ファンドは、会計年度末から6か月以内に当該会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

(ロ) 受益者に対する開示

監査済年次報告書は、利用可能となり次第、それぞれ受益者に送付され、ファンドの登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。また、受益者はファンドの月次運用報告書を受け取ります。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品

取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ） 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるTeneo Partners株式会社の以下のホームページにおいて提供されます。

<http://www.teneopartners.co.jp>

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づく「ミューチュアル・ファンド」として登録されており、従って、同法に基づく規制を受けます。ただし、ファンドの一投資者当たりの購入可能な最低エクイティ持分総額は、100,000米ドルまたはその他の通貨建相当額であるため、ファンドは、ミューチュアル・ファンド管理事務代行免許を取得することは要求されず、また免許を受けた管理事務代行会社を雇用することも要求されません。

ミューチュアル・ファンド法に基づく受託会社の継続的な義務には以下が含まれます：（a）英文目論見書に対する所定の変更の詳細をCIMAに届出ること、（b）ファンドの年次報告書をCIMAに提出すること、（c）承認された監査人によって監査された年次財務書類をCIMAに提出すること、および（d）所定の年次手数料を支払うこと。

ファンドは、規制対象ミューチュアル・ファンドであり、従って、CIMAによって監督されます。CIMAは、いつでも受託会社に対して、ファンドの財務書類の監査を行わせ、特定する期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAからの監督上の要求を遵守しない場合、高額の罰金を課されることがあります。CIMAは、一定の事象が生じた場合（例えば、CIMAが以下に該当すると認めた場合：規制されたミューチュアル・ファンドが期

限までにその義務を履行できないか、履行できない可能性がある、または投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行しているか、遂行を企図している、または任意解散を行おうとしている)に一定の措置を取る権限など広範な権限を有しています。CIMAの権限には、()受託会社の交替を要求すること、()ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を(ファンドの費用で)任命すること、または()(ファンドを終了させる目的で(ただし、それに限定されない))ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の改善策(その他の措置の承認をケイマン諸島の裁判所に申請する権限または受託会社に対してCIMAが特定する方法でファンドの業務を再編することを要求する権限を含む。)を実施することができます。

受託会社は、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、エリアン・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッド(EFSC L)の完全子会社です。EFSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の規制に従って信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAによる規制を受けます。

受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件から除外されます。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資目的

ファンドの主たる投資目的は、主に日本企業の株式に投資することにより、リスクを抑えつつ優れた絶対収益(アブソリュート・リターン)をもたらすことです。管理会社は、かかるリターンを達成するために、ファンダメンタル株式ロング・ショート戦略を実施し、割高または割安な銘柄の発掘に努めます。管理会社は、ファンドのパフォーマンスを特定のベンチマークと比較することまたは特定のベンチマークを上回るパフォーマンスを上げることを意図していません。なお、投資目的が達成されるという保証はありません。

投資戦略

管理会社は、ファンドの資産を、分散化され、ヘッジされたポートフォリオを通じて主として日本の株式市場に投資することにより、その投資目的を達成しようとしています。投資制限に服しつつ、管理会社はロングおよびショートの両方のポジションを取ります。また、投資ユニバースは基本的にすべて日本の上場株式で構成されますが、株式時価総額に応じて中・小型株に分類される株式に焦点を当てます。管理会社は、新規株式公開(IPO)、売出しおよび第三者割当に参加することもあります。

個別銘柄リサーチは、包括的なファンダメンタル・リサーチおよび対象企業の経営トップと直接面談することで得られる洞察に依拠して、ボトムアップの観点から行われます。管理会社は、マクロ環境分析に大きく依拠するものではありません。株価の動きの背後にある主要な要因を把握するために、企業の沿革および過去の業績について理解することに努めます。この戦略の主要な要素は、1株当たり利益(EPS)および株価収益率(PER)の変動につながるカタリストおよび事由を予測することです。また、管理会社は、プラスまたはマイナスの値動きにつながるカタリスト事由に何らかのパターンを探します。管理会社は、かかるパターンに関する確信の度合いが高い場合において投資を行い、確信の度合いが低い場合において現金への配分比率を高めま

す。ロング・ポジションのほか、ショート・ポジションも、ポートフォリオの利益を生み出す手段であると考えます。中核的なりサーチ活動は、企業の経営陣と直接面談することにより推進されますが、管理会社は、投資判断を行うにあたり、セルサイド側のリサーチおよびセルサイド側のアナリストとの協議等の二次的な情報源にも依拠します。

管理会社は、取引所または店頭で取引される先物、オプション、ワラント、スワップおよびその他のデリバティブ商品を利用することがあります。管理会社は、ファンドに関して、空売り、証拠金取引、ヘッジおよびその他の投資戦略を実施することがあります。管理会社は、再投資までの間、担保またはその他投資目的に適すると考えられる場合は、現金または現金等価物(マネー・マーケット・ファンドを含みます。)で資産を保有することがあります。

上記に要約される投資戦略は、管理会社が現時点で意図しているところを表したものです。証券市場および経済全般の状況および動向によっては、本書への記載の有無にかかわらず、適用のある法律および規制に従い、異なる戦略もしくは投資手法が取られ、または利用されることがあります。上記の記載は、世界金融市場およびその他の事項に関する管理会社の推測および意見を含み、またそれらに基づくものであり、その正確性について保証するものではありません。この投資戦略によって投資目的が達成されるという保証はありません。

レバレッジ

管理会社は、適切とみなす場合、レバレッジ(現金、有価証券およびその他の商品の借入れやデリバティブ取引およびレポ契約の締結によるレバレッジを含みますが、これらに限られません。)を利用することがあります。ファンドの資産は、借入れの担保に供される場合があります。レバレッジの利用により、ファンドへの投資に伴うリスクは増大します。ただし、借入れの結果、借入れの未返済総額がファンドの純資産総額の10%を超えることになる場合には、借入れを行うことはできません。もっとも、特別な状況(他のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これに限られません。)においては、かかる制限を一時的に超えることができます。

通貨ヘッジおよび取引

下記「(5)投資制限」に定められる投資制限に従い、管理会社は、直物外国為替契約および先渡外国為替契約または通貨変動に対するエクスポージャーを減じるその他の方法を利用することにより、円以外の通貨に対するファンドの通貨エクスポージャーのヘッジをしようとする場合があります。

(2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」の項をご参照ください。

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制

ファンドは、日本株ロング・ショート戦略を採用し、投資家に優れたリスク調整後のリターンをもたらすことを目的としています。ボトムアップリサーチを通じた個別銘柄への投資を主な戦略とします。また、必要に応じて、ファンドは日経平均またはTOPIXの先物のポジションを取り、マーケットニュートラルを維持するためにロングサイドとショートサイドのバランスを取ります。

投資戦略の基本的な要素は以下のとおりです。

ファンダメンタル重視のボトムアップリサーチ

直接取材および株式のスクリーニングの結果として、ファンドが主として投資機会を見出す投資ユニバースは、セルサイド・アナリストのカバーが薄い日本の中小型株となります。

ロング・ショート/マーケットニュートラル戦略

「ロング・ポジション」・「ショート・ポジション」を組み合わせる独特のポートフォリオ管理により、ロングとショート各々でマーケット対比の超過リターンを目指します。

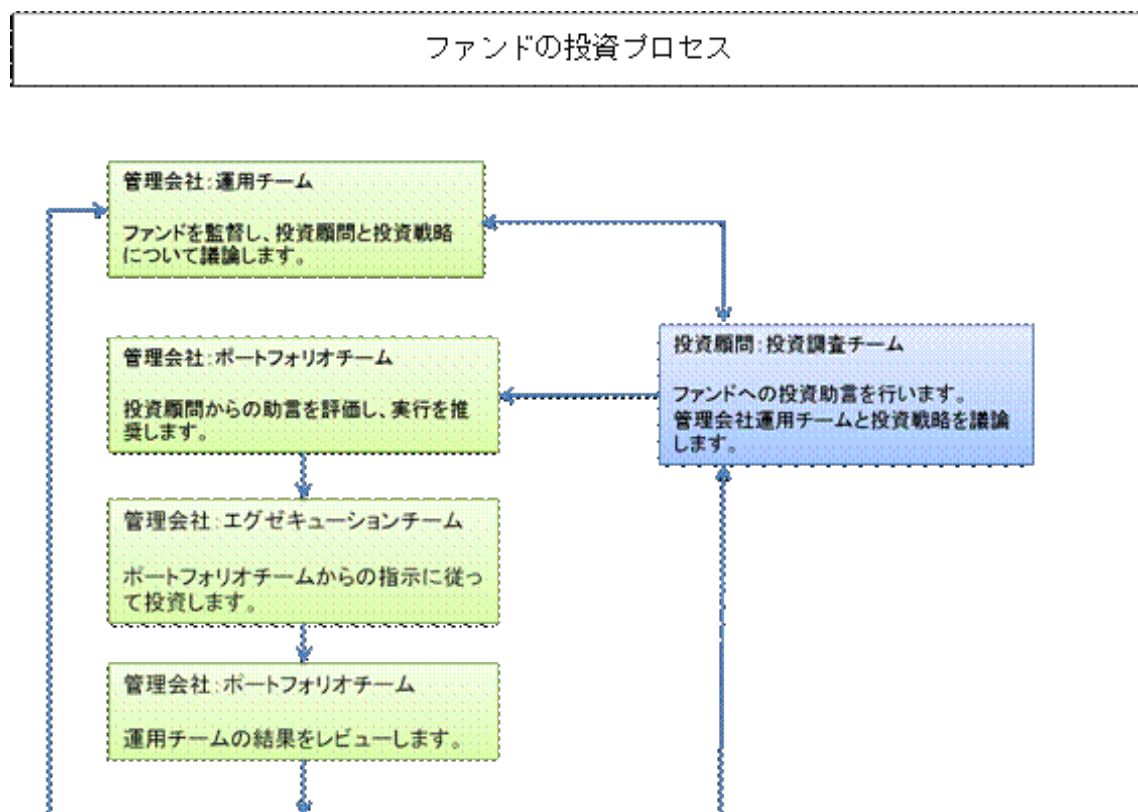
グロスエクスポージャーの機動的な管理

ファンドは、確信の低い銘柄には投資しません。ファンドは、個別銘柄の状況とかかる銘柄への投資のタイミングに確信を得られた場合に投資します。常に安定したリターンを追及することは不可能との前提の下に、「分からないときはやらない」、「取れる時に取る」をスタイルとして徹底しています。

オリジナルコンセプト「パタリスト」に基づいた投資

ファンドは、独自のコンセプトである「パタリスト」を用いて投資します。パタリストとは、高い蓋然性と再現性のある勝ちパターンを見出すことです。日々のリサーチと生み出された投資パフォーマンスの蓄積を通じて得られた情報を分析することで、ファンドは有用性の高い投資戦略となるパターンを識別することが可能になります。

ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社は、ファンドの投資顧問会社です。投資顧問会社は、ファンドのポートフォリオ構築を行うためのリサーチと投資アイデアを管理会社に助言します。投資プロセスは、反復するプロセスです。古典的な「Plan-Do-See」のアプローチに似ていますが、投資顧問会社からの投資助言は管理会社によって評価されます。管理会社は、助言を実行しその結果をまた投資顧問会社と共に評価しています。



このように、管理会社は、投資顧問会社のリサーチに関する洞察力とマーケット経験からメリットを得ています。

（４）【分配方針】

ファンドの目的は、投資元本の成長を最大化することであり、よって、ファンドの投資対象から得られた収益または利益を分配金として分配することは想定されていません。ただし、受託会社は、将来、受託会社が適切とみなす場合はいつでも、管理会社の同意を得た上で、分配を宣言することまたは分配を受領する権利を有する追加のクラスを指定することを妨げられません。分配が宣言された場合、当該分配は、適用ある法を遵守して、支払が行われます。本書の日付現在、分配する予定はありません。

（５）【投資制限】

管理会社は、ファンドのために以下の投資制限に従います。

- （ ） 管理会社自身を相手方として、または管理会社もしくは受託会社の取締役を相手方として、取引を行うことはできません。
- （ ） 管理会社またはファンドもしくは受益者以外の者の利益を図る目的で取引を行うことはできません。
- （ ） 投資会社でない会社の議決権付株式を取得した結果、管理会社が運用するすべての集団投資ファンドによって保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることとなる場合に、当該会社の株式を取得することはできません。
- （ ） 非上場または即時に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドの保有するこれらの投資対象の総評価額がその取得直後において直近で得られるファンドの純資産総額の15%を超えることとなる場合に、かかる投資対象を取得することはできません。
- （ ） 受益者の利益を害するか、または、ファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことはできません。
- （ ） ファンドの勘定で空売りされる有価証券の時価総額が、空売りの直後にファンドの純資産総額を超えることとなる場合に、有価証券の空売りをすることはできません。
- （ ） 上記「（１）投資方針 レバレッジ」の項に記載される借入方針に従って行われる借入れ以外の借入れを行うことはできません。
- （ ） 同一の会社の株式または同一の投資信託の受益証券の保有価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合（かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保有することはできません。
- （ ） 同一のカウンターパーティーを相手方としてデリバティブ・ポジションを保有した結果、かかるデリバティブ・ポジションから当該カウンターパーティーに対し生じるネット・エクスポージャー（以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。）が、ファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合（かかるデリバティブ・エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかるポジションを保有することはできません。ただし、当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとします。
- （ ） 同一の法主体によって発行され、組成され、または引き受けられている(a)有価証券（上記（ ）に記載される株式または受益証券を除きます。）、(b)金銭債権（上記（ ）に記載されるデリバティブを除きます。）および(c)匿名組合出資持分の保有価額（以下、これらを併せて「債券等エクスポージャー」といいます。）がファンドの純資産総額の10%を超えることとなる場合（かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従って計算されます。）に、かかる有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分

を保有することはできません。ただし、担保付取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができます。

- () 同一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ・エクスポージャーの合計がファンドの純資産総額の20%を超えることとなる場合に、当該発行体に対するポジションまたは当該カウンターパーティーを相手方とするポジションを新たに取得しないものとします。
- () 管理会社が事前に定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引および他の類似の取引を行うことはできません。

デリバティブ取引等の制限

金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。)の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式(VaR方式)の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、投資信託財産の純資産総額の80%以内とします。

3 【投資リスク】

(1) リスク要因

純資産総額は、ファンドの投資対象の価格の変動および為替の変動の影響を受けます。ファンドの投資対象から生じるすべての損益は、投資者に帰属します。

管理会社は、ファンドの投資目的および投資方針の制約の範囲内で損失の可能性を最小限にするよう企画された戦略を実行する予定ですが、かかる戦略が実行されるという保証、または実行された場合でも成功する保証はありません。投資判断や市況にかかわらず、ファンドの費用構造によって受益証券1口当たりの純資産価格は下落する可能性を常に有しています。

投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受け取る金額が、投資元本を下回ることもあります。投資者の投資元本は保証されていません。投資信託は預貯金とは異なります。ファンドへの投資は相応のリスクを伴います。

受益証券の流通市場が存在する可能性は小さく、そのため投資者は、保有する受益証券を買戻しの方法でしか処分することができません。投資者は、自身のファンドへの投資額の大部分またはすべてを失う可能性があります。したがって、各投資者は、ファンドへの投資に伴うリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要があります。

ファンドへの投資には、以下に記載されたものを含む(ただし、以下に限られません)重大なリスクを伴います。投資を予定する者は、ファンドへの投資が自身に適切であるかを判断する際に、特に以下の要因を慎重に検討すべきです。

投資戦略特有のリスク要因

借入れ

管理会社は、適用ある信用規制および信託証書に基づき許容される最大限度で、有担保借入れおよび無担保借入れによりファンドの運営資金を調達することが認められています。その他の形式のレバレッジと同様、借入資金で取得された資産の市場価格水準に不利な変動があった場合には、借入金の利用により資本損失のリスクが大きくなる可能性があります。

投資の集中

管理会社は、一般的に、ファンドの資産を多くの投資対象に分散させることを追求しますが、時に当該方針から逸脱し、ファンドに関して少数の比較的多額の証券ポジションを保有することがあります。このような投資の集中の結果、かかるポジションにおける損失が純資産総額を大きく減少させることがあります。

取引相手方リスクおよび決済リスク

管理会社が行う一部の投資は、その性質上、取引相手方の債務履行能力に依存します。かかる当事者が、何らかの理由により債務を履行できなかった場合、ファンドは損失を被ることがあります。そのため、ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされます。ファンドは、決済機関および取引所による決済が履行されないリスクも負います。取引相手方による不履行または決済の不履行は、ファンドの純資産総額に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

近年、大手金融市場参加者（店頭取引およびディーラー間取引の取引相手方を含みます。）のいくつかが契約上の債務を期日に履行できなかったことや不履行寸前の状態に陥ったことで、金融市場の不確実性が高まり、前例のない政府介入、信用および流動性の収縮、取引および融資契約の早期解約、ならびに支払および引渡の停止および不履行がみられました。かかる混乱は、支払能力のあるプライム・ブローカーや貸し手でさえも、新たな投資への貸し渋りやこれまでより著しく不利な融資条件の提示を行う原因となっています。

管理会社は、信用力が高いと考える取引相手方とのみ取引を行う予定ですが、取引相手方が債務不履行に陥らないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。さらに、取引相手方が限られた範囲の者に集中することによって、ファンドの損失可能性が増えることがあります。

デリバティブ商品

ファンドに適用される投資制限に従い、管理会社は、様々なデリバティブ商品（先物、オプション、先渡契約、スワップ、および変動性が高く投機的なその他のデリバティブを含みます。）を利用することがあります。ポジションによっては、大幅かつ急激な時価の変動にさらされることがあり、その結果、損益の金額が変動します。デリバティブ商品の利用は、以下を含む様々なリスクを伴います。

- ・ **トラッキング** - ヘッジ目的で利用される場合、デリバティブ商品の価格変動とヘッジの対象である原投資資産の価格変動との間の相関性が不完全となるか低下した場合には、管理会社は、意図していたヘッジ効果を得ることが妨げられ、ポートフォリオが損失を被るリスクにさらされる可能性があります。
- ・ **流動性** - デリバティブ商品は、特に多額の取引が行われる場合、あらゆる状況において流動性が確保されるとは限らず、ボラティリティが大きい市場では、管理会社が損失を負うことなくポジションを清算することができない可能性があります。さらに、管理会社がデリバティブ商品の取引を行う取引所によっては、一日当たりの値幅制限や投機的ポジションの制限により、管理会社は、ポジションを即座に清算することを妨げられ、ポートフォリオの損失リスクが拡大する可能性があります。
- ・ **レバレッジ** - デリバティブ商品の取引においては、多額のレバレッジを利用する結果となる可能性があります。したがって、デリバティブ商品の取引がもたらすレバレッジ効果により、管理会社がデリバティブ商品のレバレッジ特性を利用しなかった場合よりも、ファンドに生じる利益および損失は拡大する可能性があります。ファンドの純資産総額の変動幅も大きくなる可能性があります。

- ・店頭取引 - ポートフォリオのために売買されるデリバティブ商品には、取引所で取引されていない商品が含まれる場合があります。店頭オプションは、取引所で取引されるオプションと異なり、買い手と売り手が価格その他の条件を交渉する二当事者間の契約です。このような商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる場合があります。また、管理会社が、かかる商品を処分するまたは当該商品に関して決済取引を行うことが、取引所で取引される商品に比べて容易でない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」は著しく乖離する可能性があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制の対象となっておらず、規制された環境において参加者に与えられている保護の多くが、取引所で取引されていないデリバティブ商品には適用されないことがあります。

投資機会の追求と市場の不確実性

魅力的な投資を特定、実行および実現する行為は、高い不確実性を伴います。管理会社が投資目的に見合う投資を特定および実行し、その価値を実現できる保証または管理会社が投資戦略と一致する方法でファンドの資産を全額投資できる保証はありません。

ヘッジ

管理会社は、一般にリスク管理を目的として、デリバティブ、オプション、金利スワップ、スワップション、キャップおよびフロア、先物および先渡契約等、様々な金融商品を利用することができますが、特定のヘッジが適切である保証および特定のリスクが適切に測定される保証はありません。さらに、管理会社は、リスク軽減の追求のためにヘッジ取引を行うことができますが、かかる取引の結果、管理会社がかかるヘッジ取引を行わなかった場合よりも、ファンドの全体的なパフォーマンスが低下し、リスクが(軽減されずに)増大することがあります。ファンドは、(特定の有価証券および取引相手方の両方に関する)信用リスク等、ヘッジできない一定のリスクに常にさらされます。また、管理会社は、市場リスクを完全にヘッジすることなく、予想される将来の市場の方向性に基づいてポジションを取ることがあります。

エクイティ証券への投資

普通株および類似のエクイティ証券は、一般に、発行体の資本構成において最も劣後するため、通常、発行体の資産に対するすべての上位債権が完済された後の残余資産(もしあれば)に対して権利を有します。普通株の保有者は通常、発行体の管理機関が宣言した場合にのみ、その宣言の範囲内で、発行体の上位証券の利息、配当およびその他の要求される支払を行った後に利用可能な収益またはその他の資産から配当を受け取る権利を有します。ワラントおよび新株購入権は、その保有者に対して、その他の持分証券を取得する権利を付与する証券であり(義務付けるものではありません。)、発行体の資産に対する権利を表章するものではありません。その結果、ワラントおよび新株購入権は、その他の種類のエクイティ証券への投資よりも投機的であると考えられます。

新規公開株への投資

ファンドの資産は、新規株式公開によって発行される企業の証券に投資されることがあります。かかる証券は、多くの場合、より確立されている大手の公開株式会社よりも潜在的に高い収益および売上の成長の可能性があります。したがって、株価が大きく上昇する可能性があります。ただし、かかる企業は、事業サイクルの初期段階にあり、実績が限られているという点で、当該証券に付随するリスクは高くなる可能性があります。

市場リスクおよび流動性

ファンドの投資プログラムの大部分の収益性は、有価証券その他の投資対象の将来の価格動向を正確に評価できるかどうか大きく左右されます。管理会社がこれらの価格動向を、正確に予測できるという保証はありません。管理会社は、ロング・ポジションおよびショート・ポジションまたはその他の方法を利用することにより、市場リスクの軽減を試みることがありますが、常に一定程度の（時に重大な程度の）市場リスクが存在します。さらに、ファンドは、ファンドの資産が投資される商品の市場流動性が低下した場合には悪影響を受ける可能性があり、その結果、管理会社がポジションの調整を迅速に行うことができなくなる可能性があります。ポジションの規模によっては、当該商品の市場流動性の低下の影響が拡大する可能性があります。市場レバレッジ全体の変化、プライム・ブローカーが利用可能なレバレッジ水準を引き下げる決定を行った結果としてのレバレッジ削減またはその他の市場参加者による同一または類似のポジションの解消もまた、純資産総額に悪影響を及ぼすことがあります。ファンドの原投資対象の一部は、活発に取引されないことがあり、かかる投資対象の評価には不確実性が伴うことがあります。かかる状況において、純資産総額は悪影響を受ける可能性があり、管理会社は、必要な時に投資対象を速やかに清算できなくなる可能性があります。さらに、取引量の少ないまたは流動性の低い投資対象の管理会社による売却は、かかる投資対象の市場価格を下げる可能性があり、これにより、ファンドの収益性は低下し、損失が増えることがあります。かかる非流動性は、市場、市場間の相互関連性、政府・規制当局、取引所の規則、適用法またはファンドの投資の性質などが原因となって生じる可能性があります。

オプション

管理会社は、ファンドの勘定でオプション取引をすることがあり、かかる取引には様々なリスクが内在します。例えば、カバード・コール・オプションの売り手（例えば、売り手が原証券についてロング・ポジションを保有している場合）は、原証券の市場価格が、原証券の買付価格からコール・オプションで受領したプレミアムを控除した額を下回る水準まで下落するリスクを負い、同時に、コールの行使価格を上回る価格にて原証券を売って利益を得る機会を失います。カバーされていないコール・オプションの売り手は、理論的には、オプションの行使価格より原証券の市場価格が無限に上昇するリスクを負います。またコール・オプションの買い手は、オプション投資に際して支払ったプレミアムを失うリスクを負います。カバード・プット・オプションの売り手（例えば、売り手が原証券についてショート・ポジションを保有している場合）は、原証券の市場価格が、原証券の（ショート・ポジションを設定するための）売却価格に受領したプレミアムを加えた額を上回るリスクを負い、同時にオプションの行使価格からプット・オプションで受領したプレミアムを控除した額を下回る価格にて原証券を買戻して利益を得る機会を失います。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプションの行使価格を下回るというリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプション購入に際して支払ったプレミアムを失うリスクを負います。オプション市場は特定のオプションの権利行使を差し止める権限を有しており、オプションの売買が停止されている期間にそれが発動された場合には、オプションの保有者と売り手のどちらも、一方の制限が解除されるまで、それぞれのポジションに固定されてしまうことになります。

投資戦略の実行リスク

ファンドの資産は、重要なリスクが潜在する数々の証券および負債に投資されます。管理会社は、投資対象の慎重なリサーチ、継続的なモニタリングおよび適切なヘッジ手法によって、これらのリスクの管理を試みますが、ファンドに関して購入した証券およびその他の商品の価値が実際に増加するという保証またはファンドが重大な損失を被らないという保証はありません。

空売り

「売りつなぎ」ではない空売りは、ファンドのリターンを増加させる機会を生み出す一方、同時に、特別に考慮すべきリスクが附随し、投機的な手法とみなされることがあります。ファンドは、空売り日において証券の売却代金の全額を再投資する必要なしに、空売りした証券の価格の下落により利益を得ることになるため、受益証券の価値は、管理会社がかかる空売りを行わなかった場合に比べて、空売りした証券の価格が下落すると上昇し、また空売りした証券の価格が上昇すると下落する傾向となります。空売りした証券の市場価格が上昇を続けた場合には、理論上、空売りの損失額は無限に拡大する可能性があります。管理会社は市場価格が大幅に上昇する前に、空売りした証券を入れ替えることで、かかる損失を軽減できることがあります。不利な市場条件では、管理会社は、空売りによる引渡義務を履行するために証券を購入することが難しくなる可能性があります。また、空売りによる引渡義務の履行に必要な資金を調達するために、売却に適さない投資環境において、ポートフォリオが保有する証券を売却せざるを得なくなる可能性もあります。空売りは、ファンドのロング・ポジションの市場価格が下落するリスクをヘッジする目的で使用することがありますが、かかるヘッジ取引が成功する保証はありません。

日本を含む様々な金融規制当局が、近年、一定の証券の空売りを制限する規則を制定しています。かかる制限は、通常は一時的なものであり、一部の法域では廃止されていますが、一または複数の規制当局が、かかる制限を延長し、修正または復活させる可能性があります。空売りの規制に関しては、様々な提案（競合他社にそのポジションに関する透明性を提供する案など）がなされており、一または複数のかかる提案が施行された場合、管理会社はその投資戦略を成功裡に実行することを妨げられるか、その他ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

小規模企業または未成長企業

投資戦略の実施において、管理会社は、時価総額が中小規模である企業の証券に投資することに焦点を置きます。かかる証券は多くの場合、大幅な値上がりの可能性が潜在すると管理会社は考えていますが、一部の企業の証券、特に時価総額が低い企業の証券は、ある点において、大規模な企業の証券への投資よりも高いリスクを伴います。例えば、小型証券のみならず中型証券の価格でさえ、大型証券の価格よりも変動性が高くなることが多く、多くの中小規模企業の倒産リスクまたは支払不能リスク（投資家に対する付随的損失を伴う）は、大規模な「優良」企業よりも高くなります。中小規模企業は、製品ライン、流通経路、財源および経営資源が限られていることがあります。さらに、一部の小規模企業の証券の取引量は少ないため、これらの企業への投資は、相対的に流動性が低くなる可能性があります。

一般的なリスク要因

規制当局による監督の欠如

ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づく規制ミューチュアル・ファンドですが、その他の法域の法律に基づき登録を行う義務はなく、また登録を行う予定もありません。したがって、他の法域の証券法（投資者に一定の規制上の保護が定められていても）は一般的に適用されません。

ブローカーの支払不能リスク

管理会社は、上場先物および証券取引の清算および決済のために、プライム・ブローカーおよび複数の清算ブローカーのサービスを利用します。これらのブローカーのうちいずれかが支払不能に陥った場合、かかるブローカーに保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性があります。ブローカーには、顧客資産と自身の自己勘定資産を分離させる義務および一定額の資本を準備金として保有する義務がありますが、顧客資産は通常、すべての顧客の利益のためにプールされた顧客勘定で保有されます。さらに、ブローカーは、かかる顧客勘定から顧客資産を

移動することまたは通常の業務過程においてかかる資産を使用することができる場合があります。ブローカーの破綻の際に顧客の請求額がブローカーによって実際に保有されている顧客資産の金額を超えるような場合は、ファンドは損失を被るおそれがあります。さらに、管理会社は、倒産したブローカーの破産手続が完了するまでは、当該ブローカーによって保有されていた証券の取引ができなくなる可能性があります。

投資ファンドの事業リスクおよび規制リスク

ファンドの期間中に、ファンドに悪影響を及ぼすような法律上、税制上および規制上の変更が行われる可能性があります。投資ファンドの規制環境は発展しており、投資ファンドの規制の変更は、ファンドの投資対象の価値に悪影響を及ぼすことがあり、管理会社のレバレッジ利用能力（ファンドに関して当該変更前に利用できたレバレッジが得られなくなるなど）または取引戦略の遂行能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、証券市場および先物市場には、包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。規制当局、自主規制機関および取引所は、市場に緊急事態が発生した場合に、臨時措置を講じる権限を付与されています。デリバティブ取引およびかかる取引に従事するファンドに対する規制は、発展途上の法分野であり、政府の規制や司法判断により変更されることがあります。将来行われる規制の変更が、ファンドに重大な悪影響を与える可能性があります。

クラス間債務リスク

あるクラスの負債（ヘッジ契約に関連するものを含みます。）が当該クラスの資産額を超える場合に、ファンドの債権者による請求を充足させるために、他のクラスの資産が充当されることがあります。そのため、支払能力のあるクラスの資産は、債務超過クラスの債務に関連したリスクにさらされ、その債務を弁済するために使用されることがあります。

キーパーソンへの依存

ファンドの投資活動は、管理会社および投資顧問会社の主要な人物の経験および専門性に依拠しています。いずれかのキーパーソンの役務が失われた場合には、ファンドの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

受益証券の非流動性

受益証券は、受託会社の承認を得ずに譲渡することはできず、受益証券に流通市場が存在する見込みはありません。したがって、受益者は、買戻しの方法でしか受益証券を処分することができない可能性があり、また、受益証券と引き換えに、現金ではなく有価証券を受け取る可能性もあります。

受託会社は、管理会社と協議の上、一定の状況において、純資産価額の計算および/または受益証券の買戻しを停止する権利を有します。買戻請求権の停止対象となった受益証券の買戻しを行おうとする受益者は、本書に記載される市場リスクおよびその他のリスクに引き続きさらされ、かかる受益証券が実際に買い戻されるまで、受益証券に帰属する損益に引き続き関与することになります。さらに、受託会社は、管理会社と協議の上、（関連する評価日に買戻しが停止されていなかった場合でも）買戻しの支払を停止することができます。

受託会社が管理会社と協議の上、純資産価額の計算を停止する場合、受益証券の価額または受益証券がさらされるリスクの程度に関する信頼できる情報を入手することが困難になることがあります。

限定的な運用歴

投資予定者がファンドへの投資を行う前に参照できるファンドの運用歴は限定的です。さらに、管理会社の運用歴も限られています。管理会社の投資戦略の短期的もしくは長期的な見通しの評価が正確であるという保証も、ファンドがその投資目的を達成する保証もなく、ファンドの投資プログラムは、かかる前提の下で評価される必要があります。

限定的な受益者の権利

受益者には、ファンドの日常業務に関与する権利はありません。したがって、受益者は、ファンドの運用またはファンドのサービス提供会社の任命および解任をコントロールすることはできません。

受託会社 / 受益者の法律顧問は存在しません；法律顧問は責任を負わず、独立の検証を行います

オジエ法律事務所（以下「オジエ」といいます。）は、ケイマン諸島における管理会社の法律顧問であり、ラジャ・タン法律事務所（以下「R & T」といいます。）は、シンガポールにおける管理会社の法律顧問であり、狛・小野グローバル法律事務所（以下「K O G」といいます。）は、日本における管理会社の法律顧問です。受託会社は、管理会社の法律顧問とは別の独立した法律顧問を雇用していません。オジエ、R & TおよびK O Gのいずれも、ファンドの投資者を代表するものではなく、ファンドの投資者を代表する独立の法律顧問は雇用されていません。英文目論見書は、受託会社および管理会社によって提供された情報に基づき作成されたものであり、オジエ、R & TおよびK O Gのいずれも、かかる情報を独立の立場から検証していません。

シャーマン&スターリングは、受益証券の本募集に関して米国法に関するファンドの法律顧問を務めます。シャーマン&スターリングはまた、管理会社が後援するその他のファンド（以下「ゴードリアン・ファンズ」といいます。）も代表します。受益証券の本募集およびファンドおよびその他のゴードリアン・ファンズに対する継続的な助言に関連して、シャーマン&スターリングは、ファンドの受益者を代表せず、今後も代表しません。ファンドの受益者を代表する独立の法律顧問は雇用されていません。シャーマン&スターリングがファンドおよびその他のゴードリアン・ファンズを代表する場合は、相談を受けた特定の事項に限られます。シャーマン&スターリングが相談を受けていないその他の事項で、ファンドおよびその他のゴードリアン・ファンズに影響を及ぼすことがあります。シャーマン&スターリングは、英文目論見書に記載される投資プログラム、評価手続およびその他のガイドラインの遵守状況の監視を行う義務を有せず、適用法の遵守についても監視する義務はありません。英文目論見書の作成に関連して、シャーマン&スターリングは、米国法に係る事項に限り責任を負っており、英文目論見書で言及または開示されるその他の事項については責任を負いません。ファンドに助言を行う過程において、受益者の利益がファンドの利益とは異なることがあります。シャーマン&スターリングは、これらの問題の解決において、受益者の利益を代表しません。さらに、シャーマン&スターリングは、ファンドから提供された情報に依拠しており、ファンド、管理会社、投資顧問会社、その他のサービス提供会社またはそれらの関連会社および従業員に関する英文目論見書に記載された情報の正確性および完全性について、調査または検証を行っていません。

全体的な投資リスク

すべての有価証券の投資には、元本を失うリスクがあります。ファンドに関して取得および取引される有価証券および利益向上を目的として用いられる投資手法および戦略の性質により、このリスクが増大することがあります。管理会社は、ファンドのポートフォリオの管理に最善の努力を尽くしますが、ファンドが損失を被らないという保証はありません。様々な政府機関による

行為および国内外の政治的事由を含む数多くの予測不可能な事由により、急激な市場変動が発生することがあります。

大量買戻しの潜在的影響

受益証券の大量買戻しが生じた場合、管理会社は、買戻しの資金に必要な現金を調達するために当初の想定よりも早くポジションを清算せざるを得なくなる可能性があります。一部の低流動性証券について、管理会社は、有利な条件でポジションを清算することが困難となる可能性があります。その結果、損失または純資産価額の減少が発生することがあります。受託会社は、ポートフォリオ資産を決済することが賢明ではないと管理会社が判断する場合、受益証券の買戻しのための支払を行うために必要な現金を借り入れることが認められます。管理会社は、かかる借入れの返済の担保としてポートフォリオの資産を抵当に入れることもできます。これらの状況において、継続的な受益者は、ファンドの資産の価額がその後下落するリスクを負います。

近年の世界的な市場のボラティリティおよび混乱、金融機関の破綻および債務不履行、ならびに大規模な金融不正行為といった深刻な出来事の発生を受けて、世界各国の政府当局、政府機関および政府代表者は、投資ファンド（当ファンドを含む）およびその運用業者、ならびにそれらの活動に対する追加規制を含む、金融システムおよび市場参加者に対する規制改革を要請しました。かかる追加規制には、登録要件、コンプライアンス、リスク管理およびマネー・ロンダリング防止手続、一定の種類取引（株式の空売り等）に対する規制、レバレッジの提供および利用に対する制限、資本、会計帳簿および記録、報告、ならびに開示に係る要件（レバレッジ比率、リスク指標、空売り等に関する要件を含みます。）の実施、ならびに一定の店頭取引活動（一定のクレジット・デフォルト・スワップおよびその他のスワップの清算等）に対する規制を含みます。かかる投資ファンドの活動が市場および金融システムの不安定性の一因となったか否か（およびその方法）について究明しようと数多くの研究およびレポートが出されています。多くの主要な金融市場において、広範囲にわたる規制改革が承認または導入されており、今後さらに承認または導入されるものと予想されます。

さらに、世界各国の市場の規制機関、自主規制組織および取引所は、現在、緊急事態法により金融市場への介入を認められており、株式（または特定の株式）の空売り等の一般的な市場慣行を制限または禁止することができ、また制限および禁止してきました。金融市場の安定化を意図したこうした対策の実施範囲は、国によって異なります。追加の措置および法規制が広く予想されており、ファンドの投資戦略およびビジネス・モデルに深刻な悪影響（かかる措置に従うためにファンドが多額の費用を負担しなければならない場合を含みます。）を及ぼす可能性があります。

最近の市場の状態および政府の措置の継続期間、厳格性の程度および最終的な影響は、予測不可能です。さらなる混乱により、ファンドの潜在的または実際の投資対象の市場価格がさらに下落する結果となる可能性があります。かかる下落および/または政府の措置は、一般的な投資機会またはファンドについての投資機会を減少させ、様々な投資戦略の実現可能性に影響を及ぼし、または損失を回避できない状況で投資対象を処分せざるを得なくなる可能性があります。

ドッド・フランク法

一般

2010年7月21日、米国のオバマ大統領は、ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）に署名しました。これは、とりわけ私募ファンドの投資顧問業者に関して米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）の規則制定権を大幅に拡大したものです。SECは、2011年6月22日、ドッド・フランク法の一定の免除規定の見直しおよび投資顧問法における一定の報告要件の追加を実施するための主要規則の最終案を

完成させました。最終規則でSECは、特に、マネージャーおよびその運用するファンドに関して膨大な量の情報を報告することを義務付けています。この情報のうち一部は公開されるため、メディア、報告者であるマネージャーの競合他社およびその他の市場参加者ならびに規制当局および自主規制機関が注目することが予想されます。かかる新たな開示要件は、管理会社およびファンドのコンプライアンスに対する負担を増大させる可能性があります。

管理会社およびファンドまたは関係法人に関する新しい法令規則、規制内容の変化、法令遵守の負担は、ファンドのパフォーマンスに重大なマイナスの影響を及ぼすことがあります。かかる法令は、直接または間接的に、以下の結果をもたらす可能性があります：()管理会社に、投資家、取引相手方、債権者および規制機関に対して報告義務およびその他の開示義務が生じること、()管理会社がファンドの運用を変更せざるを得なくなること、()ファンドが利用できる投資対象の種類および構造が制限されること、または()ファンドの運営にその他の変更または制限を生じさせること。

店頭取引デリバティブ市場に対する規制の強化

ドッド・フランク法は、米国の包括的な金融規制改革法であり、店頭デリバティブ市場の取引および市場参加者に対する包括的な規制枠組みも定めています。ドッド・フランク法は、SECおよび米国商品先物取引委員会(CFTC)に対して店頭デリバティブ市場を規制するための規則および基準の採択および施行に関する広範な権限を委譲しており、これらの規則制定および実施の大部分は進行途上にあります。そのため、ファンドの店頭デリバティブ取引活動およびそのパフォーマンス全般に対するドッド・フランク法の最終的な影響は、現時点では不確実ですが、甚大な影響(ある面では潜在的に不利な影響)を及ぼすことが合理的に予測されます。

ドッド・フランク法によって企図される包括的な店頭デリバティブ市場改革は多岐にわたりますが、特に、以下が含まれます：()大部分のスワップ取引の清算を義務化、()店頭デリバティブ市場参加者の一部を新規カテゴリーに指定し、登録、記録維持、資本金および証拠金の要件を課すこと、ならびに()スワップおよび証券ベーススワップに関して、CFTCおよびSECによる新たなポジション制限を適用すること。

その他の受益者の権利

受託会社は、(他の受益者の同意を得ることなく)一部の潜在的受益者または既存の受益者と契約を締結し、かかる受益者に対して、本書に記載される条件より有利な条件を適用させることができます。例えば、ファンド、その他の投資ビークルまたは運用勘定に将来投資を行う特別な権利、特別な買戻しの権利(頻度または通知等)、受益者によって支払われる報酬または買戻し手数料の減額または割引および/またはその他の条件、ファンドに関する報告をより頻繁に受領する権利または他の受益者に提供されていない情報を含む報告を受領する権利(ポートフォリオ・ポジションに関するより詳細な情報を含むが、これに限られません。)ならびにかかる受益者によって交渉されるその他の権利があります。条件の変更は、受託会社の裁量においてのみ行われ、とりわけ、受益者によるファンドへの投資の規模、受益者が長期間にわたってファンドに対するかかる投資を維持することの合意または受益者がファンドに対して行うその他の類似のコミットメントに基づいています。

取引費用

投資戦略は、高い水準の投資取引および投資の回転率を伴うことがあり、多額の取引費用を発生させることがあります。ファンドは、その取引活動が利益を生み出すか否かにかかわらず、仲介手数料および関連する取引手数料およびコストを負担します。運営費および管理費もファンドが負担します。受益者が保有する受益証券の純資産価額の増加が実現されるためには、これらの

手数料およびコストの総額を上回る収益を達成する必要があります。かかる収益が（またはいかなる収益も）達成される保証はありません。

ファンドの投資対象の評価

ファンドの有価証券およびその他の投資対象の評価は、不確実性および判断を伴うことがあり、かかる評価が不正確であることが判明した場合、受益証券の1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。上場証券を例外とし、一部の証券およびその他の投資対象に関しては、独立のプライシング情報が入手できないことがあります。評価の決定は、信託証書および本書の規定に従って誠実に行われます。

管理会社は、その性質上正確な評価が困難な一部の資産に投資することがあります。かかる投資対象に割り当てられた価額が、実際の価値と異なる場合、受益証券の1口当たり純資産価格は、その分過小評価または過大評価される可能性があります。上記に関し、ファンドが当該投資対象を保有する期間中に受益証券の全部または一部の買戻しを受ける受益者には、当該投資対象の実際の価値が、割り当てられた価額よりも高かった場合、本来支払われるべき金額を下回る金額が支払われるリスクがあります。同様に、当該投資対象の実際の価値が、指定された価値よりも低かった場合、かかる受益者には過大に支払われるリスクがあります。さらに、当該投資対象の実際の価値が、指定された価額よりも高かった場合、新規の受益者によるファンドへの投資（または既存の受益者による追加投資）によって、他の受益者にとっては当該投資対象の価値が希薄化する可能性があります。さらに、当該投資対象の実際の価値が指定された価値よりも低かった場合、新規の受益者（または追加投資を行う既存の受益者）は、本来支払うべき金額よりも多く支払っているというリスクがあります。受託会社、管理会社および管理事務代行会社の間で随時合意される特別な状況を除き、ファンドは、受益証券の1口当たり純資産価格を遡及的に調整することはありません。純資産価額の計算に関して誠実に使用された価格もしくは評価が、ファンドの資産の価格もしくは評価の誤ったもしくは不正確な見積もりもしくは決定であったことが判明した場合、受託会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれも一切責任を負いません。

監査後の払戻しはありません

受益証券の買戻しにおける買戻価格は、未監査の1口当たり純資産価格に基づくものですが、年次監査において過去のいずれかの評価に対する調整が必要であると判断された場合でも、信託証書にはクローバック（払戻し）条項はありません。したがって、買戻しを請求した受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が監査済みの1口当たり純資産価格に基づく場合に受益者が受領したであろう買戻代金よりも、高い場合もあれば、低い場合もあります。信託証書は、監査後のクローバックについて規定していないため、過払いがあった場合には、それに相当するマイナスの影響をファンドに与える可能性があります。

物品サービス税

ファンドは、管理会社、ブライム・ブローカー兼保管会社、管理事務代行会社および監査人を含む（ただし、これらに限られません。）サービス提供会社から受ける一定のサービスについて物品サービス税またはその他の形態の付加価値税を支払わなければならない場合があります。受託会社および管理会社は、実務上可能であると合理的に考える限り、ファンドが負担する税金を最小化する方法でファンドの業務を行う方針です。例えば、実行可能な場合には、適用ある税務当局に対して、ファンドが支払った物品サービス税の還付請求等を行います。ただし、投資家は、ファンドが支払った税金の全部または一部を回収できる保証がないことに留意すべきです。特に、受託会社は、管理会社との合意に基づき、ファンドが管理会社に対して行うすべての支払

は税金を除外した額で行わなければならないため、税金の控除または源泉徴収が要求される場合、ファンドが支払う金額は、かかる控除または源泉徴収が行われなかったまたは行われる必要がなかった場合に管理会社が受領したであろう金額に等しい金額（控除または源泉徴収の差引後）を管理会社が受領できるように、必要な金額が加算されるものとします。さらに、上記を害することなく、管理会社が信託証書に基づき受領した、または受領する権利のある支払に対する税金の支払義務もしくは税金を理由とする支払義務が生じた場合またはかかる支払に関する債務が管理会社に対して請求され、課され、査定された場合、ファンドは、当該損失または債務について、ファンドの資産の中から、速やかに管理会社に補償するものとします。

日本に関する特定のリスク要因

財務情報

日本の企業に適用されている会計、監査および財務報告要件は、米国の企業に適用される要件とは異なります（場合によっては大幅に異なります）。一部の日本の上場企業は、2010年3月以降、国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）を採用することができますが、現在、日本の上場企業に対してIFRSを採用する強制的な義務は課されていません。日本の基準および報告要件は、米国に比べるとずっと緩やかです。特に、日本企業の財務諸表に記載される資産および利益は、IFRSまたは米国GAAPに基づいて作成された場合に反映されるように財政状態または営業成績を反映しない可能性があります。一般に、日本企業に関して一般に入手できる情報は、米国企業について発表されている報告書および格付よりも大幅に少なく、日本企業は、しばしば、米国の発行体にとっては一般的な財務情報その他の開示を投資家に行うことに消極的です。したがって、投資後に入手された情報が、かかる投資の価値にマイナスの影響を及ぼさないという保証はありません。

為替変動リスク

非円建てクラスへの投資は一般に、大きな為替リスクにさらされます。ファンドが投資する企業の収益および資産の実質的にすべてが円建てです。非円建てクラスが表示される運用通貨が円に対して値上がりした場合、これらの投資対象の価値は悪影響を受けます。さらに、ファンドが配当、利息またはその他の種類の支払（清算支払等）を円で受け取る際、当該支払が行われる前に円が関連する運用通貨に対して値下がりし、関連する運用通貨によるこれらの支払の価値が十分にヘッジされていない場合には悪影響を受けるおそれがあります。管理会社は、当該クラスの受益証券の保有者による買戻しを可能にするため、毎月非円建てクラスのヘッジを行う方針ですが、適切なヘッジ商品が利用できない場合があります。さらに、ヘッジされる資産もしくはリスクと関連するデリバティブ商品の基礎となる資産もしくはリスク要因の間の関係に影響を及ぼす非流動性および不正確な相関またはその他の価格アノマリーを含む様々な要因が、使用されるヘッジ戦略の成功に悪影響を及ぼすことがあります。特に不正確な相関リスクを含むかかる価格アノマリーは、ヘッジの損失がファンドのポジションの価値の上昇よりも大きくなる可能性を生み出します。

日本の政治・経済リスク

2008年9月の米国連邦倒産法第11章に基づくリーマン・ブラザーズの保護申請の直後に発生した世界的金融危機は、日本にも影響を与え、国内信用市場の大幅な縮小をもたらし、日本企業が社債市場において資金を調達することが困難となりました。これ以降、一般的に、日本の企業が公開市場において多額の長期無担保債務を調達することが困難になりました。広範な産業および地域にわたって事業活動が大幅に縮小し、多くの企業は、信用市場の流動性の欠如に加え、消費者支出の大幅な減少による商品またはサービスの需要不足に見舞われ深刻な困難に直面しまし

た。失業率は、大幅に上昇しました。日本政府は、景気刺激策を導入していますが、日本経済を回復させる努力が成功する保証はありません。

法律上および規制上の環境

日本の近年の法令の一般的なトレンドは、日本以外の投資に対する保護を強化する傾向にあり、事業の法的環境は改善されてきました。しかしながら、経済法令におけるこのトレンドが、政権の交代、社会的混乱または日本の社会的、政治的または経済的状况に影響を及ぼすその他の状況により失速、縮小、または後退しないという保証はありません。かかる転換は、ファンドの投資対象の価値に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあります。

ファンドが投資する企業または当該企業の取締役、執行役員、株主もしくは破産管財人に対して訴訟を提起するファンドの能力は限定される可能性があります。かかる企業は、日本の法律に基づき設立されている可能性が高く、実質的にすべての資産が日本に所在している可能性があります。その結果、ファンドが当該企業またはその取締役、役員もしくは管財人に対して訴状の送達を行うことが不可能な場合があります。日本国外において企業を訴えることに成功したとしても、日本における判決の執行は困難な場合があります。

プライム・ブローカーの規制

日本の公開株に投資するプライム・ブローカーは、金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業の登録をする必要があり、金融商品取引法に基づく様々な義務（例えば、顧客資産を分離する義務）に従います。ファンドによってまたはファンドのために雇用されるプライム・ブローカーが必要な登録を喪失した場合または金融商品取引法またはその他の適用ある日本の規制に違反する活動に従事した場合、ファンドは重大な悪影響を受けるおそれがあります。かかる状況において、プライム・ブローカーがファンドのプライム・ブローカーを引き続き務めることができる保証はありません。

自然災害のリスク

日本を含む一部のアジア地域は、自然災害によるシステムック・リスクが比較的高い地域であり、ファンドの資産価値に深刻な影響を及ぼす可能性があります。日本は、例えば2011年の東日本大震災で経験したように、特に地震の影響を受けやすい国です。かかる自然災害が発生した場合、広範な産業および地域にわたって事業活動が大幅に縮小する可能性があり、企業は、消費者支出の大幅な減少による商品またはサービスの需要不足から深刻な困難に直面するおそれがあります。自然災害は、ファンドの財務状況に大幅な悪影響を及ぼすことがあります。

上記に列挙されるリスク要因は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に網羅しているものではなく、またそれらを完全に説明するものではありません。投資を予定する者は、本書全体を読了の上、ファンドへの投資を決定する前に、ご自身で弁護士、税理士およびフィナンシャル・アドバイザーに相談する必要があります。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドの管理会社としての主要な責任は、ファンドが確立されたガイドラインに従って運営されることおよびリスクが適切に監督されることです。

ポートフォリオのリスクは、毎日、市場が開始するのに先立って監視され、取引時間中続きます。管理会社では、ファンドの運用システムを用いることで、リアルタイムの監視を行いポートフォリオに対するポジションとリスクパラメーターをセットします。特に留意しているのは、分散投資、デリバティブ・ポジションのバリュアットリスク、ポートフォリオ全体のバリュアットリスクです。

ドロウダウンに関しては、適用される強制ストップロス・ルールはないものの、管理会社はポートフォリオの全体の損失水準を監視し、ポートフォリオ全体の過去3か月高値からのドロウダウンが5%を超えた場合には、当該月の月次ドロウダウンが10%未満に収まるようにポートフォリオのボラティリティを減少させます。

管理会社は、ファンドの運用機能に関わっているチームの横断的な任務の明確な区別が確実になるような組織的リスクモデルを適用しています。

投資運用においては、管理会社の東京における投資顧問会社である、ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社が、会社訪問とリサーチを実施し、ポートフォリオ構築のための助言を行います。しかしながら、管理会社には、投資顧問会社からの投資助言がファンドの投資ガイドラインに則っているか確認する責任があります。そこで、管理会社は、投資助言を受け入れて実行することが適切か否かを判断します。

運営サイドでは、管理会社は任務を明確な二つのグループに分けています。一つはオーダーの執行に責任を持つチーム、もう一つはファンドの残高照合や管理事務の側面に責任をもつチームです。ファンドのオーダー執行に責任を持つチームは、取引残高照合、管理事務代行会社またはプライム・ブローカーに対する取引記録の準備及び毎日のNAV推定値の計算に関与することは許されておりません。これらの任務は、互いに他のチームが扱っている業務を行うことが許されないことで、明らかに分離されています。

管理会社は、ファンドのためのオペレーティングマニュアルを作成し定期的に見直しています。当該マニュアルには、ガバナンスと意思決定プロセスに起因するリスク、外部に業務委託する結果として生じるリスク、潜在的な詐欺や窃盗のリスク、投資戦略に関するリスク、等の問題に対処するためのリスク管理ステートメントと計画が含まれています。

管理会社の業務執行取締役は、リスク管理フレームワークの年次レビューを実施し、必要な変更を行っています。

管理会社は、多くの選別されたサービス提供者と共に業務を行っています。管理会社は、多くのサービス提供者に対して提案を求め、かかる業者の業務をレビューするための定期的な対話を継続しています。これらのサービス提供者には、法律事務所、銀行、取引ブローカー、プライム・ブローカー、管理事務代行会社、保管会社、監査人等があります。

管理会社は、選別プロセスにおいて、提案してくるサービス提供者が契約期間においてそのサービスを実行しサポートできる経験と能力を有しているか、格付けを含む財務的強みと基盤はどうか、業務における評判、企業文化、コンプライアンス、告発、係属中もしくは潜在的な訴訟、セキュリティ、内部統制、監査カバレッジ、報告とモニタリング環境、下請け業者に対する信頼や関係は良好か、保険カバレッジ、サービスのパフォーマンスに影響を与えるであろうその他外部要因（例えば、かかる業者が業務を行う法域における、政治的、経済的、社会的、法的環境その他の事象等）について良い理解を得ようと努めます。

ミーティング、インタビューや他の業者との比較に加え、業務執行取締役は、他のサービス提供者や多くのサービス提供者を利用している他の運用会社を含む市場参加関係者の広範なネットワークを有しています。このようなインフォーマルなネットワークは、サービス提供者の選別するプロセスにおけるより公式なインタビューを補完するものとなります。

管理会社は、サービス提供者の多くと定期的に交流しています。その結果として、実際面では、管理会社は、継続的に外部業者に対する管理の効率性をテストしています。重大な問題は、サービス提供者の中上級マネジメントへ速やかに報告されます。

ファンドは、ヘッジ目的以外でデリバティブ取引等を行います。VaR方式を用いて、リスク管理を行っています。

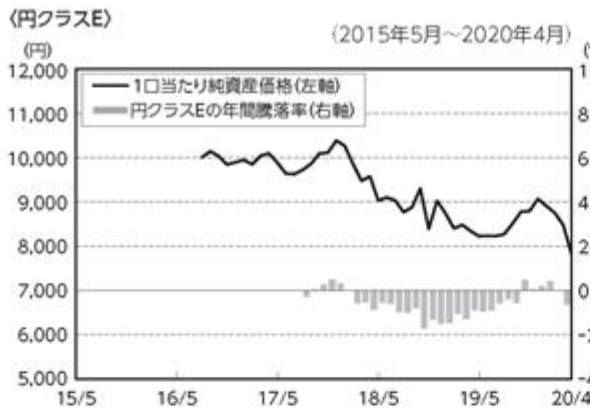
（注）上記のリスク管理体制は今後変更されることがあります。

（３）リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの円クラスEの1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

このグラフは、過去5年間に於けるファンドの1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、過去5年間に於ける年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所：管理会社および指数提供会社のデータを基に拍・小野グローバル法律事務所が作成

※円クラスEについては分配金の支払実績はありません。

※ファンドの円クラスEの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。円クラスEは2016年9月1日から運用を開始したため、運用開始から2017年8月末までは直近1年間の年間騰落率は算出されていません。

※代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

※ファンドの円クラスEと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※新興国株の年間騰落率は、米ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<代表的な資産クラスの指数およびその著作権等について>

資産クラス	指数名	著作権等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所市場第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。東証株価指数(TOPIX)は、株式会社東京証券取引所(旧東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。
先進国株	FTSE先進国(除く日本) インデックス (配当込み、円ベース)	Source: London Stock Exchange Group plc and its group undertakings (collectively, the "LSE Group"). ©LSE Group 2019. FTSE is a trading name of certain of the LSE Group companies. "FTSE" is a trade mark of the relevant LSE Group companies and is used by any other LSE Group company under license. All rights in the FTSE indexes or data vest in the relevant LSE Group company which owns the index or the data. Neither LSE Group nor its licensors accept any liability for any errors or omissions in the indexes or data and no party may rely on any indexes or data contained in this communication. No further distribution of data from the LSE Group is permitted without the relevant LSE Group company's express written consent. The LSE Group does not promote, sponsor or endorse the content of this communication. 出典:ロンドン証券取引所グループおよびそのグループ企業(以下、総称して「LSEグループ企業」)。©LSE Group 2019年。FTSEは、LSEグループ企業の1つの商号です。「FTSE®」はいずれかのLSEグループ企業が保有する商標であり、ライセンスに基づき他のLSEグループ企業によって使用されています。FTSEインデックスまたはデータのすべての権利は当該インデックスまたはデータを所有するいずれかのLSEグループ企業に帰属します。LSEグループ企業もそのライセンサーも、インデックスまたはデータの誤謬または瑕疵について一切の責任を負いません。また、いかなる第三者も本媒体に含まれるインデックスまたはデータに依存することはできません。LSEグループ企業による書面による使用許諾を得ることなく取得したデータを再配信することは許されません。LSEグループ企業は本媒体の内容に関して販売促進、出資、保証することはありません。
新興国株	S&P新興国総合指数 (配当込み、米ドルベース)	S&P新興国総合指数は、規則に基づき広範な指数であり、世界の新興国株式市場のパフォーマンスを測定します。同指数はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスの商品であり、著作権、この指数の知的財産その他一切の権利は同社に帰属します。
日本国債	FTSE日本国債インデックス	FTSE日本国債インデックス、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。同インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。同インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	
新興国債	FTSE新興国市場国債 インデックス(円ベース)	

(注) 海外の指数は為替ヘッジをしないこととして、当該指数会社の提供する円ベース指数(S&P新興国総合指数は米ドルベース)を使用しております。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されません。

日本における申込手数料

日本における申込手数料は、3.30%（税抜3.00%）を上限とし、販売会社が定めます。

申込手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、投資者が購入時に支払うものです。

詳細は、販売会社に問い合わせることができます。

(2) 【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

日本における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

(3) 【管理報酬等】

管理報酬

管理報酬は、ファンドの管理運用、受益証券の発行業務およびファンド資産の運用業務の対価として支払われます。

円クラスE受益証券の場合、管理会社は、毎月ファンドの資産から、各月の最終評価時点における円クラスE受益証券の純資産総額（当該月の管理報酬および発生済の成功報酬の控除前）の2.5%の12分の1に相当する管理報酬を受け取ります。

管理報酬は、毎月米ドルにて後払いされます。

管理会社が丸1か月間、管理会社として行為しない場合、当該月に関して支払われる管理報酬は、信託証書に基づき管理会社として行為する当該月の日数に応じて日割計算で支払われます。

管理会社は、管理会社の従業員または関係人である一定の受益者、当該者の親族および一定の大口もしくは戦略的投資家につき、いずれのクラスに関する管理報酬も放棄または減額することができます。管理上の便宜のために、ファンドは、当該受益者に対して別個のクラスの受益証券を発行することがあります。

成功報酬

管理会社は、ファンドの資産から成功報酬を受領する権利を有し、当該成功報酬は、各受益証券について当該受益証券のパフォーマンスと一致する成功報酬が請求されるようにするため、個々の受益証券単位で計算されます。この計算方法により、()管理会社に支払われる成功報酬が、ハイ・ウォーター・マークを上回る価値の上昇があった受益証券についてのみ請求されること、()同一クラスの受益証券のすべての保有者が、ファンドのリスクにおいて、受益証券1口につき同額の資本を有すること、かつ、()同一クラスのすべての受益証券が同一の1口当たり純資産価格を有すること、が確保されます。

各成功報酬計算期間において、円クラスEの各受益証券に関する成功報酬は、当該成功報酬計算期間中における円クラスEの1口当たり純資産価格の「ハイ・ウォーター・マーク」を超える値上りについて25%（以下「該当割合」といいます。）に等しいものとします。各計算期間に関する成功報酬は、発生済成功報酬控除前の1口当たり純資産価格を参照して計算されます。成功報酬は、各評価日において計算されます。

成功報酬は、各成功報酬計算期間終了後、可及的速やかに、後払いで管理会社に支払われます。

成功報酬計算期間中に受益証券が買戻される場合、成功報酬は、該当する買戻日を成功報酬計算期間の末日として計算され、当該受益証券に関する発生済みの成功報酬に相当する金額が管理会社に支払われます。部分的買戻しの場合、受益証券は、成功報酬の計算目的上、先入

先出法にて買い戻されたものとして取り扱われます。当該受益証券に関して発生済みの成功報酬は、買戻日後可及的速やかに管理会社に支払われます。成功報酬計算期間中に、信託証書または管理会社の任命が終了する場合、当該成功報酬計算期間の成功報酬は、当該終了日を関連する成功報酬計算期間の末日として計算され、支払われます。

調 整

該当するクラスの1口当たり純資産価格が当該クラスの「1口当たり純資産価格ピーク値」以外の価格である時に受益証券の申込みを行う場合、当該申込者または管理会社に対し生じ得る不公平を軽減するために、一定の調整が行われます。なお、各クラスに関する「1口当たり純資産価格ピーク値」とは、以下のうちいずれか高い方の金額をいいます：()当初募集期間の末日に発行された当該クラスの受益証券の価格、および()成功報酬（以下に定義される「成功報酬買戻し」を除きます。）が課された従前の成功報酬計算期間の終了直後に有効な当該クラスの1口当たり純資産価格の最高額。

(a) 1口当たり純資産価格が該当するクラスの1口当たり純資産価格ピーク値を下回る時に受益証券の申込みが行われる場合、受益者は、当該申込み後における当該受益証券の値上り分について成功報酬を支払うことが要求されます。申込日の1口当り純資産価格から1口当り純資産価格ピーク値までの当該受益証券の値上り額に関して、成功報酬は、各成功報酬計算期間末日において、当該値上り額に対する該当割合に等しい純資産価格の合計額分（成功報酬考慮後）の受益証券口数を受益者の保有する当該クラスの受益証券の口数から買い戻すことにより課されるものとします（以下「成功報酬買戻し」といいます。）。かかる方法によって買い戻された受益証券の純資産価額の合計額に相当する金額が、成功報酬として、管理会社に対して支払われます。

成功報酬買戻しは、各クラスについて同一の1口当たり純資産価格を維持するために行われます。受益者の当該クラスの残存受益証券については、当該受益証券の1口当り純資産価格が当該クラスの1口当り純資産価格ピーク値を上回る値上り分について、上記の方法により成功報酬が課されます。受益者が成功報酬計算期間中に受益証券の買戻しを請求し、かつ、当該受益証券に関して本第(a)項の原則に従う調整が必要な場合には、当該調整額は買戻代金から控除され、管理会社に支払われます。

(b) 1口当り純資産価格が当該クラスの1口当り純資産価格ピーク値を上回る時に受益証券の申込みが行われる場合、申込者は、申込時現在の1口当り純資産価格を超える額（すなわち、申込時現在の当該クラスの1口当り純資産価格（成功報酬発生前）と当該クラスの1口当り純資産価格ピーク値の差額に対する該当割合に相当する額（以下「平準化充当金」といいます。）を、支払うものとします。申込日において、平準化充当金は、同じクラスの他の受益証券に関して発生している1口当りの成功報酬と同額となります（以下「平準化充当金最高額」といいます。）。平準化充当金は、既存の受益者によって負担される発生済成功報酬を反映するために1口当り純資産価格が引下げられた事実を説明するために支払われるものです。つまり、当該成功報酬はファンドの資産から支払われるべきものですが、当該申込みに係る受益証券についてはプラスのパフォーマンスが発生していないので、公平性において当該申込みを行った受益者に対しては請求されるべきではないため、当該成功報酬に対するクレジットとして充当されるのが、平準化充当金です。平準化充当金は、同じクラスの受益証券のすべての保有者が、ファンドにおいて同額の1口当りリスク資本を有することを確保するためのものです。

平準化充当金は、ファンドのリスクにさらされ、該当する受益証券の発行後の当該クラスの受益証券のパフォーマンスに基づいて値上りもしくは値下りしますが、平準化充当金最高額を超えることはありません。評価日において当該受益証券の1口当り純資産価格が減少した場合、平準化充当金は、発行日と評価日の1口当たり純資産価格（成功報酬発生前）の差額に対

する該当割合に相当する額分減少します。その後、当該クラスの1口当り純資産価格が上昇した場合、平準化充当金の減少分は取り戻されますが、その額は、従前の平準化充当金の減少額から平準化充当金最高額までの範囲となります。

各計算期間末日において、1口当り純資産価格（成功報酬発生前）が当該クラスの1口当り純資産価格ピーク値を上回る場合、平準化充当金のうち当該超過額の該当割合に相当する額に、受益者が申し込んだ当該クラスの受益証券の口数を乗じた額が、当該受益者の当該クラスの受益証券の追加申込みに充当されます。当該クラスの追加受益証券への申込みは、平準化充当金（当該受益証券への当初申込後にファンドにおいて値上りもしくは値下りしている可能性がある）の全額が充当されるまで、かかるとおり各成功報酬計算期間末日に継続して行われます。

平準化充当金（上記の値下り分および値上り分の調整後）の全額が充当される前に受益者が受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、平準化充当金の残高に対して、買戻される当該クラスの受益証券の口数を分子とし、買戻しの直前に受益者が保有する当該クラスの受益証券で申込時に平準化充当金が支払われている受益証券の口数を分母とする分数を乗じた額に等しい額を追加の買戻手取金として受領します。

管理会社は、一定の大口投資家または戦略的投資家に関して、いずれのクラスについても成功報酬を放棄または減額することがあります。管理上の便宜のため、ファンドは、当該受益者に対して別個の受益証券クラスを発行することがあります。

投資顧問報酬

投資顧問報酬および費用は、管理会社が支払います。投資顧問報酬は、ファンドに関する投資顧問業務の対価として支払われます。投資顧問会社は、ファンドの資産から一切報酬を受け取りません。

受託報酬

受託会社は、受託業務の遂行の対価として、慣行的報酬と同程度の報酬および立替費用をファンドに請求します。さらに、受託会社は、信託証書に基づき、受託業務の遂行の際に適切に負担したすべての立替費用についてファンドによる払戻しを受ける権利を有します。年次受託報酬は、15,000米ドルです。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社と受託会社との間で随時合意されるレートによる報酬をファンドの資産から受け取ります。

管理事務代行会社は、その業務の遂行に際して適切に負担したすべての立替費用について払戻しを受ける権利を有します。管理事務代行報酬は、ファンドの毎月の純資産額に対して下記の料率で支払われます（ただし、毎月の最低報酬額は2,000米ドルとします）。

管理事務代行報酬（年率）	管理中の資産額（米ドル）
0.11%	30,000,000以下
0.10%	30,000,001以上 100,000,000以下
0.09%	100,000,001以上

プライム・ブローカレッジ報酬および保管報酬

プライム・ブローカー兼保管会社は、受託会社および関連するプライム・ブローカー兼保管会社との間で随時合意される報酬をファンドの資産から受け取ります。プライム・ブローカー業務の対価としてプライム・ブローカー兼保管会社により請求される報酬は、通常の商業レートを超

過せず、かつ、取引手数料および利息費用の組み合わせに基づきます。プライム・ブローカー兼保管会社は、通常、その保管業務について別個の報酬を一切受け取りません。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は、受益証券1口当たりの純資産価格の公表等の代行協会員業務の対価として支払われます。かかる代行協会員報酬は、管理報酬より支払われます。

販売報酬

販売報酬は、日本における受益証券の販売および買戻し業務の対価として支払われます。

管理会社は、受益証券の販売を行う者(管理会社の関係者であるか否かを問いません)に対して報酬を支払う(または支払いを指図する)ことができますが、かかる報酬をファンドまたは受益者(もしくは潜在的受益者)に対して請求することはなく、ファンドまたは受益者(もしくは潜在的受益者)が負担することはありません。

(4)【その他の手数料等】

初期費用および再構築費用

当初募集の初期費用および当初募集に付随する費用(ケイマン諸島におけるファンドの設立ならびにファンドが当事者となる契約の交渉および手配に関する費用、英文目論見書の印刷費用ならびに専門アドバイザーに係る報酬および費用を含みます。)は、受益証券の当初発行代金から支払われました。

初期費用は、約150,000米ドルであり、受益証券の当初発行後60か月にわたり定額法で償却されました。

米国G A A Pの下では、設立費用は、発生済みとして費用勘定で負担されるべきであり、償却は米国G A A Pと一致するものではありません。しかしながら、受託会社は、設立費用については、その全額を発生済みとして費用勘定で処理するよりも償却する方が公平であると考えており、かかる米国G A A Pからの逸脱は、ファンドの財務諸表全体にとっては重大なものではないと考えています。ファンドの採用する初期費用の方針が米国G A A Pから逸脱する場合に限り、ファンドは、米国G A A Pの遵守のために、ファンドの年次財務書類において一定の調整を行うことがあります。

日本においてファンドの受益証券の公募を行うために発生した費用(英文目論見書の更新、信託証券の変更および有価証券届出書の日本国財務省関東財務局長への届出を含みます。)は、管理会社が負担しました。当初届出後の継続開示・報告に関連するすべての費用は、円クラスEおよび円クラスFのみに帰属します。

運営費用

ファンドの運用および管理に関するすべての費用は、ファンドの資産から支払われます。当該費用には、以下が含まれますが、これらに限るものではありません: 売買委託手数料および本投資対象の売買に関わるその他の類似費用; 受益者集会出席費用; 一定の合理的な調査費用; 顧問およびコンサルタントの報酬および費用(管理報酬および成功報酬を含みます。); 保管会社、エスクローもしくは管理事務代行者またはその他の投資関連サービス提供業者の報酬および費用; 補償費用および潜在的な補償責任に対する保険費用; 管理会社のキーパーソンを被保険者とする生命保険「キーマン保険」費用; 利息およびその他の借入費用; 法務、管理、会計、税務、監査および保険費用(報告書、財務諸表および受益者宛通知の作成ならびに頒布費用を含みます。); 訴訟その他の特別費用; 英文目論見書の定期的な更新に係る費用。クラス固有の費用(円以外の通貨建てクラスの通貨エクスポージャーのヘッジ費用および有価証券の募集の届出費用等)は、該当クラスのみによって負担されます。

本「運営費用」は実費が計上されるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。また上記費用の合計額については、運用実績、保有期間、資産規模等により異なりますので、あらかじめ表示することができません。

ソフトダラー契約

管理会社は、ファンドのポートフォリオ取引に係る委託売買手数料を使って調査および関連サービスを取得することがあり、それを管理会社の他の投資活動でも利用することがあります。ファンドの投資取引に係る委託売買手数料を使って取得するその他すべてのサービスは、本来であればファンドの費用となるようなサービス（調査関連テスト、出張、食事および宿泊費用を含みます。）に限定されます。上記のコミッション協定の一部は、委託売買手数料を使った（いわゆる「ソフトダラー」）「調査および売買執行」サービスの取得を認める1934年米国証券取引法の第28(e)条のパラメーターを超える場合があります。

加えて、管理会社は、売買を執行するブローカーとの間で蓄積されたソフトダラーコミッションのクレジットを使って、ファンドのための投資業務の提供において管理会社および/または投資顧問会社を補助する第三者に対して投資調査関連サービスを依頼し、かかる第三者から当該サービスを受領することがあります。

ブローカーを選定し、委託売買手数料率を交渉する際に、管理会社は、提供される調査業務の直接もしくは間接の受益者がファンドではない場合であっても、ブローカー企業の財政面での安定性および評判ならびに当該ブローカーによって提供されるブローカレッジおよび調査業務を考慮します。管理会社は、投資者の紹介を受けた場合も、最良執行基準に従ってこれを検討する場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、現行の法令およびその関係規則、公表された行政判断および司法判断に基づくものですが、それらはいずれも（遡及効果をもって）変更されることがあり、異なる解釈が適用されることがあります。投資者は、その市民権を有する国、その居住国もしくは住所を置く国、事業を行う国ならびに受益証券を保有する国の法律に基づき予想される課税上の取扱いについて、自身で税務専門家の助言を受けることが望まれます。

日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象

となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

ケイマン諸島

ファンド

ファンドは、ケイマン諸島の所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。ケイマン諸島においてファンドに唯一課されるのは、信託登記官に支払われる額面金額とミューチュアル・ファンド法に基づく登録手数料のみです。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法第74条に基づく免除信託として登録されています。受託会社は、ケイマン諸島の総督から課税免除証書を取得しています。かかる証書は、ファンドの設定から50年間、所得もしくは元本資産、利益もしくは値上がり益を対象とした税金もしくは賦課金または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課すために将来制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる所得に適用されず、またかかる財産または所得に関し受託会社または受益者に対して適用されないことを規定しています。

受益者

受益者は、その所有する受益証券および当該受益証券について受領した分配金に関して、ケイマン諸島の所得税、源泉徴収税またはキャピタル・ゲイン税の対象ではありません。また受益者は、ケイマン諸島の遺産税または相続税の対象となりません。ケイマン諸島に 為替管理は存在しません。

ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。

ケイマン諸島およびF A T C A

米国の要件

追加雇用対策法（以下「雇用対策法」という。）の外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」といいます。）の規定は、ファンドが、ファンドの持分を直接または間接に所有する一定の米国人の氏名、住所および納税者識別番号ならびに当該持分に関するその他一定の情報を、米国とケイマン諸島との政府間協定（以下「U S I G A」といいます。）およびケイマン諸島によって採択された施行法および規則に従い開示しなければならない旨を規定しています。

受託会社またはファンドがこれらの要件を遵守しない場合、米国源泉の利息または配当を生じさせる可能性のある財産の売却の際にファンドに支払われる米国源泉の所得および手取金に対して30%の源泉徴収税が課税されます。F A T C Aの源泉徴収税規定は、2014年7月1日に発効しました（ただし、財産の売却手取金に関連する規定は、2019年1月1日まで延期されました）。ファンドは、この

源泉徴収税の課税を回避するためにファンドに課される義務を充足させることを意図していますが、ファンドがこれらの義務を充足できる保証はありません。この点につき、受託会社またはファンドは、投資者に対して、受託会社またはファンドが源泉徴収税の回避または雇用対策法のその他遵守の目的のために必要または望ましいと判断する、投資者およびその実質的所有者に関する書類またはその他の情報を要求することができます。雇用対策法の結果、ファンドが源泉徴収税の対象となった場合、受託会社またはファンドは、一般的に、該当する投資者に対して当該課税額を請求する予定ですが、すべての受益者によって保有されている受益証券の価額に重大な影響を及ぼす可能性があります。ケイマン諸島の法律により、ファンドは、ケイマン諸島税務情報交換庁(以下「ケイマンT I A」といいます。)に対し年次報告を行うことが要求されます。ファンドがケイマンT I Aに提供した情報は、米国内国歳入庁と共有されます。

その他の政府間協定

ケイマン諸島とその他第三国との間で、U S I G Aと同様の政府間協定がさらに締結される可能性があり、当該第三国の財務当局に対する報告を義務付ける同様の制度が導入される可能性があります。

O E C D - 権限のある当局による多国間合意

O E C Dの税務行政執行共助に関する多国間条約に基づく税務情報の自動交換の実施のために、90カ国を超える国がO E C D - 権限のある当局による多国間協定および共通報告基準(以下「C R S」といいます。)を締結しました。C R Sは、その形式および内容においてU S I G Aと同様であり、各「参加法域」(ケイマンT I Aが公表するリストに特定されます。)について適用されます。2015年10月16日、ケイマン諸島は、2015年税務情報局(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規則(改正済)(以下「C R S規則」といいます。)を制定しました。その結果、ファンドを含むケイマン諸島の金融商品は、国際税務コンプライアンス義務が大幅に拡大されることになりました。また2017年からは報告義務が大幅に拡大されることになりました。

投資者は、ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を承認したものとみなされます。

- (a) 受託会社またはファンド(またはその代理人もしくは受任者)は、投資者に関する一定の秘密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。)をケイマンT I Aに開示することを要求される場合があること。
- (b) ケイマンT I Aは、上記の通り、米国内国歳入庁、英国の税務当局である歳入関税およびその他のC R S「参加法域」の財務当局(以下「権限のある当局」といいます。)との間で自動的な情報交換を行うことを要求される場合があること。
- (c) 受託会社またはファンド(またはその代理人もしくは受任者)は、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他の権限のある当局に登録するとき、また、かかる当局が追加的な照会のために受託会社またはファンド(または直接その代理人)に連絡してきた場合、かかる当局に対して一定の秘密情報を開示することを要求される場合があること。
- (d) 受託会社またはファンド(またはその代理人)は、受託会社またはファンドがケイマンT I Aに対して開示が要求される追加情報および/または書類の提供を投資者に対して要求する場合があること。
- (e) 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、および/または投資者が適用ある要件を遵守しない場合、それが実際にファンドの法令遵守違反や、ファンドもしくはファンドの投資者が関係法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに発展するかどうかに関わらず、受託会社またはファンドは、自らの判断で、あらゆる措置を講じる権利および

び/またはあらゆる救済策を追求する権利を留保していること(対象となる投資者の受益証券の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られません)。

- (f) US IGA、CRS規則または国際財務の透明性の確保および/または拡充の目的でケイマン諸島が締結または施行する将来の追加IGA、合意、法令規則を遵守するために受託会社もしくはファンドによって、または受託会社もしくはファンドの代理人によって取られる措置または追求される救済策の結果として生じるいかなる形態の損害もしくは負債についても、当該措置もしくは救済策の影響を受ける投資者は、受託会社またはファンド(またはその代理人もしくは受任者)に対して何らの請求権も有さないこと。

その他の法域

ファンドが受領する一定の配当金、利息等の収益は、その源泉国によっては当該国の源泉徴収税の対象となる可能性があります。ファンドが有価証券の売買を行う国またはその他の事業を行う一部の国では、ファンドは、キャピタル・ゲイン税その他の税金の対象となることがあります。様々な国に投資されるファンドの資産額は確定されていないため、支払われる税金の税率を前もって予測することは不可能です。

5 【運用状況】

ファンドの運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年4月末現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
普通株式(ロング)	日本	7,498,150	39.45
普通株式(ショート)	日本	- 9,129,125	- 48.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		20,636,317	108.58
合計(純資産総額)		19,005,343 (約2,031百万円)	100.00

(注1) 「その他の資産」には、デリバティブ契約等が含まれています。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率をいいます。以下同じです。

(注3) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円)によります。以下同じです。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】(上位30銘柄(普通株式))

(2020年4月末現在)

順位	銘柄名	国	業種	株数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					金額	単価	金額	単価	
1	株式会社ネクストーン	日本	サービス業	9,500	180,517.90	19.00	537,099.32	56.54	2.83
2	HOYA株式会社	日本	精密機器	5,200	473,250.77	91.01	478,633.20	92.04	2.53
3	富士通株式会社	日本	電気機器	4,500	471,285.85	104.73	442,288.27	98.29	2.33
4	レーザーテック株式会社	日本	電気機器	6,100	298,052.78	48.86	410,320.74	67.27	2.17
5	NEC	日本	電気機器	10,200	343,772.95	33.70	396,345.15	38.86	2.09
6	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	日本	情報・通信	11,400	279,133.14	24.49	350,975.79	30.79	1.85
7	イビデン株式会社	日本	電気機器	12,600	287,031.19	22.78	326,911.28	25.95	1.72
8	株式会社キーエンス	日本	電気機器	900	288,424.32	320.47	325,534.24	361.70	1.71
9	SMC株式会社	日本	機械	700	284,126.31	405.89	320,001.85	457.15	1.68
10	栗田工業株式会社	日本	機械	10,800	282,872.41	26.19	305,298.56	28.27	1.61
11	東京エレクトロン株式会社	日本	電気機器	1,400	299,743.96	214.10	299,626.22	214.02	1.58
12	信越化学工業株式会社	日本	化学	2,500	281,458.75	112.58	280,234.86	112.09	1.47
13	セガサミーホールディングス株式会社	日本	機械	20,500	279,441.21	13.63	250,734.98	12.23	1.32
14	SBIインシュアランスグループ株式会社	日本	保険業	26,300	499,422.79	18.99	223,773.66	8.51	1.18
15	チエル株式会社	日本	情報・通信	10,500	234,975.79	22.38	220,409.44	20.99	1.16
16	トーカロ株式会社	日本	金属製品	22,000	190,190.57	8.65	219,821.68	9.99	1.16

17	太陽ホールディングス株式会社	日本	化学	5,100	201,249.51	39.46	210,305.59	41.24	1.11
18	株式会社JMDC	日本	情報・通信	4,200	191,460.89	45.59	205,323.64	48.89	1.08
19	コナミホールディングス株式会社	日本	情報・通信	6,400	282,883.44	44.20	203,308.46	31.77	1.07
20	ローツェ株式会社	日本	機械	4,800	191,579.01	39.91	201,741.11	42.03	1.06
21	扶桑化学工業株式会社	日本	化学	6,700	187,390.31	27.97	200,649.56	29.95	1.06
22	大阪有機化学工業株式会社	日本	化学	11,100	188,193.85	16.95	178,429.49	16.07	0.94
23	株式会社JTOWER	日本	情報・通信	4,800	181,927.16	37.90	171,737.44	35.78	0.90
24	株式会社マルマエ	日本	機械	20,500	187,462.18	9.14	168,112.93	8.20	0.88
25	今村証券株式会社	日本	証券業	14,900	277,758.92	18.64	133,727.19	8.97	0.70
26	スルガ銀行株式会社	日本	銀行業	32,600	489,921.42	15.03	114,357.28	3.51	0.60
27	サイバーステップ株式会社	日本	情報・通信	8,500	275,609.71	32.42	104,359.79	12.28	0.55
28	株式会社プロネクサス	日本	その他製品	6,900	81,037.05	11.74	69,201.57	10.03	0.36
29	KOA株式会社	日本	電気機器	7,500	96,869.61	12.92	63,114.07	8.42	0.33
30	AOI TYO Holdings株式会社	日本	情報・通信	7,920	62,252.89	7.86	33,028.67	4.17	0.17

(注)上記の主要銘柄はロングポジションの組入銘柄です。ショートポジションの銘柄名は開示していません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2020年4月末現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2020年4月末現在)。

(3)【運用実績】

円クラスE受益証券は、2016年9月1日より運用を開始しました。

【純資産の推移】

各計算期間末および2020年4月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額 (全クラス合計)		純資産総額 (円クラスE)	1口当たり 純資産価格 (円クラスE) (注1)
	米ドル	円換算額 (千円)	円	円
第1期末 (2016年12月31日)	27,370,271 ^(注2)	2,925,061	100,748,809	9,893 ^(注2)
第2期末 (2017年12月31日)	28,676,802 ^(注2)	3,064,690	204,285,382	10,384 ^(注2)
第3期末 (2018年12月31日)	22,741,584 ^(注2)	2,430,393	208,192,923	9,022.954800 ^(注2)

第4期末 (2019年12月31日)	21,609,500 ^(注2)	2,309,407	140,538,694	(注2) 9,064.826603
2019年5月末	20,760,945	2,218,722	174,132,230	8,224
6月末	20,712,435	2,213,538	164,812,720	8,230
7月末	20,671,389	2,209,151	164,706,462	8,225
8月末	20,916,026	2,235,296	154,093,324	8,272
9月末	20,860,442	2,229,355	155,614,906	8,514
10月末	21,320,174	2,278,487	145,508,826	8,778
11月末	21,417,942	2,288,936	144,852,039	8,791
12月末	21,984,954 ^(注2)	2,349,532	140,538,694	9,064 ^(注2)
2020年1月末	21,830,309	2,333,005	135,921,425	8,906
2月末	21,441,166	2,291,417	133,552,078	8,751
3月末	20,756,583	2,218,256	123,947,443	8,481
4月末	19,005,343	2,031,101	112,665,673	7,816

(注1) 各計算期間末以外の各評価日における1口当たり純資産価格は、個々の受益証券単位で計算された成功報酬を反映しています。かかる成功報酬は、各計算期間終了時または受益証券の買戻し時における成功報酬買戻しによって実現されるため、各計算期間末以外の時点における発行済口数は、成功報酬買戻しによる調整前の数を記載しています。したがって、各計算期間末以外の各評価日における1口当たりの純資産価格は、当該時点における円クラスEの純資産総額を円クラスEの発行済口数で除した数値と一致しないことがあります。詳細については、前記「4 手数料等及び税金(3) 管理報酬等 管理報酬等 - 成功報酬」をご参照ください。

(注2) 上記の各計算期間末の全クラスの純資産総額および円クラスEの1口当たり純資産価格は、米国会計基準に準拠して作成された各期の監査済年次財務書類に基づくものです。一方、上記の各月末の全クラスの純資産総額および円クラスEの1口当たり純資産価格は、各月の評価日(各月の最終ファンド営業日)に計算されたものであり、当該監査済年次財務書類と一致しない場合があります。また、監査済財務書類では、円クラスEの1口当たり純資産価格の1円未満の端数は小数点以下第1位で四捨五入されて表示されていることがありますが、各月末の評価日に計算される1口当たり純資産価格は、1円未満の端数を切り捨てとしています。

< 参考情報 >

円クラスE純資産総額および1口当たり純資産価格の推移 (2016年9月1日(円クラスEの運用開始日)~2020年4月末)



(注1) ファンドの純資産価額は、各月の最終ファンド営業日(評価日)に計算されます。

(注2) 各計算期間末以外の各評価日における1口当たり純資産価格は、個々の受益証券単位で計算された成功報酬を反映しています。かかる成功報酬は、各計算期間終了時または受益証券の買戻し時における成功報酬買戻しによって実現されるため、各計算期間末以外の時点における発行済口数は、成功報酬買戻しによる調整前の数を記載しています。したがって、各計算期間末以外の各評価日における1口当たり純資産価格は、当該時点における円クラスEの純資産総額を円クラスEの発行済口数で除した数値と一致しないことがあります。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

各計算期間について、収益率は以下のとおりです。

円クラスE 受益証券

計算期間	収益率（注）
第1期 (2016年9月1日(運用開始日)～2016年12月31日)	-1.07%
第2期 (2017年1月1日～2017年12月31日)	+4.95%
第3期 (2018年1月1日～2018年12月31日)	-13.11%
第4期 (2019年1月1日～2019年12月31日)	+0.47%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

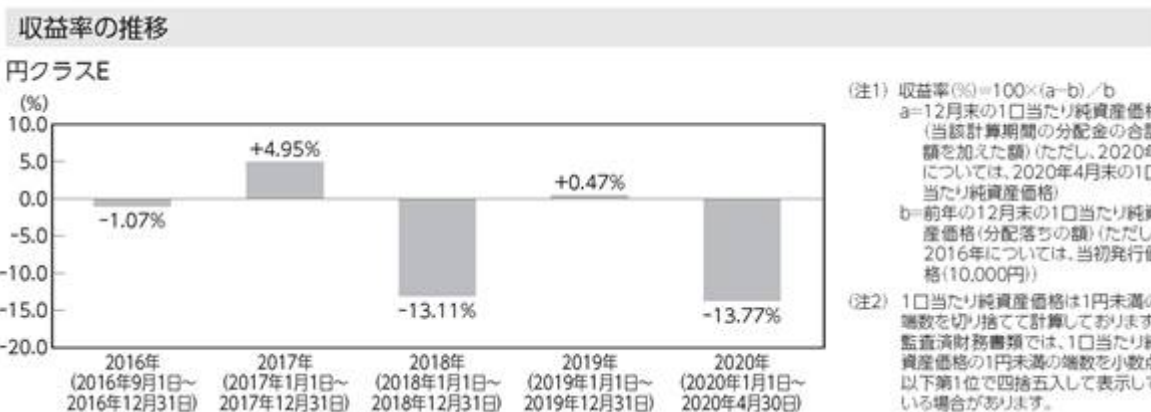
a = 計算期間末の1口当たりの純資産価格(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

(ただし、第1期については当初発行価格(10,000円))

* 1口当たり純資産価格は、1円未満を切り捨てた数値に基づきます。

< 参考情報 >



(4) 【販売及び買戻しの実績】

各計算期間における販売および買戻しの実績ならびに各計算期間末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

円クラスE 受益証券

計算期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1期 自 2016年9月1日(運用開始日) 至 2016年12月31日	20,178 (20,178)	9,994 (9,994)	10,184 (10,184)
第2期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	10,787 (10,787)	1,302* (1,302*)	19,669 (19,669)
第3期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	6,291 (6,291)	3,035** (3,035**)	22,925 (22,925)

第4期 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	1,250 (1,250)	8,914 ^{***} (8,914 ^{***})	15,261 (15,261)
-------------------------------------	------------------	---	--------------------

(注1) ()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1期の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含みます。

* イコライゼーション(平準化)の正味影響額である10口を含みます。

** イコライゼーション(平準化)の正味影響額である15口を含みます。

*** イコライゼーション(平準化)の正味影響額である7口を含みます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 海外における販売

受益証券の販売価格および発行

円クラスE 受益証券は、各申込日に、関連する申込価格で申込みを行うことができます。申込価格は、該当する申込日の直前の評価日における当該クラスの1口当たり純資産価格に相当する金額とします。

受益証券の申込者および追加受益証券の申込みを希望する受益者は、該当する申込日の3ファンド営業日前に当たるファンド営業日の午後5時（シンガポール時間）（または一般的にもしくは特定の場合について管理会社が受託会社の承諾の上で決定するこれより遅い日時）までに、管理事務代行会社により受領されるよう、完成された申込書および申込代金を送付しなければなりません。申込書または払込の受領が遅れた場合は翌申込日に取り扱われません。ただし、管理会社は、指定の締切時間を過ぎても申込書および/または申込代金を受諾することがあります。

受益証券の申込手続

適格投資者のみが、受益証券の申込みを行うことができます。受益証券は、会社、パートナーシップまたは個人の名義でのみ発行されることができます。18歳以下の者のために申込みが行われた受益証券については、両親または後見人の名義で登録されなければなりません。

申込みは、申込書の形式で行われなければならない、当該申込書は、管理会社用の写しと共に、申込書に記載される住所またはファクシミリ番号に宛てて、管理事務代行会社に送付される必要があります。

申込みは、ファクシミリにて送信することができます。ただし、原本がファクシミリ送信後速やかに送付されることが条件となります。受託会社、管理会社または管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリにより送信された申込みに関して、未受領や判読不能により生じる損失またはかかるファクシミリでの指示が適切に授権された者から発せされた誠実に判断された結果取られた行為に関して生じた損失について、責任を負いません。

申込みがファクシミリで行われる場合、受益証券は、ファックスの指示の受領をもって発行されますが、申込用紙の原本は管理事務代行会社により受領される必要があります。

円クラスEの受益証券の場合、受益証券は整数の口数でのみ発行され、整数に満たない受益証券の端数は切り捨てられ、当該端数に該当する申込代金はファンドの利益として留保されます。

管理会社または管理事務代行会社は、いかなる申込みも、その全部または一部について、理由を示すことなく、拒否することができます。申込みが拒否された場合、支払われた申込代金またはその残額は、申込者のリスクおよび費用負担で、該当する運用通貨にて実務上可能な限り速やかに（利息を付すことなく）返還されます。

完成された申込書が管理事務代行会社により受領された時点で、当該申込書は取消不能となります。発行された受益証券の詳細を記載した確認書は、該当する申込日後可及的速やかに、申込みが完了した申込者に対して送付されます。

払込み

受益証券の払込みは、電子送金により現金（銀行手数料の控除後）で行われなければならない、円建てクラスの場合には円の決済用資金が必要です。払込みは、申込書に詳細が記載されている銀行に送金されなければなりません。すべての申込代金は、申込者の名義で保有されている口座から振り込まれなければなりません。第三者による支払は認められません。

申込代金が該当するクラスの運用通貨以外の通貨で受領された場合、運用通貨への転換が、管理事務代行会社によって、申込者のリスクおよび費用負担でアレンジされます。電子送金にかかる銀行手数料は申込代金から控除され、純額のみが受益証券に投資されます。

適格投資者

適格投資者のみが、受益証券の申込みを行うことができます。受託会社は、随時、ファンドへの投資における適格投資者を決定する際の基準を変更することができます。当初は、以下に該当する者を除くすべての申込者が「適格投資者」とされます。

- () 受益証券を取得することによって、いずれかの国もしくは政府当局の法令規則(マネー・ロンダリング防止に関する規則または条約を含みます。)の違反することになる者または受託会社、ファンドもしくはいずれかの受益者に不利な税務上の帰結もしくはその他の悪影響を及ぼすリスクをもたらす可能性のある者
- () 直接的または間接的にテロリストまたはテロ組織のために行為する者。米国財務省外国資産管理局(以下「OFAC」といいます。)^(注1)のSDN(Specially Designated Nationals and Blocked Persons)リストまたは国際連合のリストもしくは決議(安全保障理事会その他を通じて公表されたものであるか否かを問いません。)(かかるリストは随時変更されます。)に記載されている者または事業体など、取引が禁止され、制限され、奨励されない者を含みます。

(注1) OFACのリストは、<http://www.treas.gov/ofac>のウェブサイトです。

- () 最終投資家が外国シェルバンク^(注2)である場合は、受託者、代理人、代表者または名義人として行為する者

(注2) 外国シェルバンクとは、いかなる国においても実体を有さない外国の銀行をいいますが、規制対象となっている関係会社は含まれません。

- () 以下の場合を除く米国人
 - (a) 当該米国人が(1)(1933年米国証券法(改正済)に基づき公布されたレギュレーションDに定義される)「認定投資家」である場合、(2)(1940年米国投資会社法(改正済)および同法に基づき公布された規則の定義に該当する)「適格購入者」である場合、および(3)(米国商品取引所法(改正済)に基づき公布された規制に定義されます)「適格者」である場合
 - (b) 当該米国人に対して受益証券を発行することが、1933年米国証券法または米国のいずれかの州の証券法の違反とならない場合
 - (c) 当該米国人に対して受益証券を発行することによって、ファンドが1940年米国投資会社法(改正済)に基づく登録義務や、米国商品取引所法(改正済)に基づく規制に従い、商品先物取引委員会もしくは全米先物協会に目論見書を提出する義務が生じない場合
 - (d) 当該米国人に対して受益証券を発行することによって、ファンドの資産がERISAの目的における「プラン資産」とならない場合
- () シンガポール証券先物法(第289章)(改正済)の意味に該当する「認定投資家」でない者。かかる目的において、現在、「認定投資家」には以下が含まれます。
 - (a) 以下のいずれかに該当する個人
 - (A) 正味の個人資産が、2,000,000シンガポール・ドル(もしくは外国通貨による相当額)またはシンガポール通貨監督庁が上記金額の代わりに定めるその他の金額を超える者
 - (B) 過去12か月間における所得が、300,000シンガポール・ドル(もしくは外国通貨による相当額)またはシンガポール通貨監督庁が上記金額の代わりに定めるその他の金額以上である者
 - (b) 以下のいずれかに基づき、純資産が10,000,000シンガポール・ドル(もしくは外国通貨による相当額)またはシンガポール通貨監督庁が上記金額の代わりに定めるその他の金額を超えると判断される法人
 - (A) 当該法人の直近の監査済貸借対照表

- (B) 当該法人が定期的に監査済決算書を作成することを義務付けられていない場合は、過去12ヵ月以内の日付の貸借対照表（当該法人の財政状態を真正かつ公正に表示している旨当該法人が証明したもの）
- (c) 受益者のために信託で保有されるすべての財産および権利（その種類を問わない）が10,000,000シンガポール・ドル（または外国通貨による相当額）を超える信託の受託者
- (d) 金額にして10,000,000シンガポール・ドル（または外国通貨による相当額）を超える純資産を有する事業体（法人を除きます。）
この区分の目的において、「事業体」には、（シンガポール会社法第50章第4条（1）に定義される）法人、法人格なき社団、パートナーシップおよびいずれかの州の政府が含まれるが、信託は含まれません。
- (e) 各パートナーが認定投資家であるパートナーシップ（2005年有限責任パートナーシップ法（2005年法第5号）の定義に該当する有限責任パートナーシップを除きます。）
- (f) その唯一の事業が投資対象を保有することであり、かつ、その全株式資本が一または複数の者（それぞれ認定投資家とします。）により所有されている法人

受益証券の形式

受益証券は、記名式で保有されます。通常、受益証券の券面は発行されず、また確認通知以外のその他の文書も発行されません。確認通知には、受益者の識別番号および割り当てられた受益証券の詳細が記載されます。ただし、確認通知は、申込書が承認され、決済資金による申込代金が受領された後にのみ申込人に送付されます。

マネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止およびテロ防止に関して適用ある法定の要件の遵守を確保するため、受託会社を代理する管理事務代行会社および/または管理会社は、申込者の身元および資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元の確認を求めます。管理会社は、シンガポールの法律に基づき、特に、申込者の身元、税務リスク特性および資金源ならびに申込者の実質的所有者の身元、税務リスク特性および資金源の詳細な確認を求めることができます。各申込みの状況に応じ、以下の場合には、身元および/または資金源の完全な証明書類の取得を必要としないことがあります。

- (a) 申込者が、適切な反マネー・ロンダリング制度を有すると認められる国で規制される認可事業体または認可金融機関である場合
- (b) 申込者が、ケイマン諸島またはその他の認定証券取引所に上場している事業体または金融機関である場合
- (c) 申込代金が、適切な反マネー・ロンダリング制度を有すると認められる国に拠点を置く金融機関の申込者名義で保有される口座から支払われた場合

受託会社を代理する管理事務代行会社および/または管理会社は、受託会社、管理事務代行会社および管理会社が申込者の身元を確認するために必要とみなす情報を要求することができます。受託会社を代理する管理事務代行会社および/または管理会社は、受益証券の譲受人に関してもかかる確認証明を要求することができます。

申込者または譲受人からの本人確認証書類の提出が遅れる場合や当該書類が提出されなかった場合、管理会社、受託会社またはこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾または当該譲渡の登録を拒否することができます。受益証券の申込みの場合、受領した資金は、当初の振込元口座宛に利息を付さずに銀行手数料を差し引いた上で返却されます。

申込者は、申込みを行うことにより、受託会社、管理会社、管理事務代行会社およびこれらの各代理人、子会社または関連会社が、ケイマン諸島、シンガポールその他におけるマネー・ロン

ダリング防止および反テロ資金供与対策ならびに類似の事項に関連して政府機関、規制機関等に対し、要求に応じて、申込者の情報を開示することに同意するものとします。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社のいずれかが、ファンドに対する支払い（申込み等による）に犯罪行為の収益が含まれているか、またはいずれかの取引がマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に何らかの関連があるとの疑いを持った場合、受託会社、管理会社および/または管理事務代行会社は、法律により、かかる疑いのある支払および取引を関係当局に報告することが要求されますが、かかる報告は法令その他によって課された情報開示制限の違反であるとはみなされないものとします。

ケイマン諸島の居住者は、あるケイマン諸島の居住者が犯罪行為を行っているか、テロ活動もしくはテロリストの財産に係わっていることを知った場合またはその疑いを持った場合またはかかる認識もしくは疑いを持つ合理的な根拠がある場合で、かつ、かかる認識もしくは疑いに関する情報を、規制事業部門の業務の過程で、またはその他取引、職業、事業もしくは雇用において得るに至った場合には、（ ）それが犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに係る場合には、ケイマン諸島の金融報告庁（以下「FRA」という。）または指定の役人（ケイマン諸島の犯罪収益法（改正済）に従って任命されます）に対し、または（ ）それがテロ活動もしくはテロリスト金融もしくはテロリスト財産に関係している場合には、ケイマン諸島のテロリズム法（改正済）に従ってFRAまたは巡査もしくは指定された役人に対し、かかる認識もしくは疑惑を報告する義務を負います。かかる報告は守秘義務の違反または法律その他によって課されている情報開示制限の違反とはみなされないものとします。シンガポールの贈収賄、薬物密売その他重大犯罪（利益没収）法（Cap 65A）においても、同様の報告義務が存在します。

受託会社、管理会社および管理事務代行会社の各々は、申込者が要求された情報および書類を提供しなかったことによる申込書または買戻請求書の送付の遅延または不履行の結果として生じるいかなる損失に対しても免責されるものとします。申込者からの本人確認情報の提供が遅れるか、当該情報が提供されなかった場合、受託会社、管理会社またはこれらを代理する管理事務代行会社は、申込みの受諾を拒否するか、かかる情報の提供を条件として発行されている受益証券を強制的に買戻すことができます。申込者から必要情報の提供が遅れたことや当該情報が提供されなかったことに起因してファンドが被った経費、損失または費用は、当該申込者が負担するものとします。受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、いかなる場合も、申込みの拒絶または買戻代金の支払の拒絶または遅延の結果申込者が被った損失につき責任を負わないものとします。

AML オフィサーの任命

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則およびケイマン諸島金融庁が発行したガイダンスに従い、ファンドは、反マネー・ロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサー、副マネー・ロンダリング報告オフィサー（以下、併せて「AML オフィサー」といいます。）に自然人を任命することが要求され、AML オフィサーを任命しています。

（２）日本における販売

日本においては、前記「証券情報（７）申込期間」記載の申込期間に日本における販売会社により取扱いが行われます。

日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から買付代金の支払いと引換えに取引報告書を受領します。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円相当額未満となる等、日本証券業協会の規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準に受益証券が適合しなくなったときは、日本における受益証券の販売を行うことはできません。

2 【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益者は、その選択により、買戻日にはいつでも、受益証券の買戻しを請求することができます。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、管理事務代行会社に対し、買戻請求書に指定される住所宛に、署名された買戻請求書を交付しなくてはなりません。完成された買戻請求書は、当該買戻しが実行される買戻日の少なくとも45暦日前の日に該当するファンド営業日の午後5時(シンガポール時間)までに、管理事務代行会社により実際に受領される必要があります。かかる時刻を過ぎて受領された買戻請求は繰り越され、翌買戻日に取り扱われます。ただし、管理会社は、その裁量により、指定の締切時間を過ぎても買戻請求書の提出を受諾することができます。受託会社および管理会社は、その状況下でファンドのポートフォリオに悪影響を及ぼすことがないと判断した場合に限り、一般的に、または特定の場合につき、45暦日より短い買戻通知期間を定めることができます。ただし、いかなる場合も、買戻日の午後5時(シンガポール時間)を過ぎて管理事務代行会社により受領された買戻請求が当該買戻日付で取り扱われるために受諾されることはないものとします。

買戻請求書は、ファクシミリにより管理事務代行会社に対し交付することができます(ただし、当該買戻請求書の原本が直ちに管理事務代行会社に送付されることを条件とします。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社のいずれも、ファクシミリの送信ミス、ファクシミリにより送信された申込書類の判読不能、またはファクシミリでの指示が適切に授権された者から発せられたと誠実に判断された結果行われた行為に関して発生した損失については責任を負いません。

買戻請求がファクシミリにより交付された場合、買戻しの対象となっている受益証券に関する買戻請求書の原本およびマネー・ロンダリング防止要件または類似事項に関連して請求された未提出の書類が管理事務代行会社により受領されるまで、受益者に買戻代金は支払われません。ファンド、管理会社、管理事務代行会社ならびにこれらの代理人および関連会社のいずれも、かかる遅延により発生した損失または買戻代金の支払の実行拒否について責任を負いません。

管理事務代行会社は、適切に受領したすべての買戻請求の受領を確認します。5ファンド営業日が経過してもかかる確認書を受領していない受益者は、管理事務代行会社に連絡する必要があります。受益者が買戻請求の確実な受領を確認しない場合、当該買戻請求が処理されない結果となることがあります。

該当するクラスの受益証券は、「先入れ先出し」基準で買戻されるものとします。

一旦提出した買戻請求書は、後述する、受託会社が管理会社と協議の上で純資産価額の決定を停止する場合を除き、取消不能です。

管理会社は、受託会社の承諾の上、受益者に対し少なくとも30日前までの通知を行うことにより、買戻しの頻度を変更することができます。ただし、かかる変更は、かかる通知の直後の買戻日後から効力を生じるものとします。

買戻代金

受益証券は、該当する買戻価格で買戻しが行われます。受益証券の買戻価格は、該当する買戻日の直前の評価日における該当するクラスの1口当たり純資産価格に相当する金額とします。ただし、受益証券の買戻価格を決定するにあたり、管理会社は、受託会社と協議の上、管理事務代

行会社に対し、買戻請求に必要な資金を調達するために資産を現金化する際にファンドの勘定で負担される財務手数料および購入手数料の適切な引当であると管理会社がみなす金額を1口当たり純資産価格（端数処理前）から控除するよう指示することができます。

円クラスE受益証券の買戻しの場合、(i) 受益証券の口数単位で買戻しが請求された場合に支払われる純決済金額は、1円未満を切り上げるものとし、(ii) 金額単位で買戻しが請求された場合に買い戻される受益証券の口数は、整数に満たない端数を切り上げるものとします。

決 済

買戻代金は、通常は該当する1口当たり純資産価格が確定してから30ファンド営業日以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の書類が受領されてから1か月以内に、受益者のリスクおよび費用負担で、電信送金により現金で支払われます。現金支払は、円または該当する受益者から請求があった場合は（管理会社の助言に基づき）受託会社の裁量により他の通貨で行われます。該当するクラスの運用通貨以外の通貨で支払われた金額は、転換日の実勢直物為替レートで転換されます。第三者に対して買戻代金が支払われることはありません。

また、管理会社、受託会社および/または管理事務代行会社は、ある受益者に対する買戻代金の支払もしくは金銭の分配によって、関連ある法域においていずれかの者による適用あるマネー・ロンダリング防止等の法令規則の違反につながりうるとの疑いをもつか、またはその旨の助言を受けた場合、またはファンド、受託会社、管理会社および管理事務代行会社が関連ある法域において当該法令規則を確実に遵守するために必要もしくは適切であるとみなす場合、当該受益者に対する買戻金の支払を拒否する権利を留保します。

強制買戻し

受益者は、適格投資者に該当しなくなった場合には直ちに受託会社、管理会社および管理事務代行会社に通知しなければならず、その場合、当該受益者は、当該通知日後のいずれかの日における1口当たり純資産価格でその保有する受益証券の買戻しを受けなければならない可能性があり、また管理会社（およびその受任者）は、かかる買戻しを行う権利を有するものとします。

また、管理会社は、（受託会社の同意を得た上で）理由の有無にかかわらず、買戻しがなされる受益者に書面により通知することによって、受託会社が指定した日に受益証券の全部または一部を買い戻す権利を有するものとします。ただし、かかる日は、当該通知日から5日後の日とします。

さらに、管理会社は、（ファンドの信託期間（後記「3 資産管理等の概要（3）信託期間」参照）が延長された場合、）円クラスEの最終的な終了日である2115年3月31日に、同日現在発行済の円クラスE受益証券をすべて買戻すとともに、当該クラスの申込み受付を終了させます。

(2) 日本における買戻し

日本における受益者は、日本における販売会社を通じ、管理会社に対し、その保有する受益証券の買戻しを請求することができます。

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日において、該当する買戻価格で買い戻されます。買戻し単位は、1口以上1口単位です。

当該買戻しが実行される買戻日の少なくとも45暦日前の日（日本時間）に該当するファンド営業日から起算して日本における2営業日前の日の午後3時（日本時間）までに日本における販売会社が受け付けた買戻請求を、ファンドの当該月の受付分として取り扱い、当該時刻を過ぎて受領される買戻請求は、翌月の受付分として取り扱います。

通常、該当する1口当たり純資産価格が確定してから30ファンド営業日以内に、またはこれより遅い場合は管理事務代行会社が要求したすべての未提出の書類が受領されてから1か月以内に、日本における販売会社に対して、ファンドから買戻代金が現金で支払われます。日本における販売会

社は、ファンドから買戻代金を受領したことを確認し次第、速やかに投資者に対して買戻代金をお支払いします。

なお、前記「(1)海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがあります。受益証券の買戻しに関する照会先は、前記「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載にする日本における販売会社です。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価額の決定

ファンドおよび各クラスの純資産総額ならびに1口当たり純資産価格は、信託証書に定められ、以下に要約される評価規定に従い、各評価日の評価時点において、管理事務代行会社により計算されます。

クラスの純資産総額の決定の目的上、各クラスに関し、ファンドの帳簿内において、明確に指定された別個の会計記録が記帳されます。各受益証券の発行代金に相当する金額が該当するクラスの会計記録の貸方に記録されます。純資産総額の増減(この目的において、新規申込みによる純資産総額の増加、買戻しまたは配当金の支払による純資産総額の減少および特定の調整(以下に記載されます。))は考慮しません。))は、直前の評価日時点における各会計記録が示す、それぞれの純資産総額の割合に基づき、当該各クラスの会計記録に割り当てられます。その後、受託会社が単一のクラスに関連すると判断する、費用、損失、配当、利益および収益(円以外の通貨建てクラスの外国通貨エクスポージャーのヘッジに係る経費および利益を含みます。))の指定された調整が、各会計記録に割り当てられます。

各評価日の1口当たり純資産価格は、該当するクラスの純資産総額を当該評価日の営業終了時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で割って計算されます。円クラスE受益証券の場合、1円未満の金額は切り捨てとし、かかる切捨てから得られる利益は、ファンドのために保有されます。

資産の評価

ファンドの資産は、以下の原則に従って評価されます。

- () 証券取引所もしくは類似の電子システム上で上場または相場付けがされ、当該取引所もしくは電子システム上にて定期的に取りが行われている有価証券は、評価日における直近の取引価格で評価され、当該日に取引がなかった場合には、当該評価日における直近の買呼値(買い(ロング)持ちの場合)および直近の売呼値(空売りの場合)に、管理会社が保有規模を考慮して適切であると考えられる方法で調整を行った価格で評価されます。有価証券の価格が複数の取引所もしくはシステム上で入手可能な場合、当該有価証券の価格は、当該有価証券の主要市場を構成する取引所での直近の取引価格または直近の買呼値もしくは売呼値、または当該有価証券の評価を決定する際に最も公正な基準を提供すると管理会社が判断する価格とします。
- () 証券取引所もしくは類似の電子システム上で上場または相場付けがなされていない有価証券、または、上場もしくは相場付がなされているにもかかわらず、当該取引所もしくは電子システム上にて定期的に取りが行われていない、または上記に記載されるいずれの価格も入手可能でない有価証券は、当該有価証券の取得価格、当該有価証券について最近実行された取引時の価格、当該有価証券の発行済総額に対する保有規模および管理会社が当該評価に対するプラスもしくはマイナスの調整を検討する際に関連があるとみなすその他の要因を考慮して管理会社が決定する、当該評価時点における実現見込価額で評価されます。

- () 決済会社もしくは取引所で取り扱われるもしくはこれらを介して取引される投資対象または金融機関を介して取扱われるもしくは取引される投資対象(有価証券を除きます。)は、当該決済会社、取引所もしくは金融機関により相場付けされる直近の公式の決済価格を参照して評価日時点において評価されます。当該価格が存在しない場合、当該投資対象の取扱いもしくは取引が行われるまたはその可能性のある市場での評価日時点における売呼値の最安値と買呼値の最高値との間の平均値が算出されます。ただし、かかる投資対象が複数の市場で取り扱われるまたは取引される場合には、管理会社がその実勢市場を決定するものとします。
- () 決済会社もしくは取引所で取り扱われないもしくはこれらを介して取引されない投資対象または金融機関を介して取扱われないもしくは取引されない投資対象(有価証券を除き、店頭デリバティブ取引を含みます。)は、独立の価格決定ソースから得られる評価値を参照して評価されます。ただし、当該価値が入手可能ではない投資対象は、関連する取引相手方により提供される入手可能な直近の評価を、管理会社が適切とみなすその他の取引相手方により提供される評価と比較することにより評価され、関連する取引相手方およびその他の取引相手方のそれぞれにより提供される評価の間に管理会社が重大と考える程度の差異があった場合、当該投資対象はすべての評価の平均値に基づいて評価されるものとします。ただし、かかる重大な程度の差がない場合には、関連する取引相手方により提供される評価に基づいて評価されるものとします。
- () 預金は、その取得原価に発生済利息を加算した額で評価されます。
- () 基準通貨以外の通貨建ての価額(有価証券または現金であるかを問いません。)は、管理事務代行会社が、関連あると考えるプレミアムもしくは割引および為替費用等を考慮しつつ状況に応じて適切とみなすレート(公式であるか否かを問いません。)で基準通貨に換算されます。

受託会社は、その他の評価方法が、一般的にまたは特定の市場もしくは市況において公正価値をより良く反映し、かつ、適切な会計慣行に則ったものであると考える場合において、その他の評価方法の利用を認めることがあります。

相場価格、上場価格、取引価格もしくは市場取扱価格を確認する目的上、管理会社、管理事務代行会社またはこれらの代理人は、評価を提供する機械化されたシステムおよび/または電子システムを使用し、かつ、これに依拠する権利を有し、当該システムにより提供される価格は、上記()の項の目的上、直近の取引価格とみなされるものとします。

ファンドの年次財務書類は、米国G A A Pに従って作成されます。ファンドの評価基準が米国G A A Pから逸脱する場合、受託会社は、監査済年次財務書類において、米国G A A Pを遵守するために必要とされる調整を行う場合があります。

純資産価額の計算に際し、管理事務代行会社は、適宜、受託会社、管理会社またはこれらの関係者(ブローカーである関係者、市場またはその他の仲介者を含みます。)により提供される価格情報を検証するために合理的な努力を尽くします。ただし、一定の状況(管理事務代行会社はその単独の裁量により決定します。)において、管理事務代行会社が当該情報を検証することが妥当ではない場合があり、かかる状況において、管理事務代行会社は、提供された情報の不正確性に起因する計算の誤謬を原因として管理会社、受託会社、ファンドまたは受益者もしくはその他の者が負った損失について責任を負いません。

容易に入手可能な独立のプライシング・ソースがなく、かつ、取引量が少ないもしくは市場性のない有価証券または未上場もしくは相場のない有価証券の場合、または市場性のある有価証券の場合、ファンドが保有する有価証券の量的規模または一時的な転売制限により市場決定価格に対する割引の適用が正当化される場合、管理事務代行会社は、ファンドの当該資産もしくは負債(プライベート・エクイティ投資を含みますが、これに限定されません。)に関して以下によ

り提供される評価またはプライシング情報（公正価値プライシング情報を含みますが、これに限りません。）に善意で依拠することができます：（ ）受託会社もしくは管理会社、および／または（ ）いずれかの評価者、第三者である評価代行会社、仲介業者またはその他第三者（各場合において、受託会社もしくは管理会社によりファンドの資産もしくは負債に関する評価もしくはプライシング情報を管理事務代行会社に提供するよう任命もしくは授權されているものとします。）。管理事務代行会社が、プライシング・サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、投資先ファンドの管理者もしくは管理事務代行者またはその他の仲介業者により提供される情報またはファンドの保管会社により提供される情報に依拠する場合、管理事務代行会社は、提供された情報の誤謬もしくは不正確を原因としてファンド、管理会社または受益者に発生した損失について責任を負わないものとします。

悪意または明白な誤りがない場合、本書に定めるファンドの資産および負債の価額の決定は最終であり、すべての受益者を拘束するものとします。いかなる場合および状況においても、受託会社、管理事務代行会社もしくは管理会社は、純資産価額の決定に関して誠実に行った決定、受けた助言または作為もしくは不作為について個々に債務または責任を負わないものとします。

純資産価額の計算および／または取引の一時停止

受託会社は、管理会社および管理事務代行会社と協議の上、（ ）一もしくは複数のクラスの純資産価額の計算、（ ）一もしくは複数のクラスの受益証券の発行、または（ ）一もしくは複数のクラスの受益証券の買戻しを、一時的に停止することができます。かつ、別個の独立した権利として、以下の期間の全部または一部に関して、受益証券もしくは該当するクラスの買戻しを請求した者に対する買戻代金の支払を延期または停止することができます。

- (a) ファンドが保有する投資対象の重要部分が取引されている証券取引所が通常の休日以外にクローズしている期間または当該取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- (b) 緊急事態を構成する状況が存在しており、その結果として、（ ）ファンドにより所有される投資対象の重要部分の処分が、合理的に実行できなくなり、受益者の利益を著しく損なう可能性がある場合、または（ ）ファンドがその純資産価額を公正に決定することが合理的に実行不可能である場合
- (c) ファンドが、すでに受理されている買戻請求のいずれも、該当するクラスの運用通貨をもって合法的に充足させることができない期間
- (d) ファンドの投資対象の重要部分の価格の決定に際し通常用いる通信手段に故障が生じている期間
- (e) 疫病、戦争行為、テロ行為、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキもしくは天災により、またはこれに起因して、管理会社または管理事務代行会社のファンドに関する業務の運営が、実質的に中断または閉鎖されている期間
- (f) 受託会社が、ファンドの終了を決議した場合

管理事務代行会社は、かかる停止に関する宣言を受益者に通知するものとし、かつ、当該停止期間の終了した時も受益者に通知を行います。

（２）【保管】

すべての受益証券は登録形式で発行され、ファンドの受益者名簿への登録がその所有の証拠となります。管理会社は、受益証券の登録所有者をその完全かつ実質的所有者として取り扱います。受益証券の券面は、原則として発行されません。

日本の投資者が販売会社を通じて取得した受益証券は、日本における販売会社またはその保管機関の名義で受益者名簿に登録されます。

（３）【信託期間】

ファンドは、原則として、2011年12月19日（信託の設定日）から99年目に該当する日に自動的に終了します。ただし、受託会社は、ファンドの設定日から150年を超えない期間までファンドの信託期間の延長を決定することができます。

ただし、ファンドは、後記「（５）その他 ファンドの解散」に定める事由の発生により終了されます。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。

（５）【その他】

ファンドの解散

信託期間は、以下の事由のうちいずれかが最初に発生した時点で終了するものとします。

- ・ 受託会社が、受益者および管理会社に対して、ファンドを継続することまたは他の管轄へのファンドの移転の決定後に信託証書に記載のとおりファンドを他の管轄に移転することが違法となる旨または受託会社が実行不可能、不得策もしくは受益者の利益に反すると判断した旨の通知を行った場合
- ・ 受益者が特別決議によって決定した場合
- ・ 信託証書の日付から開始し、ファンドの設定日から99年後に終了する期間が終了した場合（ただし、受託会社がファンドの設定日から150年を超えない期間、ファンドの期間の延長を決定した場合を除きます。）
- ・ 受託会社が信託証書に基づき辞任する意思の書面通知を送付した場合または受託会社が強制もしくは任意清算に入った場合（普通決議によって事前に承認された再編を目的とした任意清算を除きます。）で、受託会社または受益者がかかる通知または清算開始から30日以内に受託会社の後任として受託会社の職を引き受ける用意がある他の企業を任命することまたは任命を確保することができない場合
- ・ 管理会社が信託証書に基づき辞任する意思の書面通知を送付した場合または管理会社が強制もしくは任意清算に入った場合で、受託会社または受益者がかかる通知または清算開始から90日以内に管理会社の後任として管理会社の職を引き受ける用意がある他の企業を任命するまたは任命を確保することができない場合

本 の規定に基づき信託期間が終了した場合、受託会社は、直ちにかかる終了に関する通知をすべての受益者に送付するものとします。

信託証書の変更

本 に別途規定される場合を除き、受託会社および管理会社は、普通決議の承認を得て、信託証書の補遺証書を作成することにより、信託証書の規定の全部または一部を修正、改訂、変更または追加する権利を有するものとします。信託証書に基づき「普通決議」とは、受益者集会において投じられた議決権数の過半数により可決された決議を意味し、これには、信託証書に従い普通決議として採択された書面決議も含まれます。

以下の変更は、これにより悪影響を受ける各受益者の事前の書面による同意が得られる場合のみ行うことができます。

- ・ 受益証券に関して追加の支払義務または債務を引き受ける義務を受益者に課すこと、または
- ・ 受益者が保有する受益証券の1口当たり純資産価格を減額すること

受託会社および管理会社は、その他の受益者の同意を得ることなく、いつでも、以下を行うことができます。

- ・ 受託会社または管理会社の表明、責務もしくは義務の追加、または受益者の利益のために信託証書に基づき受託会社または管理会社に対して与えられた権利もしくは権限の放棄
- ・ 信託証書の曖昧さの是正または相反する規定の訂正もしくは補足
- ・ ファンドの名称変更
- ・ 受託会社および管理会社が、受益者の利益または保護に資すると誠実に考える政府機関により要求される変更。ただし、かかる変更は、以下を充足する場合にのみこれを行うことができます：(A)受益者の利益となるかまたは受益者の利益に悪影響を及ぼさないこと、(B)ファンドの運営を管理および統治する受託会社または管理会社の権利に影響を及ぼさないこと、(C)クラス間およびシリーズ間の損益の配分に重大な悪影響を及ぼさないこと、ならびに(D)受益者の有限責任に影響を及ぼさないこと。
- ・ 信託証書の条件に従って受託会社または管理会社のアイデンティティの変更およびそれに付随する変更を反映するための信託証書の変更
- ・ 適用ある法令規則を遵守するための信託証書の変更（本 に定める事項に関するものを除きます。）
- ・ 信託証書に従って正当に採択された信託証書の変更と併せて、当該変更を単一の統合された文書に組み込むために行われる信託証書全体の再編集・再表示

上記にかかわらず、信託証書の変更によって受益者としての権利が著しくかつ不利に変更されることになる受益者に対して、受託会社が決定する日付（当該変更に関する書面による通知を各受益者に送付してから45日目以降の日で、かつ当該変更の効力発生前の日）で買戻しを請求する機会を与える場合には、受託会社および管理会社は、受益者の同意を得ることなく、いつでも、制限なく、信託証書を変更することができます。

疑義を避けるために付言すると、受託会社および管理会社は、発行されている受益証券が存在しない場合には、いつでもその裁量により信託証書を変更することができます。

受託会社の解任

受益者はいつでも、受託会社に対する特別決議の交付をもって受託会社を解任し、かつ後任の受託会社を指名することができます。かかる場合、受託会社は、後任の受託会社を当事者とする信託証書の追補証書をもってかかる後任の受託会社をファンドの受託会社に任命するものとします。受託会社は、90日以上前にすべての受益者および管理会社に書面で通知することにより任意で退任することができ、信託証書に基づく信託の権限および規定から免責されることができません。かかる退任および免責は、信託証書に規定されるとおり、後任の受託会社の任命と同時に効力を生じるものとします。

管理会社の解任および退任

管理会社は、90日以上前に受託会社に書面で通知することにより任意で退任することができ、信託証書に基づく信託の権限および規定から免責されることができません。かかる退任および免責は、信託証書に規定されるとおり、後任の管理会社の任命と同時に効力を生じるものとします。受託会社は（特別決議による同意を得ることを条件として）、90日以上前に管理会社に対し書面で事前通知を行うことにより、管理会社を解任し、かつ後任の管理会社を指名することができます。かかる場合、受託会社は、後任の管理会社を当事者とする信託証書の追補証書をもってかかる後任の管理会社をファンドの管理会社に任命するものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託契約

管理会社または受託会社のいずれも、他方に対し90日以上前に書面で通知することにより、委託契約を終了させることができます。

委託契約は、ケイマン諸島の法律に準拠します。

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方に対し、90日以上前に書面で通知することにより、管理事務代行契約を終了することができ、一定の状況では直ちに終了させることができます。

管理事務代行契約は、シンガポールの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

プライム・ブローカレッジ契約

プライム・ブローカレッジ契約のいずれの当事者も、他方に対し書面で通知することにより、直ちに同契約を終了することができます。

プライム・ブローカレッジ契約は、英国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資顧問契約

投資顧問契約のいずれの当事者も、他方に対して3か月以上前に書面で通知することにより、同契約を終了することができます。

投資顧問契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他方に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約

各受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他方に対し、3か月以上前に書面で通知することにより終了します。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

プライム・ブローカーおよび保管会社

受託会社とノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（以下「ノムラ」といいます。）との間のプライム・ブローカレッジ契約（以下「プライム・ブローカレッジ契約」といいます。）およびいくつかの商品別の追補書類に従って、ノムラは、ファンドに関してプライム・ブローカー業務を提供することに合意しています。かかる業務には、証拠金の貸付、清算、決済、貸株および外国為替ファシリティ等の提供や、ファンドに関し受託会社または管理会社が行う取引についての執行、決済または受渡、支払の受領が含まれます。ノムラは、ファンドに関する取引を執行する目的で、野村ホールディングス株式会社、野村グループのその他のメンバー会社およびその他のブローカーおよびディーラーを使用する場合があります。またノムラは、プライム・ブローカレッジ契約の条項に基づき、また英国金融庁（FSA）の規則に従い、プライム・ブローカーとしての資格において、ノムラの帳簿および記録で保有されるファンドの全投資資産の保管業務も提供することに合意しています。ノムラは、可能な場合、プライム・ブローカレッジ契約の条項に従い、ファンドの資産をノムラ自身の資産から分離するものとします。またノムラは、「フリー証券勘定」の設定に合意する場合があります。「フリー証券勘定」（プライム・ブローカレッジ契約で定義されます。）で保有される有価証券は、担保権または使用権の設定の対象とは

なりません。その任命の条件に従い、ノムラは、副保管会社またはノミニーを任命する権限を有し、ノムラは、その任命する副保管会社もしくはノミニーに対して、その保管する勘定に貸記される投資資産についての権利、権原および持分がノムラの顧客に帰属することを、その帳簿および記録上で識別できるようにしておくよう要求します。さらに、副保管会社またはノミニーは、かかる投資資産がいつでも特定可能であること、かかる投資資産がノムラの顧客に帰属する資産として即時に特定可能であり、ノムラ自身の投資資産とは分けて識別できることでノムラの債権者が利用できないようにすることを確保します。ノムラは、合理的なノウハウ、配慮および注意をもって副保管会社の選定に当るものとし、副保管契約の期間中、ファンドに対して、副保管会社がファンドに保管業務を提供する上で引続き適任であることについて自ら納得する責任を負い、ノムラが適切と考える水準で継続的に副保管会社を監督し、かつ副保管会社の義務の継続的かつ適切な履行を確認するために適切と考える照会を定期的に行うものとし、

ファンドのその時々債務の支払および履行の担保として、ノムラが保有するすべての投資資産および現金（フリー証券勘定で保有される投資資産は除きます。）は、ノムラに対する担保として提供されるため、F S A規則（プライム・ブローカレッジ契約に定義されます。）の目的におけるコラテラルを構成します。フリー証券勘定で保有される資産を除き、ファンドの投資資産は、該当割合（プライム・ブローカレッジ契約に定義されます。）に従い、ノムラによって、ノムラ自身の目的のために借入、貸付が行われ、もしくはその他の方法により使用されることができます。当該投資資産は、ノムラの財産となるため、ファンドは、ノムラに対して、同等の投資資産の返還を請求する権利しか有しません。この点においてファンドの地位は無担保債権者となるため、ノムラの倒産の場合、かかる同等の投資資産の全額を回収できない可能性があります。

ノムラによって保有される現金は、コラテラル契約の下で完全な所有権が付されるコラテラルとして受領され、プライム・ブローカレッジ契約に規定される担保の対象となります。従って、かかる現金は、F S A規則に基づく顧客資金とはならないため、F S A規則が規定する保護の対象とはなりません。その結果として、ファンドの現金は、ノムラ自身の現金から分離されず、ノムラによって、ノムラの投資事業の過程で使用されるため、この点においてファンドの地位はノムラの一般無担保債権者の一人となります。

受託会社は、ノムラ、その取締役、役員、従業員および代理人に対して、それらが負担する、またはノムラがプライム・ブローカレッジ契約の締結もしくは取引について行為することに関して直接もしくは間接に生じる、またはプライム・ブローカレッジ契約および/またはそれに従い執行される取引の条件に基づく第三者との間のディーリングの結果として生じる一切の「税金」（プライム・ブローカレッジ契約に定義されます。）、費用、請求、訴訟、債務、コストもしくは法的手続き（以下「本請求」といいます。）について補償し、損害を与えないものとし、ファンドは、特に、プライム・ブローカレッジ契約に基づき執行される取引に関して発生する印紙税もしくはその他の譲渡税を支払うものとし、ファンドは、ファンドの全資産がプライム・ブローカーおよび保管会社としてのノムラに引き渡されることを確保する責任を負うものとし、ノムラは、ファンドによる当該義務の遵守を監視する責任を負わないものとし、

ノムラは、第三者取引（更改された第三者取引を含みます。）において、当該取引の契約決済日に（またはその後ずっと）第三者がその債務の決済を履行しないことに関して責任を負わないものとし、

プライム・ブローカレッジ契約の各当事者は、他方の当事者に対して書面による通知を行うことによりプライム・ブローカレッジ契約を直ちに終了させることができます。かかる通知にかかわらず、プライム・ブローカレッジ契約に基づき執行された取引が当該時点で未決済である場合、プライム・ブローカレッジ契約の条項は、当該取引に引続き適用されるものとし、加えて、プライム・ブローカレッジ契約に基づく不履行事由が発生した場合、かかる発生と同時に、ノムラには、ファンドのために未決済取引を清算する合理的な努力を行う義務はなくなるものと

します。かかる不履行事由の際には、プライム・ブローカレッジ契約に基づき各当事者が他方の当事者に有価証券、同等の有価証券または現金を引き渡すその他すべての未履行の債務は、期限が到来したものとして、即時に履行されるものとします。ノムラは、ファンドのサービス提供会社であり、英文目論見書の作成またはファンドの活動に責任を負うものではなく、よって、ノムラおよびプライム・ブローカレッジ契約に関する情報以外の英文目論見書に記載される情報について一切の責任を引受けません。ノムラは、ファンドの投資決定過程に参加しません。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対して直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、受託会社が管理会社と協議の上で決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが終了した場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて信託財産の分配を請求する権利を有します。

議決権

ファンドの受益者集会は、ファンドの登記上の事務所または受託会社が随時決定する場所で開催されます。各集会について、集会の開催場所・日時および集会で提案される決議案の条件を明記した書面による通知が、7日前（通知送付日を含みますが、集会日を除きます。）までに、受託会社（またはその代理人）により、各受益者に対して、送付されるものとします。通知は、手渡し、郵送、ファックスまたは電子メールで行うことができ、また受領者が合意した場合には、指定された安全なウェブサイト上に載せることにより行うことができます。集会の通知とともに送付された委任状が完全に記入され、集会の開催日前に返送されない場合で、受益者が実際に集会に出席しない場合は、当該受益証券は、各受益者によって署名された申込書において指定された代理人の裁量で投票されます。

集会の基準日は、集会通知に明記される日付から受託会社が決定する日数前の日とします。受益者に対する不慮の送付漏れまたは受益者による通知の受領漏れは、集会の議事を無効としないものとします。受託会社または受託会社の授権された役員は、集会に出席し、発言する権利を有するものとします。

要求される定足数は、発行済受益証券の3分の1の保有者とします。

いずれの集会においても、集会の議決に付される決議案は書面により行われる投票によって決定されるものとし、普通決議の場合は投じられた票の過半数を表章する受益者により承認された場合、特別決議の場合は発行済受益証券の75%を表章する受益者により承認された場合に、当該投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとします。投票する権利を有する全受益者および投票する権利を有する受益者の全代理人は、当該受益者が保有する各受益証券につ

き1票を有するものとし、新たに指定されたクラスに付属する権利を決定する際に受託会社が別途定める場合はこの限りではありません。

普通決議も特別決議も、集会への出欠を問わず受益者全員を拘束するものとし、各受益者および受託会社は、本証書に含まれる補償に関する規定に従い、かかる決議を実施する義務を負うものとし、

円クラスEの各受益者は、受益者集会において上程される事項について10口につき1つの議決権を有します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

狛・小野グローバル法律事務所

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング13階

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 小野 雄作

弁護士 小森 蘭子

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング13階

狛・小野グローバル法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a . ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッド ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=106.87円）で換算されています。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

(1) 【2019年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

シン・カ・ファンド

資産負債計算書

2019年12月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物		66,546	7,112
投資有価証券、公正価値で評価 (取得原価: 20,900,606米ドル)	3	22,265,784	2,379,544
ブローカーに対する債権	4	198,000	21,160
未収配当金		16,949	1,811
その他の資産		-	-
資産合計		22,547,279	2,409,628
負債			
有価証券の空売り、公正価値で評価 (売却収入: 583,193米ドル)	3	699,012	74,703
デリバティブ契約、公正価値で評価	3	104,189	11,135
前受け申込代金		1,917	205
その他の未払金および未払費用		44,832	4,791
未払買戻し代金		20,292	2,169
ブローカーに対する債務	4	3,886	415
未払管理報酬	6	30,596	3,270
未払成功報酬(買戻し時)	6	1,555	166
未払専門家報酬		29,500	3,153
未払管理事務代行報酬		2,000	214
負債合計		937,779	100,220
純資産		21,609,500	2,309,407
参加型受益証券1口当たり純資産価格			
米ドルクラスA、発行済口数1,523.6762口に基づく		1,604.385米ドル	171
米ドルクラスB、発行済口数100.0000口に基づく		1,603.990米ドル	171
米ドルクラスD、発行済口数1,322.2498口に基づく		1,151.936米ドル	123
円クラスA、発行済口数5,327.8652口に基づく		148,105.608円	
円クラスB、発行済口数2,996.0001口に基づく		148,516.396円	
円クラスC、発行済口数215,579,790口に基づく		1.333724円	
円クラスD、発行済口数198,755,538口に基づく		1.202544円	
円クラスE、発行済口数15,261口に基づく		9,064.826603円	

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

【損益計算書】

シン・カ・ファンド

損益計算書

2019年12月31日終了年度

	注記	米ドル	千円
投資収入			
配当金(源泉税69,460米ドルを控除後)		351,622	37,578
利息収入		4	0
その他の収入		77	8
投資収入合計		351,703	37,586
費用			
借株費用		1,134,419	121,235
管理報酬	6	361,553	38,639
支払配当金		153,454	16,400
専門家報酬		42,585	4,551
管理事務代行報酬		24,055	2,571
支払利息		125,163	13,376
その他の費用		24,097	2,575
費用合計		1,865,326	199,347
純投資費用		(1,513,623)	(161,761)
投資および外国為替取引に係る利益/(損失)			
投資有価証券に係る純実現利益		2,067,849	220,991
デリバティブ取引に係る純実現損失		(785,742)	(83,972)
投資有価証券に係る未実現利益の純変動額		675,115	72,150
デリバティブ取引に係る未実現損失の純変動額		(47,662)	(5,094)
外国為替取引に係る純損失		(2,924)	(312)
投資および外国為替取引に係る純利益		1,906,636	203,762

運用による純資産の純変動額	393,013	42,001
---------------	---------	--------

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

シン・カ・ファンド

純資産変動計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
運用		
純投資費用	(1,513,623)	(161,761)
投資および外国為替取引に係る純利益	1,906,636	203,762
運用による純資産の純変動額	393,013	42,001
外貨建資産および負債の換算に係る未実現評価益		
外国為替取引	194,074	20,741
資本取引		
円クラス受益証券の申込み	285,032	30,461
円クラス受益証券の買戻し	(1,964,203)	(209,914)
米ドルクラス受益証券の買戻し	(40,000)	(4,275)
資本取引による純資産の純減少額	(1,525,097)	(162,987)
当期の純資産の純減少額		
期首純資産	22,741,584	2,430,393
期末純資産	21,609,500	2,309,407

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

シン・カ・ファンド

キャッシュフロー計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュフロー		
運用による純資産の純変動額	393,013	42,001
為替換算調整	194,074	20,741
為替換算調整後の運用による純資産の純変動額	587,087	62,742
運用による純資産の純変動を運用活動から得られた純キャッシュに一致させるための調整		
投資有価証券の購入	(42,363,278)	(4,527,364)
投資有価証券の売却収入	38,433,401	4,107,378
有価証券の空売り収入	37,332,116	3,989,683
有価証券の空売りをカバーするための購入	(49,472,342)	(5,287,109)
投資有価証券に係る純実現利益	(2,067,849)	(220,991)
投資有価証券に係る未実現損失の純変動額	(675,115)	(72,150)
資産および負債の変動		
デリバティブ契約、公正価値で評価（純額）	47,662	5,094
ブローカーに対する債権	21,357,063	2,282,429
未収配当金	59,358	6,344
その他の資産	25,794	2,757
ブローカーに対する債務	(1,186,653)	(126,818)
未払成功報酬	396	42
未払管理報酬	(2,413)	(258)
未払専門家報酬	(16,500)	(1,763)
未払管理事務代行報酬	(98)	(10)
その他の未払金および未払費用	(174,965)	(18,699)
運用活動から得られた純キャッシュフロー	1,883,664	201,307
財務活動によるキャッシュフロー		
受益証券の発行収入	274,979	29,387
受益証券の買戻しによる支払	(2,095,139)	(223,908)
前受け申込代金	1,917	205
財務活動に使用された純キャッシュフロー	(1,818,243)	(194,316)
現金および現金同等物の純変動額		
現金および現金同等物の期首残高	1,125	120
現金および現金同等物の期末残高	66,546	7,112
キャッシュフロー情報の補足開示		
受取配当金	410,980	43,921
支払配当金	209,696	22,410

支払利息	130,084	13,902
受取利息	4	0

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

シン・カ・ファンド 財務諸表に対する注記

2019年12月31日終了年度

1. コーポレート情報

シン・カ・ファンド(以下「ファンド」という。)は、2011年12月19日にケイマン諸島の非課税信託として設立され、2012年2月1日に運用を開始した。

ケイマンに設立された有限責任会社であり非課税会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(旧名称オジエ・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド)(以下「受託会社」という。)は、ファンドの受託会社として活動する。2011年12月19日付信託証書に従い、受託会社はファンドの管理および運営について全体的権限および責任を有する。

受託会社は、シンガポールに設立された有限会社であるゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド(以下「管理会社」という。)に投資運用責任を委任した。管理会社は、日本に設立された会社であるダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社(以下「投資顧問会社」という。)をファンドに関する投資顧問会社に指名した。

ファンドの主な投資目的は、日本の市場指数に対して低い相関を維持し、優れたリスク調整後絶対リターンを生み出すことである。ファンドは、ベンチマークを上回ることよりもむしろ、主に日本企業のファンダメンタルに基づき、株式のロング・ポジションおよびショート・ポジションと、イベントドリブン戦略を実行し、割高または割安な証券から収益を得ることで優れた絶対リターンを達成することを目指す。また、ファンドでは、債務証券、転換社債、先物、およびデリバティブ金融商品に投資する場合もある。

ファンドの登録事務所は、エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(190エルギン・アベニュー、ジョージタウン、グランドケイマンKY1-9005、ケイマン諸島)のオフィス内にある。

受託会社は、ポートカリス・トラスト(シンガポール)リミテッド(以下「管理事務代行会社」という。)をファンドの管理事務代行会社に指名した。

受託会社は、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーをファンドのプライム・ブローカーおよび保管会社に指名した。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基準

ファンドの添付の財務諸表は、米国財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の財務会計基準書(以下「ASC」という。)に詳述される、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)を使用して表示されている。本財務諸表は、米ドル(以下「USD」または「US\$」という。)で記載されている。

米国GAAPに準拠した財務諸表の作成に当たって、経営陣は、財務諸表および添付の注記に報告される金額および開示に影響を与える見積りや前提を行うことが要求されている。当該見積りや前提は、将来より詳細な情報が明らかになるに従って変動する可能性があり、その結果、本財務諸表の報告金額および開示金額に影響を与える場合がある。

2.2 投資事業体としての評価

ファンドは、専門家による投資運用サービスを投資家に提供する目的で投資家から資金を受け入れ、元本の上昇と投資収益によるリターンの獲得を唯一の目的として資金を投資し、元本の上昇と投資収

益以外のリターンや利益を得ることはないため、ファンドは会計基準アップデート第2013-08号(以下「ASU第2013-08号」という。)の投資事業体の定義に合致すると見なされる。ファンドは、投資のパフォーマンスを公正価値ベースで測定し、評価する。ファンドの事業内容は、日本の市場指数に対して低い相関を維持し、優れたリスク調整後絶対リターンを生み出すことであるため、経営陣はファンドが投資事業体であると考えている。これらの基準または特性に変化がないかどうか、上記の結論は年間ベースで再評価される。

2.3 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、制限がついておらず、大幅な価値の変動が起こるリスクが低い銀行預金および短期現金から構成される。2019年12月31日現在、全ての現金および現金同等物は評価の高い銀行に預けられている。

2.4 投資取引と関連した投資収益

投資取引は取引日ベースで計上される。投資取引による実現損益は、先入先出法(FIFO)で計上される。利息は発生主義で計上され、配当は配当落ち日に計上される(適用ある源泉徴収税の控除後)。未実現損益は損益計算書に反映される。

2.5 投資の評価

上場有価証券は、営業日の取引終了時点の最終取引価格で評価される。同日に売買が発生しなかった場合、証券を保有している場合は取引終了時の買呼値で、信用売りを行っている場合は取引終了時の売呼値で評価される。市場の相場が即時に入手できない有価証券は、管理会社が決定し見積もった公正価値を使用して評価される。実現および未実現の損益は損益計算書に反映される。2019年12月31日現在、管理会社による公正価値で評価された投資はない。

ファンドは、全てのデリバティブ金融商品を公正価値で計上する。公正価値は入手可能な市場価格を用いて決定される。それ以外の場合、公正価値はカウンターパーティー、マーケットメーカーまたは価格決定サービスにより提供される公正価値に基づく。これらのデリバティブ金融商品のために活発な上場取引市場が存在した場合、公正価値は大幅に異なる可能性がある。

2.6 外貨換算

(a) 取引および残高

外貨取引は、ファンドの機能通貨である日本円(以下「円」という。)で測定され、取引日に実勢為替相場に近似する為替レートで、当初の認識時に機能通貨において計上される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、会計報告期間末日の実勢為替レートで換算される。外貨による取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日時点の為替レートを用いて換算される。外貨による公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算される。

貨幣性項目の決済時点で、または会計報告期間末日に貨幣性項目を換算する時点で発生する為替の差異は損益で認識される。

ファンドは、投資の損益について、投資の市場価格の変動による部分と外国為替相場の変動による部分を分離しない。かかる変動は、投資による純実現および未実現損益に含まれている。

(b) 財務諸表の表示

表示目的のため、ファンドの資産および負債は、会計報告期間末日の実勢為替レートで米ドルに換算され、損益は取引日の実勢為替レートで換算される。換算で発生する為替の差異は、その他の包括利益で認識される。

2.7 要約投資明細表

要約投資明細表に反映されている投資の業種別および地域別分類は、2019年12月31日現在管理会社が最も正確であると考えられる記載である。

2.8 税務

ケイマン諸島政府によりインカムゲインまたはキャピタルゲインに課される税は現在のところない。ファンドが支払うべき唯一の税は、特定の投資収益に適用される源泉徴収税である。

ASC第740号の法人所得税は、不確実なタックス・ポジションがどのように財務書類で認識され、測定され、表示され、および開示されるべきかについて定義しており、事業体は、不確実なタックス・ポジションが支持される可能性が、関連ある税務当局の広く理解された制度上の慣行および先例の技術上の判断にのみ基づき「50%超」である場合にのみ、当該タックス・ポジションからタックス・ベネフィットを認識することが要求される。この基準が満たされた場合、ファンドは、最終合意時に支持される可能性が50%超であるタックス・ベネフィットの最大額としてタックス・ベネフィットを測定する。ファンドは、所得税申告を作成する過程で税務申告する（または税務申告する予定である）タックス・ポジションについて、それらが適用ある税務当局により支持される可能性が50%超であるか否かを判断するための評価を行う。この分析に基づき、「50%超」の基準を満たすと考えられる重要なタックス・ポジションはなかった。したがって、当年度において利息および罰金を含む税務費用は計上されていない。

2.9 未払買戻し代金

ASC第480号「負債と資本の区分（以下「ASC第480号」という）」に従い、企業は、所定の金額で所定の日に買戻義務のある株主資本の形態をとる金融商品を負債として分類しなければならない。当該株主に対する負債は、未払買戻し代金として資産負債計算書に表示されている。

2.10 金融商品の公正価値

FASB ASC第820号「公正価値の測定および開示（以下「ASC第820号」という）」の下で金融商品として適格であるファンドの資産および負債の公正価値は、財務諸表に表示される帳簿価額に近似している。

2.11 金融資産と金融負債の相殺

マスター・ネットティング契約またはその他類似の契約が存在しないので、ファンドは、資産負債計算書においてデリバティブの種類を超えて金融資産と金融負債の相殺を行わない。ファンドは、資産負債計算書に総額を表示している。

3. 公正価値の測定

投資取引は、ASC第820号により定義される、見積公正価値で計上される。投資の公正価値は、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において投資を売却することで受領される金額（すなわち、出口価格）である。ASC第820号では、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観察可能性のレベルに優先順位を付与し、ランク付けを行うヒエラルキーの開示フレームワークを定めている。市場価格の観察可能性は、多くの要因（投資の種類や投資に特有の特性など）により影響を受ける。容易に入手可能な活発な市場価格のある投資、または公正価値が一般的に活発な市場価格から測定可能な投資は、通常、市場価格の観察可能性がより高くなり、公正価値を測定する際に判断が用いられる程度はより少なくなる。

ASC第820号の下における公正価値ヒエラルキーの3つのレベル、およびファンドの投資に対する適用可能性を以下に示す：

レベル1 - レベル1の価格インプットは、会計報告期間末日現在入手可能な、活発な市場において同一の投資に対する相場価格である。レベル1に含まれる投資の種類には、上場株式および上場デリバティブが含まれる。ASC第820号により要求される通り、ファンドが大量のポジションを保有し、その売却が合理的に相場価格に影響を及ぼす可能性がある状況であっても、ファンドはこれらの投資の相場価格を調整しないものとする。

レベル2 - レベル2の価格インプットは、会計報告期間末日現在で直接または間接に観察可能である活発な市場の相場価格以外のインプットであり、公正価値は、モデルやその他の評価技法を利用して決定される。通常このカテゴリーに入る投資には、社債やローン、流動性の低い制限付株式、および特定の店頭（以下「OTC」という。）デリバティブなどが含まれる。

レベル3 - レベル3の価格インプットは、当該投資について観察不能なインプットであり、当該投資の市場活動がほとんど存在しないといった状況も含む。公正価値の決定のインプットには、経営陣の重大な判断または見積もりを必要とする。通常このカテゴリーに入る投資には、株式非公開企業や、プライベート・エクイティおよび不動産ファンドのゼネラルおよびリミテッド・パートナーシップの持分、ファンズ・オブ・ヘッジファンズ、ディストレスト債などへの投資が含まれる。

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値ヒエラルキーの複数のレベルに該当することがある。このような場合には、当該投資の公正価値のヒエラルキーは、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルを基準とする。ファンドが公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要度を評価する際には判断を必要とし、当該投資に特有の要因を考慮する。

2019年12月31日現在における上記ASC第820号の公正価値ヒエラルキー・レベル別のファンドの投資評価の要約は以下の表の通りである。

	会計報告期間の公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
投資有価証券(公正価値):				
普通株式	22,265,784	-	-	22,265,784
負債				
有価証券の空売り(公正価値):				
普通株式	699,012	-	-	699,012
デリバティブ契約(公正価値):				
為替先渡し契約	-	(26,398)	-	(26,398)
先物契約	(77,791)	-	-	(77,791)
	(77,791)	(26,398)	-	(104,189)

2019年12月31日終了年度において、ファンドはレベル1およびレベル2に投資した。当年度中において、レベル1とレベル2の間の振替はなかった。

4. ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権/債務には、ファンドのプライム・ブローカーに対する預託証拠金および財務書類の日付現在未決済の証券取引の未収金/未払金などが含まれる。ファンドは、取引を行う各ブローカーの信用状態を継続的に監視している。2019年12月31日現在、ブローカーに対する債権および債務の残高はそれぞれ198,000米ドルおよび3,886米ドルであり、これらは未決済の有価証券取引の未収金および未払金の残高を表す。ブローカーに対する債権には、ファンドのプライム・ブローカーに預けられた30,638米ドルの現金およびその他の通貨残高が含まれている。

5. 発行済受益証券

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行されている。受託会社は10個^(訳注)の受益証券クラスを指定した。米ドルクラスA受益証券、円クラスA受益証券、米ドルクラスB受益証券、円クラスB受益証券、米ドルクラスC受益証券、円クラスC受益証券、米ドルクラスD受益証券、円クラスD受益証券、円クラスE、および円クラスFである。受託会社は将来、追加のクラスを設定する場合があり、これら追加のクラスは受託会社の決定により、異なる条件および異なる通貨で販売される可能性がある。8つのクラス全てがファンドの損益に関与しており、管理報酬および成功報酬が異なる点を除き、全ての目的において同順位である。

(訳注) ファンドの財務書類の原文には「nine(9)」と記載されておりますが、正しくは「10個」です。

受益証券は当初、以下の発行価格で発行された：(1)米ドルクラスA、米ドルクラスB、米ドルクラスCおよび米ドルクラスDについては、受益証券1口当たり1,000米ドル、(2)円クラスAおよび円クラスBについては、受益証券1口当たり100,000円、(3)円クラスC、円クラスDについては、受益証券1口当たり1円、および(4)円クラスEおよび円クラスFについては、受益証券1口当たり10,000円。追加の受益証券については、一定の調整を条件として、前月の最終営業日現在の各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格に等しい価格で、当該年の各月の最初の営業日または受託会社が決定したその他の時期に、購入申込みが可能である。

ただし、1口当たり純資産価格が当該年の期初の販売価格を上回っている時や前期からの繰越し損失がある時に受益証券の購入申し込みが行われる場合、受益証券の申込みに関して支払われた金額に対して一定の平準化調整が行われる。これにより以下が確保される：

- () ファンドにより管理会社に支払われる成功報酬が、購入後に値上りした受益証券に対してのみ請求されること。
- () 各クラスの全受益者がリスクにさらされる受益証券1口当たりの金額が同額となること。および、
- () 各クラスの全受益証券が同一の純資産価格を有すること。

英文目論見書（以下「OM」という。）で定義されるイコライゼーション（平準化）・クレジットまたは成功報酬（買戻し時）の年度末の残高は、受益者または管理会社それぞれに対する未払金として計上される。イコライゼーション・クレジットは、会計年度末時点で追加の全額払込済み受益証券に転換される一方、成功報酬（買戻し時）は、会計年度末時点で受益者から買戻される。

全ての受益証券は、各月の最初の営業日に、45日前の書面通知により、英文目論見書に記載されている一定の調整を行った上で、買戻し日の直前の営業日の営業終了時点における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格で買戻し可能である。

2019年12月31日終了年度の参加型受益証券の取引は以下の通りである：

	米ドルクラスA 受益証券	米ドルクラスB 受益証券	米ドルクラスD 受益証券	円クラスA 受益証券
期首受益証券発行済口数	1,550.9170	100.0000	1,322.2498	5,327.8652
受益証券発行口数	-	-	-	-
受益証券買戻し口数	(27.2428)	-	-	-
受益証券のイコライゼーションの 正味影響額	-	-	-	-
期末受益証券発行済口数	1,523.6762	100.0000	1,322.2498	5,327.8652

	円クラスB 受益証券	円クラスC 受益証券	円クラスD 受益証券	円クラスE 受益証券
期首受益証券発行済口数	3,146.0001	211,956,098	293,755,538	22,925
受益証券発行口数	-	15,325,470	-	1,250
受益証券買戻し口数	(150.0000)	(11,619,313)	(95,000,000)	(8,907)
受益証券のイコライゼーションの 正味影響額	-	(82,465)	-	(7)
期末受益証券発行済口数	2,996.0001	215,579,790	198,755,538	15,261

6. 管理報酬および成功報酬

管理会社は、ファンドの資産から以下に相当する管理報酬を受領する：(a) クラスAおよびクラスB受益証券の純資産の1.5%の12分の1（1ヶ月当たり）、(b) クラスC受益証券の純資産の1.9%の12分の1（1ヶ月当たり）、(c) クラスD受益証券の純資産の2%の12分の1（1ヶ月当たり）、(d) クラスE受益証券の純資産の2.5%の12分の1（1ヶ月当たり）、(e) クラスF受益証券の純資産の2%の12分の1（1ヶ月当たり）（各クラスの純資産は、各月の管理報酬控除前、および各月の最終評価時点における発生済成功報酬控除前とする）。当年度の管理報酬は361,553米ドルであり、2019年12月31日現在、30,596米ドルが管理会社に対して未払となっている。

さらに、英文目論見書に従って、管理会社は、クラスA受益証券およびクラスF受益証券に関して、1口当たり純資産価格の増加額の20%に等しい成功報酬を受領する権利を有する。また、クラスB、クラスC、クラスD、およびクラスEの受益証券に関して、1口当たり純資産価格の増加額の25%に等しい成功報酬を受領する権利を有する。成功報酬はハイ・ウォーター・マーク基準で計算されるため、過年度からの損失が回復されない限り成功報酬は支払われることはない。成功報酬は、毎年後払いで、または受益証券の買戻し時に、管理会社に支払われる。2019年12月31日に終了した年度について成功報酬はないが、2019年12月31日現在、受益証券の買戻し時に支払われる成功報酬1,555米ドルが未払いとなっている。

7. デリバティブ契約

通常の事業過程において、ファンドは取引目的でデリバティブ契約を締結する。デリバティブ契約は通常、ファンドの投資戦略を構成する要素として機能し、ファンドの投資目的に経済的に見合う投資を設計するために主に利用される。

ファンドは、投資活動に関連してデリバティブ金融商品を包含している取引を行う。これらの金融商品は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、およびオペレーショナル・リスクなどの非デリバティブ金融商品に潜在するリスクと類似した様々なリスクにさらされる。ファンドは、全体的なリスク管理方針の一環として、投資活動に関連したリスクとともに、合算ベースでこれらのリスクを管理している。したがって、収益の表示目的上、デリバティブの損益を投資のその他のカテゴリーと区別していない。ファンドは公正価値ベースでトレーディング関連のデリバティブ活動を計上している。したがって、これらのデリバティブ金融商品はASC第815号のデリバティブおよびヘッジに適格ではない。したがって、たとえファンドのデリバティブ金融商品への投資が経済的なヘッジを示しているとしても、これらは、ASC第815号の開示の目的上は、非ヘッジ取引とみなされる。

先渡し契約とは、通貨の受け渡しが繰り延べられる店頭（OTC）契約であり、先渡し契約の買い手は、指定された日に指定された価格で指定された通貨を購入することに合意し、売り手は受け渡すことに合意する。先渡し契約の条件は標準化されていないため、先渡し契約は組織化された取引所で取引されず、通常、契約に対する両当事者の合意のみにより、終了または決済することができる。当年度中に先渡し契約が終了される場合、契約の決済手取額（または原支払額）と当初の契約価額との差額が損益として実現される。未決済の先渡し契約については、契約価額の変動が未実現損益として認識される。

先渡し契約が終了される場合、ファンドは、契約の決済手取額（または原支払額）と当初の契約価額との差額を実現損益として計上する。

ファンドが行う先物契約は、合意または契約された量に基づき、指定された価額で、また指定された時期に、対象となる資産を購入または売却する確実な約定を表す。契約価額の日々の変動に応じて、変動証拠金が、毎日、ファンドにより支払われるか、または受け取られ、当該変動額は未実現損益として計上される。最終的な損益は、開始時の契約価額と決済時の契約価額との差額に等しく、損益計算書に計上される。

差金決済取引契約（CFD）とは、2当事者間で、原資産の特定金額もしくは想定元本とみなされる金額について特定の価格もしくはレートの変動に基づくまたはかかる変動を基準として計算されるキャッシュフローを一定期間毎に交換することを約束する契約である。支払フローは、通常、互いに相殺され、一方の当事者は他方に対して差額のみを支払う。従って、将来CFDを満足させるために必要な金額は、計上されている金額を上回ることもあれば、下回ることもある。最終的な損益は、CFDの決済日におけるCFDの原金融商品の評価価格によるものであり、包括利益計算書に計上される。ファンドは、リターンの増加を狙う投資戦略の一環としてCFDを締結する。

ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において株価変動リスクにさらされる。ファンドは、株価の変動に対するエクスポージャーを取るか、または株価の変動に対してヘッジを行うために、オプション、先渡し契約、および先物契約を利用する場合がある。

2019年12月31日終了年度の損益計算書におけるデリバティブ契約の影響

主要な原資産リスク	未実現 利益 / (損失) 米ドル	実現 利益 / (損失) 米ドル	合計 損失 米ドル
先物契約	(49,409)	40,568	(8,841)

為替先渡し契約	1,747	62,116	63,863
差金決済取引契約	-	(888,426)	(888,426)
	(47,662)	(785,742)	(833,404)

デリバティブ取引量

2019年12月31日現在、主要な原資産リスクによって分類される、適用時点における名目元本と契約数に基づくファンドのデリバティブ取引量は以下の通りである：

株価	ショート・エクスポージャー	
	名目元本	契約数/量
指数先物	21,469,405	136
為替先渡し契約	4,112,450	-

8. オフバランスシート・リスクおよび信用リスクを伴う金融商品

通常の事業過程において、ファンドは様々な金融商品の取引を行い、オフバランスシート・リスクを伴う様々な投資活動を行う場合がある。これらの金融商品には、有価証券の空売りおよびデリバティブ契約が含まれる。

デリバティブ契約の下では、ファンドの債務が資産負債計算書で認識される金額を超える可能性があるため、デリバティブ契約はオフバランスシート・リスクにつながる可能性がある。取引所で取引されない契約のカウンターパーティーの不履行に付随する信用リスクへのファンドのエクスポージャーは通常、資産負債計算書の帳簿価額に限定されている。

有価証券の空売りは、ファンドが証券を保有していない範囲について、ファンドが当該証券を市場において実勢価格で購入しなければならない債務を表している。したがって、ファンドの債務の履行が、資産負債計算書で認識されている金額を上回る可能性があるため、これらの取引はオフバランスシート・リスクにつながる可能性がある。

9. 財務ハイライト情報

2019年12月31日終了年度の財務ハイライトは以下の通りである：

	米ドルクラスA 当初シリーズ	米ドルクラスB 当初シリーズ	米ドルクラスD 当初シリーズ	円クラスA 当初シリーズ
	米ドル	米ドル	米ドル	円
1口当たり運用成績：				
期首純資産価格	1,534.901	1,534.530	1,107.578	144,338.478
純投資費用	(131.565)	(126.490)	(100.898)	(9,457.503)
投資および外国為替取引の純損失	201.048	195.950	145.256	13,224.633
期末純資産価格	1,604.384	1,603.990	1,151.936	148,105.608
	%	%	%	%
成功報酬控除前トータル・リターン	4.53	4.53	4.00	2.61
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後トータル・リターン	4.53	4.53	4.00	2.61
	全てのクラスA 米ドル受益証券	全てのクラスB 米ドル受益証券	全てのクラスD 米ドル受益証券	全てのクラスA 円受益証券
平均純資産に対する比率	%	%	%	%

成功報酬控除前費用	(8.54)	(8.45)	(9.04)	(8.54)
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後費用合計	(8.54)	(8.45)	(9.04)	(8.54)
純投資費用	(6.87)	(6.80)	(7.37)	(6.88)

	円クラスB 当初シリーズ 円	円クラスC 当初シリーズ 円	円クラスD 当初シリーズ 円	円クラスE 当初シリーズ 円
1口当たり運用成績:				
期首純資産価格	144,738.819	1.305019	1.197840	9,022.954800
純投資費用	(11,236.237)	(0.111658)	0.030459	144.498211
投資および外国為替取引の純損失	15,013.814	0.140363	(0.025755)	(102.626408)
期末純資産価格	148,516.396	1.333724	1.202544	9,064.826603
	%	%	%	%
成功報酬控除前トータルリターン	2.61	2.20	0.39	0.46
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後トータルリターン	2.61	2.20	0.39	0.46

	全てのクラスB 円受益証券 %	全てのクラスC 円受益証券 %	全てのクラスD 円受益証券 %	全てのクラスE 円受益証券 %
平均純資産に対する比率				
成功報酬控除前費用	(8.55)	(8.98)	(9.17)	(11.66)
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後費用合計	(8.55)	(8.98)	(9.17)	(11.66)
純投資費用	(6.88)	(7.32)	(7.49)	(9.81)

財務ハイライト情報は、各クラス全体について計算されるが、受益証券1口当たりの運用成績は、受益証券の各クラスに関するものである。各投資者の個々の運用成績は、異なる成功報酬の取り決めや受益証券取引の時期に基づき、これらの結果と異なる場合がある。

10. 補償

ファンドが締結する契約には、様々な補償条項が定められている。これらの補償条項に基づくファンドのエクスポージャーの最大額（もしあれば）は、不明である。ただし、ファンドには、これらの契約に基づく請求または損失はこれまで発生しておらず、ファンドは、損失リスクはほとんどないと予想している。

11. 新たな会計基準の進展

2018年8月、FASBは、財務書類の利用者にとって有益な情報を引続き提供しつつ開示要件の合理化および財務書類の作成費用の削減を目指して、ASU第2018-13号「公正価値測定(トピック第820号):開示フレームワーク-公正価値測定に関する開示規定の改訂」を発行した。ASU第2018-13号は、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替の開示の廃止、レベル間の移動がいつ生じたとみなすかについての方針の開示の廃止、レベル3公正価値測定の評価プロセスの開示の廃止、会計報告期間末日現在保有される経常的に公正価値測定なレベル3公正価値測定に関する利益に含まれる未実現損益の変動の開示の廃止（公開企業のみ）を規定している。また当ガイダンスでは、レベル3のロールフォワードに関する開示要件も改訂されている。当ASUによって実施されるその他すべての変更は、公開企業のみ適用される。当ガイダンスは、2019年12月16日以降に開始する会計年度の財務書類より適用される。ファンドは、ファンドの2019年12月31日終了年度の財務書類およびその注記について、当該変更を早期適用することを選択していない。ファンドは、現在、当アップデートがファンドの財務書類に及ぼす影響（もしあれば）を評価しているところである。

2018年2月、FASBは、ASU第2018-03号「金融商品 - 一般(サブトピック第825-10号):金融資産および金融負債の認識および測定に関する技術的修正および改善」を発行した。ASU第2018-03号における改訂は、後述するASU第2016-01号において発行されたガイダンスの一定の側面を明確化したものである。

- (a) 公正価値を容易に決定できない持分証券 - 中止
- (b) 公正価値を容易に決定できない持分証券 - 調整
- (c) 先渡契約および買付オプション
- (d) 一定の公正価値オプション負債に関する表示要件
- (e) 外貨建の公正価値オプション負債
- (f) 公正価値を容易に決定できない持分証券に関する経過措置ガイダンス、および
- (g) 経過措置および強制適用日に関する情報

2016年6月、ASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失(トピック第326号)」を発行した。当ガイダンスは、ファンドの現在予想信用損失の見積りの即時認識を義務付けることにより信用損失引当金の会計処理モデルの重要な変更を表す。

当改訂の影響を受けるのは、金融資産および純収益を通じた公正価値で計上されない正味リース投資を保有している会社である。当改訂は、ローン、負債性証券、売掛債権、正味リース投資資産、オフバランスシートの信用エクスポージャー、再保険受取債権、および契約上の現金受取権利を有する金融資産の分類に含まれるその他の金融資産に影響を及ぼす。当ガイダンスの改訂が企業に及ぼす影響の程度は、企業が保有する資産の信用の質、存続期間、企業がどのように現行GAAPを適用しているか、などに依りて異なる。発生損失法の適用において実務慣行は多様化しており、このことは、移行前に、現行GAAPの下で一部の企業が他の企業よりも予想信用損失の新規定により近い状態にあることを意味する。当ガイダンスは、2020年12月16日以降に開始する会計年度の財務書類より適用される。ファンドは、当改訂を早期適用しておらず、現在、当ガイダンスがファンドの財務書類の開示に及ぼす影響(もしあれば)を評価しているところである。

12. 後発事象

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行が最近急速に拡大していることを受けて、投資運用会社が行った評価によれば、ファンドの流動性に問題はなく、ファンドの運用成績に対する影響としては、本財務書類が承認され発行が授けられた日までの市場の動きを超えるものは予測されない。

2019年12月31日終了年度以降、ファンドへの受益証券の申込みはなかったが、236,968米ドル相当のファンドによる受益証券の買戻しがあった。

後発事象は、本財務書類の発行が可能となった日である2020年6月5日まで評価された。

【投資有価証券明細表等】

シン・カ・ファンド

要約投資明細表

2019年12月31日現在

	取得原価	公正価値	純資産に 占める割合
	米ドル	米ドル	%
投資有価証券			
普通株式			
日本			
一般消費財・サービス		899,573	4.16
電気通信サービス		481,747	2.23
生活必需品		12,373	0.06
エネルギー		538,825	2.49
金融		2,576,703	11.92
ヘルスケア		947,234	4.38

資本財・サービス		3,801,010	17.59
情報技術		11,135,748	51.53
素材		1,872,571	8.67
投資有価証券合計	20,900,606	22,265,784	103.03

	売却収入 米ドル	公正価値 米ドル	純資産に 占める割合 %
有価証券の空売り			
普通株式			
日本			
電気通信サービス		(264,504)	(1.22)
資本財・サービス		(43,750)	(0.20)
情報技術		(376,341)	(1.74)
素材		(14,417)	(0.07)
有価証券の空売り合計	(583,193)	(699,012)	(3.23)
デリバティブ契約 - 負債			
日本			
先物契約		(77,791)	(0.36)
通貨先渡し契約		(26,398)	(0.12)
デリバティブ契約合計 負債		(104,189)	(0.48)

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

[次へ](#)

Shin-Ka Fund

Statement of assets and liabilities

As of December 31, 2019

	Notes	US\$
Assets		
Cash and cash equivalents		66,546
Investments in securities, at fair value (cost: US\$20,900,606)	3	22,265,784
Amounts due from broker	4	198,000
Dividends receivable		16,949
Other assets		-
		<hr/>
Total assets		22,547,279
		<hr/>
Liabilities		
Securities sold, not yet purchased, at fair value (proceeds: US\$583,193)	3	699,012
Derivative contracts, at fair value	3	104,189
Subscriptions received in advance		1,917
Other payables and accrued expenses		44,832
Redemption payable		20,292
Amounts due to broker	4	3,886
Management fee payable	6	30,596
Performance fee redemption payable	6	1,555
Professional fee payable		29,500
Administration fee payable		2,000
		<hr/>
Total liabilities		937,779
		<hr/>
Net assets		21,609,500
		<hr/> <hr/>
Net asset value ("NAV") per participating units		
USD Class A based on 1,523.6762 units outstanding		1,604.385
		<hr/>
USD Class B based on 100.0000 units outstanding		1,603.990
		<hr/>
USD Class D based on 1,322.2498 units outstanding		1,151.936
		<hr/>
JPY Class A based on 5,327.8652 units outstanding		148,105.608
		<hr/>
JPY Class B based on 2,996.0001 units outstanding		148,516.396
		<hr/>
JPY Class C based on 215,579,790 units outstanding		1.333724
		<hr/>
JPY Class D based on 198,755,538 units outstanding		1.202544
		<hr/>
JPY Class E based on 15,261 units outstanding		9,064.826603
		<hr/> <hr/>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Statement of operations

For the year ended December 31, 2019

	Notes	US\$
Investment income		
Dividend, net of withholding taxes of US\$69,460		351,622
Interest income		4
Other income		77
		<hr/>
Total investment income		351,703
		<hr/>
Expenses		
Stock loan fees		1,134,419
Management fee	6	361,553
Dividend expense		153,454
Professional fee		42,585
Administration fee		24,055
Interest expense		125,163
Other expense		24,097
		<hr/>
Total expenses		1,865,326
		<hr/>
Net investment expense		(1,513,623)
Gain/(loss) on investments and foreign currency transactions		
Net realised gain on investments in securities		2,067,849
Net realised loss on derivative transactions		(785,742)
Net change in unrealised gain on investments in securities		675,115
Net change in unrealised loss on derivative transactions		(47,662)
Net loss on foreign currency transactions		(2,924)
		<hr/>
Net gain on investments and foreign currency transactions		1,906,636
		<hr/>
Net change in net assets resulting from operations		393,013
		<hr/>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Statement of changes in net assets

For the year ended December 31, 2019

	US\$
Operations	
Net investment expense	(1,513,623)
Net gain on investments and foreign currency transactions	1,906,636
	<hr/>
Net change in net assets resulting from operations	393,013
	<hr/>
Unrealised appreciation on translation of assets and liabilities in foreign currencies	
Foreign currency translations	194,074
Capital transactions	
Subscription of JPY units	285,032
Redemption of JPY units	(1,964,203)
Redemption of USD units	(40,000)
	<hr/>
Net decrease in net assets resulting from capital transactions	(1,525,097)
	<hr/>
Net decrease in net assets for the year	
Net assets at beginning of year	22,741,584
	<hr/>
Net assets at end of year	21,609,500
	<hr/> <hr/>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Statement of cash flows

For the year ended December 31, 2019

	US\$
Cash flows from operating activities	
Net change in net assets resulting from operations	393,013
Adjustment for foreign currency translations	194,074
	<hr/>
Net change in net assets resulting from operations after adjustment for foreign currency translations	587,087
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash generated from operating activities:	
Purchases of investments in securities	(42,363,278)
Proceeds from sales from investments in securities	38,433,401
Proceeds from securities sold, not yet purchased	37,332,116
Purchase to cover securities sold, not yet purchased	(49,472,342)
Net realised gain on investments in securities	(2,067,849)
Net change in unrealised loss on investments in securities	(675,115)
Change in assets and liabilities	
Derivative contracts, at fair value, net	47,662
Amounts due from broker	21,357,063
Dividends receivable	59,358
Other assets	25,794
Amounts due to broker	(1,186,653)
Performance fee payable	396
Management fee payable	(2,413)
Professional fee payable	(16,500)
Administration fee payable	(98)
Other payables and accrued expenses	(174,965)
	<hr/>
Net cash flows generated from operating activities	1,883,664
	<hr/>
Cash flows from financing activities	
Proceeds from subscription of units	274,979
Payments of redemption of units	(2,095,139)
Subscriptions received in advance	1,917
	<hr/>
Net cash flows used in financing activities	(1,818,243)
	<hr/>
Net change in cash and cash equivalents	
Cash and cash equivalents at beginning of year	1,125
	<hr/>
Cash and cash equivalents at end of year	66,546
	<hr/>
Supplemental disclosures of cash flows information	
Dividends received	410,980
Dividends paid	209,696
Interest paid	130,084
Interest received	4
	<hr/>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

1. Corporate information

Shin-Ka Fund (the "Fund") was incorporated as an exempted Trust in the Cayman Islands on December 19, 2011 and commenced operations on February 1, 2012.

Elian Trustee (Cayman) Limited (formerly known as Ogier Trustees (Cayman) Limited) (the "Trustee"), an exempt company with limited liability company incorporated in Cayman, acts as Trustee of the Fund. Pursuant to the Trust Deed dated December 19, 2011, the Trustee has overall authority and responsibility for the management and administration of the Fund.

The Trustee has delegated the investment management responsibilities to Gordian Capital Singapore Private Limited (the "Investment Manager"), a private limited company incorporated in Singapore. The Investment Manager has appointed Darwin Capital Partners, Inc. (the "Investment Advisor"), a company incorporated in Japan, to act as investment advisor in respect of the Fund.

The Fund's principal investment objective is to deliver superior risk-adjusted absolute returns with low correlation to market indices in Japan. Rather than seeking to outperform a benchmark, the Fund seeks to implement a fundamental long and short positions primarily in the equity securities of Japanese companies combined with an event driven strategy to achieve superior absolute returns by capitalising on mispriced securities. The Fund may also invest in debt securities, convertible bonds, futures and derivative instruments.

The registered office of the Fund is located at the office of Elian Trustee (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The Trustee appointed Portcullis Trust (Singapore) Ltd (the "Administrator") as the Fund's Administrator.

The Trustee appointed Nomura International plc as the Fund's prime broker and custodian.

2. Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The accompanying financial statements of the Fund are presented using accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP") as detailed in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC"). The financial statements are stated in United States dollars ("USD" or "US\$").

Financial statements prepared in conformity with U.S. GAAP require management to make estimates and assumptions that affect the amounts and disclosures reported in the financial statements and accompanying notes. Such estimates and assumptions could change in the future as more information becomes known, which could impact the amounts reported and disclosed herein.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.2 *Assessment as investment entity*

The Fund has been deemed to meet the definition of an investment entity per Accounting Standards Update 2013-08 ("ASU 2013-08") as the Fund obtains funds from investors for the purpose of providing the investors with professional investment management services and to invest the funds solely for the returns from capital appreciation and investment income, and does not obtain returns or benefits other than capital appreciation or investment income. The Fund measures and evaluates the performance of its investments on a fair value basis. Management believes that the Fund is an investment entity as its business is to deliver superior risk-adjusted absolute returns with low correlation to market indices in Japan. These conclusions will be reassessed on an annual basis, if any of these criteria or characteristics changes.

2.3 *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise cash held with banks and short-term, which are non-restricted and are subjected to an insignificant risk of changes in value. As at December 31, 2019, all cash and cash equivalents are held by a reputable bank.

2.4 *Investment transactions and related investment income*

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. Realised gains or losses from investment transactions are recorded on a first-in first-out ("FIFO") basis. Interest is recorded on an accrual basis and dividends are recorded on the ex-dividend date, net of any applicable withholding taxes. Unrealised gains or losses are reflected in the statement of operations.

2.5 *Valuation of investments*

Listed securities are valued at their last traded price as at the close of the business day, if no sales occurred on such date, at the closing "bid" price if owned and the closing "asked" price if sold short. Securities for which market quotations are not readily available are valued using estimated fair value as determined by the Investment Manager. Realised and unrealised gains or losses are reflected in the statement of operations. As at December 31, 2019, there is no investment that is fair valued by the Investment Manager.

The Fund records all derivative financial instruments activities at fair value. Fair values are determined by using quoted market values where available. Otherwise fair value is based on fair values provided by counterparties, market makers or pricing services. Had an active exchange traded market existed for these derivative financial instruments, the fair value could be significantly different.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.6 Foreign currency translation

(a) Transactions and balances

Transactions in foreign currencies are measured in functional currency of the Fund which is Japanese Yen ("JPY") and are recorded on initial recognition in the functional currency at exchange rates approximating those ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the exchange rates as at the dates of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured.

Exchange differences arising on the settlement of monetary items or on translating monetary items at the end of the reporting period are recognised in profit or loss.

The Fund does not isolate the portion of gains or losses on investments which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gains or losses from investments.

(b) Presentation of financial statements

For presentation purpose, the assets and liabilities of the Fund are translated into USD at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period and their profit or loss are translated at the exchange rates prevailing at the date of the transactions. The exchange differences arising on the translation are recognised in other comprehensive income.

2.7 Condensed schedule of investments

The industry and geographic classifications of the investments reflected in the accompanying Condensed Schedule of Investments are based on the Investment Manager's belief as to the most accurate descriptions as of December 31, 2019.

2.8 Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the Government of the Cayman Islands. The only taxes payable by the Fund are withholding taxes applicable to certain investment income.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.8 Taxation (cont'd)

ASC 740, *Income Taxes* defines how uncertain tax positions should be recognised, measured, presented and disclosed in the financial statements and requires entities to recognise a tax benefit from an uncertain tax position only if it is "more likely than not" that the position is sustainable, based solely on its technical merits and considerations of the relevant taxing authority's widely understood administrative practices and precedents. If this threshold is met, the Fund measures the tax benefit as the largest amount of the benefit that is greater than fifty percent likely of being realised upon ultimate settlement. The Fund has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Fund's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis, there was no material tax position deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore, no tax expense including any interests and penalties was recorded in the current year.

2.9 Redemption payable

ASC 480, *Distinguishing Liabilities from Equity ("ASC 480")*, requires that an entity classify as liabilities any financial instruments in the form of shareholders' capital that are mandatorily redeemable on fixed dates for fixed amounts. The liabilities to such shareholders are presented on the statement of assets and liabilities as redemptions payable.

2.10 Fair value of financial instruments

The fair value of the Fund's assets and liabilities which qualify as financial instruments under FASB ASC 820, *Fair Value Measurements and Disclosures ("ASC 820")* approximates the carrying amounts presented in the financial statements.

2.11 Offsetting of financial assets and financial liabilities

The Fund does not offset financial assets and financial liabilities across derivative types on the statement of assets and liabilities as there is no master netting agreement or similar agreements. The Fund has presented the statement at gross amounts.

3. Fair value measurements

Investment transactions are recorded at estimated fair value as defined by ASC 820. The fair value of an investment is the amount that would be received to sell the investments in an orderly transaction between market participants at the measurement date (i.e., the exit price). ASC 820 establishes a hierarchal disclosure framework which prioritises and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value. Market price observability is impacted by a number of factors, including the type of investments and the characteristics specific to the investments. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured from actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgement used in measuring fair value.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

3. Fair value measurements (cont'd)

The three levels of the fair value hierarchy under ASC 820 and its applicability to the Fund's investments are described below:

Level 1 - Quoted prices are available in active markets for identical investments as at the end of the reporting period. The types of investments included in Level 1 include listed equities and listed derivatives. As required by ASC 820, the Fund does not adjust the quoted price for these investments, even in situations where the Fund holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Level 2 - Pricing inputs are other than quoted prices in active markets, which are either directly or indirectly observable as of the end of the reporting period and fair value is determined through the use of models or other valuation methodologies. Investments which are generally included in this category include corporate bonds and loans, less liquid and restricted equity securities and certain over-the-counter ("OTC") derivatives.

Level 3 - Pricing inputs are unobservable for the investments and include situations where there is little, if any, market activity for the investments. The inputs into the determination of fair value require significant management judgement or estimation. Investments that are included in this category generally include investments in privately held companies, general and limited partnership interest in corporate private equity and real estate funds, funds of hedge funds and distressed debt.

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, an investment's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurements. The Fund's assessment of the significance of a particular input to the fair value measurements in its entirety requires a judgement and considers factors specific to the investments.

The following table summarises the valuation of the Fund's investments by the above ASC 820 fair value hierarchy levels as of December 31, 2019.

	Fair value measurements at reporting period			Total US\$
	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	
Assets				
Investment in securities, at fair value:				
Common stock	22,265,784	–	–	22,265,784
Liabilities				
Securities sold, not yet purchased, at fair value:				
Common stock	699,012	–	–	699,012
Derivative contracts, at fair value:				
Forward currency contract	–	(26,398)	–	(26,398)
Future contracts	(77,791)	–	–	(77,791)
	(77,791)	(26,398)	–	(104,189)

For the year ended December 31, 2019, the Fund invested in Level 1 and Level 2 investments. There has been no transfer between Levels 1 and 2 during the year.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

4. Due from/(to) brokers

Due from/(to) broker includes margin deposits with the Fund's prime broker and amounts receivable/payable for securities transactions that have not settled at the date of the financial statements. The Fund continuously monitors the credit standing of each broker with whom it conducts business with. As at December 31, 2019, the due from broker and due to broker balances of US\$198,000 and US\$3,886 respectively, represents the receivable and payable balances for securities transactions that have not been settled. The due from broker also includes cash and other currency balances amounting to US\$30,638 placed with the Fund's Prime Broker.

5. Units in issue

Units of the Fund may be issued in different classes. The Trustee has designated nine (9) classes of units, being the USD Class A units, JPY Class A units, USD Class B units, JPY Class B units, USD Class C units, JPY Class C units, USD Class D units, JPY Class D units, JPY Class E and JPY Class F. The Trustee may designate further classes in the future which may be offered on different terms and different currencies as the Trustee may determine. All 8 classes participate in the profit or losses of the Fund and rank *pari passu* for all purposes, except with respect to the different management and performance fee.

The units are initially issued at: (1) US\$1,000 per unit for USD Class A, USD Class B, USD Class C and USD Class D units; (2) JPY100,000 per unit for JPY Class A and JPY Class B units; (3) JPY 1 per unit for JPY Class C, JPY Class D; and (4) JPY 10,000 per unit for JPY Class E and JPY Class F units. Additional units may be subscribed on the first business day of each month during the year, or at such other time as determined by the Trustee at the price equal to the NAV per unit of the respective class as of the last business day of the prior month, subject to certain adjustments.

However, when units are subscribed for during a period when the NAV per unit is more than the offering price at the beginning of the year or when there is a loss carry-forward from a prior period, certain equalisation adjustments are made to the amount of money paid for the subscription of units. This ensures:

- (i) the performance fee paid to the Investment Manager by the Fund is charged only to those units that have appreciated in value since their acquisition;
- (ii) all unitholders per class will have the same amount per unit at risk; and
- (iii) all units per class will have the same NAV.

Any equalisation credit or performance fee redemption as defined in the Private Offering Memorandum ("OM"), outstanding as at the end of the year will become payable to the unitholders or the Manager, respectively. The equalisation credit will be converted into additional fully paid units at the end of the financial year while the performance fee redemptions will be redeemed from the unitholders at the end of the financial year.

All units are redeemable on the first business day of each month, upon 45 days prior written notice, at the NAV per unit of the respective classes of the close of the business on the preceding business day before the redemption date, after giving effect to certain adjustment as described in the OM.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

5. Units in issue (cont'd)

Participating unit transactions for the year ended December 31, 2019 were as follows:

	USD Class A units	USD Class B units	USD Class D units	JPY Class A units	JPY Class B units	JPY Class C units	JPY Class D units	JPY Class E units
Units outstanding at beginning of year	1,550,9190	100,0000	1,322,2468	5,327,8652	3,148,0001	211,958,098	293,755,538	22,925
Units issued	-	-	-	-	-	18,326,470	-	1,250
Units redeemed	(27,2428)	-	-	-	(150,0000)	(11,618,313)	(95,000,000)	(8,907)
Net effect of units equalisation	-	-	-	-	-	(62,465)	-	(7)
Units outstanding at end of year	1,523,6762	100,0000	1,322,2468	5,327,8652	2,998,0001	215,579,790	198,755,538	15,261

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

6. Management and performance fees

The Investment Manager will receive, out of the assets of the Fund, a management fee equal to: (a) 1/12 of 1.5% per month of the NAV of Class A and Class B units; (b) 1/12 of 1.9% per month of the NAV of Class C units; (c) 1/12 of 2% per month of the NAV of Class D units; (d) 1/12 of 2.5% per month of the NAV of Class E units and (e) 1/12 of 2% per month of the NAV of Class F units before deduction of the month's management fee and before making any deduction for any accrued performance fees as at the last valuation point in each month. The management fee for the year amounted to US\$361,553, of which US\$30,596 was payable to the Investment Manager as at December 31, 2019.

Pursuant to the OM, the Investment Manager is also entitled to receive a performance fee equal to 20% of any increase in the NAV per unit with respect to Class A units and Class F units and 25% of any increase in the NAV per unit with respect to Class B, Class C, Class D units and Class E units. The performance fee is calculated on a high water mark basis so that any losses from prior periods must be recouped before a performance fee is earned. The performance fee is payable to the Investment Manager annually in arrears or upon redemption of the units. There was no performance fee for the year ended December 31, 2019 but a performance fee redemption payable of US\$1,555 as at December 31, 2019.

7. Derivative contracts

In the normal course of business, the Fund enters into derivative contracts for trading purposes. Typically, derivative contracts serve as components of the Fund's investment strategies and are utilised primarily to structure investments to economically match the investment objectives of the Fund.

The Fund enters into transactions involving derivative financial instruments in connection with its investing activities. These instruments are subject to various risks similar to non-derivative instruments, including market, credit, liquidity and operational risks. The Fund manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies, and as such does not distinguish derivative profit or loss from any other category of investments for income presentation purposes. The Fund records its trading-related derivative activities on a fair value basis, as such these derivative instruments do not qualify for ASC 815, *Derivatives and Hedging*. Accordingly, even though the Fund's investments in derivative instruments may represent economic hedges, they are considered to be non-hedge transactions for purposes of ASC 815 disclosures.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

7. Derivative contracts (cont'd)

Forward contracts are OTC contracts for delayed delivery of currency in which the buyer agrees to buy and the seller agrees to deliver a specified currency at a specified price on a specified date. Because the terms of forward contracts are not standardised, they are not traded on organised exchanges and generally can be terminated or closed-out only by the agreement of both parties to the contract. During the year, the forward contract is closed, realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the close-out of the contract and the original contract price. When the forward contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses.

When the forward contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the differences between the proceeds from (or cost of) the close-out of the contract and the original contract price.

Futures contracts entered into the Fund represent firm commitment to buy or sell the underlying asset at a specified value and point in time based upon the agreed or contracted quantity. Variation margins are made or receive by the Fund each day, depending on the daily fluctuations in the value of the contract and the change is recorded as an unrealised gain or loss. The ultimate gain or loss is equal to the difference between the value of the contract at the onset and the value of the contract at settlement date and is included in the statement of operations.

Contracts for difference ("CFD") represent agreements that obligate two parties to exchange cash flows at specified intervals based upon or calculated by reference to changes in specified prices or rates for a specified amount of an underlying asset or otherwise deemed notional amount. The payment flows are usually netted against each other, with the difference being paid by one party to the other. Therefore, amounts required for the future satisfaction of the CFDs may be greater or less than the amount recorded. The ultimate gains or losses depend upon the prices at which the underlying financial instruments of the CFDs are valued at the CFDs settlement date and is included in the statement of comprehensive income. The Fund enters into CFDs as part of its investment strategy to increase returns.

The Fund is subject to equity price risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Fund may use forward contracts and futures contracts to gain exposure to, or hedge against, changes in the value of equity securities.

Effects of derivative contracts in the statement of operations for the year ended December 31, 2019

Primary underlying risk	Unrealised gain/(loss) US\$	Realised gain/(loss) US\$	Total loss US\$
Future contracts	(49,409)	40,568	(8,841)
Forward currency contracts	1,747	62,116	63,863
Contract for difference	-	(888,426)	(888,426)
	(47,662)	(785,742)	(833,404)

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

7. Derivative contracts (cont'd)

Volume of derivative activity

As at December 31, 2019, the volume of the Fund's derivative activities based on the notional amounts and number of contracts when applicable, categorised by primary underlying risk, is as follows:

	Short exposure	
	Notional amount US\$	Number of contracts/ quantity
<i>Equity price</i>		
- Index futures	21,469,405	136
- Forward currency contracts	4,112,450	-

8. Financial instruments with off-balance sheet and credit risk

In the normal course of business, the Fund may trade various financial instruments and enter into various investment activities with off-balance sheet risk. These financial instruments include securities sold, not yet purchased and derivative contracts.

Derivative contracts may result in off-balance sheet risk as the Fund's obligations under these contracts may exceed the amounts recognised in the statement of assets and liabilities. The Fund's exposure to credit risk associated with counterparty non-performance on contracts, that are not exchange traded, is typically limited to the carrying values on the statement of assets and liabilities.

Securities sold, not yet purchased represent obligations of the Fund to purchase the security in the market at prevailing prices to the extent that the Fund does not already have the securities in possession. Accordingly, these transactions result in off-balance sheet risks as the Fund's satisfaction of the obligations may exceed the amount recognised in the statement of assets and liabilities.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

9. Financial highlights

Financial highlights for the year ended December 31, 2019 are as follows:

	USD Class A US\$	USD Class B US\$	USD Class D US\$	JPY Class A JPY	JPY Class B JPY	JPY Class C JPY	JPY Class D JPY	JPY Class E JPY
Per unit operating performance:								
Beginning NAV	1,534,901	1,534,530	1,107,578	144,338,478	144,758,819	1,305,019	1,1978,40	8,022,954800
Net investment expense	(131,565)	(126,490)	(100,898)	(9,457,503)	(11,236,237)	(0,111658)	0,030459	144,498211
Net loss on investments and foreign currency transactions	201,048	195,950	145,295	13,224,633	15,013,814	0,143393	(0,025755)	(102,626408)
Ending NAV	1,504,384	1,603,990	1,151,975	148,105,608	148,516,396	1,333,724	1,2025,44	8,064,826603
	%	%	%	%	%	%	%	%
Total return before performance fee	4.53	4.53	4.30	2.61	2.61	2.20	0.39	0.46
Performance fee	-	-	-	-	-	-	-	-
Total return after performance fee	4.53	4.53	4.30	2.61	2.61	2.20	0.39	0.46
	All Class A USD units %	All Class B USD units %	All Class D USD units %	All Class A JPY units %	All Class B JPY units %	All Class C JPY units %	All Class D JPY units %	All Class E JPY units %
Ratios to average net assets:								
Expenses before performance fee	(8.54)	(8.45)	(9.04)	(8.54)	(8.55)	(8.98)	(8.17)	(11.66)
Performance fee	-	-	-	-	-	-	-	-
Total expenses after performance fee	(8.54)	(8.45)	(9.04)	(8.54)	(8.55)	(8.98)	(8.17)	(11.66)
Net investment expense	(6.87)	(6.80)	(7.37)	(6.88)	(6.88)	(7.32)	(7.43)	(5.81)

Financial highlights are calculated for each class of units taken as a whole with per unit operating performance disclosed for each class of unit. An individual investor's results may vary from these results based on different performance fee arrangement and on the timing of capital transaction.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

10. Indemnification

The Fund enters into contracts that contain a variety of indemnification provisions. The Fund's maximum exposure under these arrangements, if any, is unknown. However, the Fund has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

11. New accounting developments

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-13, Fair Value Measurements (Topic 820): Disclosure Framework - Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement, to streamline disclosure requirements and reduce cost for preparers while continuing to provide useful information for financial statement users. ASU 2018-13 eliminates disclosures for transfer between Level 1 and Level 2, policy of timing of transfers, valuation process for Level 3 fair value measurements and for non-public entities, the changes in unrealised gains and losses included in earnings for recurring Level 3 fair value measurements held at the end of the reporting period. The guidance also amends disclosure requirements for the Level 3 roll forward. All other changes implemented by the ASU are applicable to public companies only. The guidance is effective for financial statements with fiscal years beginning after December 15, 2019. The Fund has chosen not to early adopt this change in the Fund's financial statements and accompanying notes for the year ended December 31, 2019. The Fund is currently evaluating the impact, if any, that this update will have on its financial statements.

In February 2018, the FASB issued ASU 2018-03, Technical Corrections and Improvements to Financial Instruments - Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities. The amendments in ASU 2018-03 clarify certain aspects of the guidance issued in ASU 2016-01 as described below:

- (a) Equity Securities without a Readily Determinable Fair Value - Discontinuation;
- (b) Equity Securities without a Readily Determinable Fair Value - Adjustments;
- (c) Forward Contracts and Purchased Options;
- (d) Presentation Requirements for Certain Fair Value Option Liabilities;
- (e) Fair Value Option Liabilities Denominated in a Foreign Currency;
- (f) Transition Guidance for Equity Securities without a Readily Determinable Fair Value; and
- (g) Transition and Open Effective Date Information.

In June 2016, FASB issued ASU 2016-13, Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326). This guidance represents a significant change in the allowance for credit losses accounting model by requiring immediate recognition of the Fund's estimates of current expected credit losses.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2019

11. New accounting developments (cont'd)

The amendments affect entities holding financial assets and net investment in leases that are not accounted for at fair value through net income. The amendments affect loans, debt securities, trade receivables, net investments in leases, off-balance-sheet credit exposures, reinsurance receivables, and any other financial assets not excluded from the scope that have the contractual right to receive cash. The amendments in this guidance affect an entity to varying degrees depending on the credit quality of the assets held by the entity, their duration, and how the entity applies current GAAP. There is diversity in practice in applying the incurred loss methodology, which means that before transition some entities may be more aligned, under current GAAP, than others to the new measure of expected credit losses. The guidance is effective for financial statements issued with fiscal years beginning after December 15, 2020. The Fund did not early adopt this and is currently evaluating the impact of this guidance, if any on the Fund's financial statements disclosures.

12. Subsequent events

With the recent and rapid development of the COVID-19 pandemic, the Investment Manager has assessed that the Fund has no liquidity issue and does not foresee any impact to the Fund's performance beyond market movement up to the date the financial statements were approved and authorised for issuance.

Subsequent to the year ended December 31, 2019, there were US\$Nil subscriptions to and US\$236,968 redemptions from the Fund.

Subsequent events have been evaluated through June 5, 2020, which is the date the financial statements were available to be issued.

Shin-Ka Fund

Condensed schedule of investments

As of December 31, 2019

	Cost US\$	Fair value US\$	% of NAV %
Investment in securities			
Common Stocks			
<i>Japan</i>			
Consumer Discretionary		899,573	4.16
Communication Services		481,747	2.23
Consumer Staples		12,373	0.06
Energy		538,825	2.49
Financials		2,576,703	11.92
Health Care		947,234	4.38
Industrials		3,801,010	17.59
Information Technology		11,135,748	51.53
Materials		1,872,571	8.67
Total investment in securities	20,900,606	22,265,784	103.03
	Proceeds US\$	Fair value US\$	% of NAV %
Securities sold short, not yet purchased			
Common Stocks			
<i>Japan</i>			
Communication Services		(264,504)	(1.22)
Industrials		(43,750)	(0.20)
Information Technology		(376,341)	(1.74)
Materials		(14,417)	(0.07)
Total securities sold short, not yet purchased	(583,193)	(699,012)	(3.23)
Derivative contracts -liabilities			
<i>Japan</i>			
Futures contracts		(77,791)	(0.36)
Forward currency contracts		(26,398)	(0.12)
Total derivative contracts - liabilities		(104,189)	(0.48)

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

(2) 【2018年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

シン・カ・ファンド

資産負債計算書

2018年12月31日現在

	注記	米ドル	千円
資産			
現金および現金同等物		1,125	120
投資有価証券、公正価値で評価 (取得原価: 18,104,454米ドル)	3	15,284,520	1,633,457
ブローカーに対する債権	4	21,555,063	2,303,590
未収配当金		76,307	8,155
その他の資産		25,794	2,757
資産合計		36,942,809	3,948,078
負債			
有価証券の空売り、公正価値で評価 (売却収入: 15,924,993米ドル)	3	12,530,815	1,339,168
デリバティブ契約、公正価値で評価	3	56,527	6,041
前受け申込代金		10,053	1,074
その他の未払金および未払費用		219,797	23,490
未払買戻し代金		111,228	11,887
ブローカーに対する債務	4	1,190,539	127,233
未払管理報酬	6	33,009	3,528
未払成功報酬(買戻し時)	6	1,159	124
未払専門家報酬		46,000	4,916
未払管理事務代行報酬		2,098	224
負債合計		14,201,225	1,517,685
純資産		22,741,584	2,430,393
参加型受益証券1口当たり純資産価格			
米ドルクラスA、発行済口数1,550.9170口に基づく		1,534.901米ドル	164
米ドルクラスB、発行済口数100.0000口に基づく		1,534.530米ドル	164
米ドルクラスD、発行済口数1,322.2498口に基づく		1,107.578米ドル	118
円クラスA、発行済口数5,327.8652口に基づく		144,338.478円	
円クラスB、発行済口数3,146.0001口に基づく		144,738.817円	
円クラスC、発行済口数211,956,098口に基づく		1.305017円	
円クラスD、発行済口数293,755,538口に基づく		1.177840円	
円クラスE、発行済口数22,925口に基づく		9,022.954800円	

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

【損益計算書】

シン・カ・ファンド
損益計算書

2018年12月31日終了年度

	注記	米ドル	千円
投資収入			
配当金(源泉税89,878米ドルを控除後)		227,307	24,292
利息収入		3	0
その他の収入		670	72
投資収入合計		227,980	24,364
費用			
借株費用		1,808,616	193,287
管理報酬	6	428,245	45,767
支払配当金		161,504	17,260
専門家報酬		65,097	6,957
管理事務代行報酬		27,424	2,931
支払利息		152,287	16,275
その他の費用		65,162	6,964
費用合計		2,708,335	289,440
純投資費用		(2,480,355)	(265,076)
投資および外国為替取引に係る損失			
投資有価証券に係る純実現利益		713,722	76,275
デリバティブ取引に係る純実現利益		581,936	62,192
投資有価証券に係る未実現損失の純変動額		(1,874,791)	(200,359)
デリバティブ取引に係る未実現利益の純変動額		319,817	34,179
外国為替取引に係る純損失		(148,370)	(15,856)
投資および外国為替取引に係る純損失		(407,686)	(43,569)

運用による純資産の純変動額	(2,888,041)	(308,645)
---------------	-------------	-----------

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

シン・カ・ファンド

純資産変動計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
運用		
純投資費用	(2,480,355)	(265,076)
投資および外国為替取引に係る純損失	(407,686)	(43,569)
運用による純資産の純変動額	(2,888,041)	(308,645)
外貨建資産および負債の換算に係る未実現評価益		
外国為替取引	745,829	79,707
資本取引		
円受益証券の申込み	535,512	57,230
円受益証券の買戻し	(4,169,685)	(445,614)
米ドル受益証券の買戻し	(158,833)	(16,974)
資本取引による純資産の純減少額	(3,793,006)	(405,359)
当期の純資産の純減少額	(5,935,218)	(634,297)
期首純資産	28,676,802	3,064,690
期末純資産	22,741,584	2,430,393

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

シン・カ・ファンド

キャッシュフロー計算書

2018年12月31日終了年度

米ドル 千円

運用活動によるキャッシュフロー

運用による純資産の純変動額	(2,888,041)	(308,645)
為替換算調整	745,829	79,707
為替換算調整後の運用による純資産の純変動額	(2,142,212)	(228,938)
運用による純資産の純変動を運用活動から得られた純キャッシュに一致させるための調整		
投資有価証券の購入	(55,886,088)	(5,972,546)
投資有価証券の売却収入	60,299,304	6,444,187
有価証券の空売り収入	98,673,318	10,545,217
有価証券の空売りをカバーするための購入	(88,083,639)	(9,413,498)
投資有価証券に係る純実現利益	(713,722)	(76,275)
投資有価証券に係る未実現損失の純変動額	1,874,791	200,359
資産および負債の変動		
デリバティブ契約、公正価値で評価（純額）	(319,817)	(34,179)
ブローカーに対する債権	(10,682,293)	(1,141,617)
未収配当金	(45,156)	(4,826)
その他の資産	(4,837)	(517)
ブローカーに対する債務	1,155,356	123,473
未払成功報酬	(358,342)	(38,296)
未払管理報酬	(8,775)	(938)
未払専門家報酬	5,000	534
未払管理事務代行報酬	(586)	(63)
その他の未払金および未払費用	39,062	4,175
運用活動から得られた純キャッシュフロー	3,801,364	406,252
財務活動によるキャッシュフロー		
受益証券の発行収入	522,706	55,862
受益証券の買戻しによる支払	(4,414,456)	(471,773)
前受け申込代金	10,053	1,074
財務活動に使用された純キャッシュフロー	(3,881,697)	(414,837)
現金および現金同等物の純変動額	(80,333)	(8,585)
現金および現金同等物の期首残高	81,458	8,705
現金および現金同等物の期末残高	1,125	120
キャッシュフロー情報の補足開示		
受取配当金	182,151	19,466
支払配当金	101,464	10,843
支払利息	148,376	15,857
受取利息	17	2

添付の会計方針および説明の注記は本財務諸表と不可分である。

シン・カ・ファンド 財務諸表に対する注記

2018年12月31日終了年度

1. コーポレート情報

シン・カ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、2011年12月19日にケイマン諸島の非課税信託として設立され、2012年2月1日に運用を開始した。

ケイマンに設立された有限責任会社であり非課税会社であるエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（旧名称オジエ・トラスティーズ（ケイマン）リミテッド）（以下「受託会社」という。）は、ファンドの受託会社として活動する。2011年12月19日付信託証書に従い、受託会社はファンドの管理および運営について全体的権限および責任を有する。

受託会社は、シンガポールに設立された有限会社であるゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド（以下「管理会社」という。）に投資運用責任を委任した。管理会社は、日本に設立された会社であるダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社（以下「投資顧問会社」という。）をファンドに関する投資顧問会社に指名した。

ファンドの主な投資目的は、日本の市場指数に対して低い相関を維持し、優れたリスク調整後絶対リターンを生み出すことである。ファンドは、ベンチマークを上回ることよりもむしろ、主に日本企業のファンダメンタルに基づき、株式のロング・ポジションおよびショート・ポジションと、イベントドリブン戦略を実行し、割高または割安な証券から収益を得ることで優れた絶対リターンを達成することを目指す。また、ファンドでは、債務証券、転換社債、先物、およびデリバティブ金融商品に投資する場合もある。

ファンドの登録事務所は、エリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（190エルギン・アベニュー、ジョージタウン、グランドケイマンKY1-9007、ケイマン諸島）のオフィス内にある。

受託会社は、ポートカリス・トラスト（シンガポール）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）をファンドの管理事務代行会社に指名した。

受託会社は、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーをファンドのプライム・ブローカーおよび保管会社に指名した。

2. 重要な会計方針の要約

2.1 作成の基準

ファンドの添付の財務諸表は、米国財務会計基準審議会（以下「FASB」という。）の財務会計基準書（以下「ASC」という。）に詳述される、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国GAAP」という。）を使用して表示されている。本財務諸表は、米ドル（以下「USD」または「US\$」という。）で記載されている。

米国GAAPに準拠した財務諸表の作成に当たって、経営陣は、財務諸表および添付の注記に報告される金額および開示に影響を与える見積りや前提を行うことが要求されている。当該見積りや前提は、将来より詳細な情報が明らかになるに従って変動する可能性があり、その結果、本財務諸表の報告金額および開示金額に影響を与える場合がある。

2.2 投資事業体としての評価

ファンドは、専門家による投資運用サービスを投資家に提供する目的で投資家から資金を受け入れ、元本の上昇と投資収益によるリターンの獲得を唯一の目的として資金を投資し、元本の上昇と投資収益以外のリターンや利益を得ることはないため、ファンドは会計基準アップデート第2013-08号（以下「ASU第2013-08号」という。）の投資事業体の定義に合致すると見なされる。ファンドは、投資のパフォーマンスを公正価値ベースで測定し、評価する。ファンドの事業内容は、日本の市場指数に対して低い相関を維持し、優れたリスク調整後絶対リターンを生み出すことであるため、経営陣はファン

ドが投資事業体であると考えている。これらの基準または特性に変化がないかどうか、上記の結論は年間ベースで再評価される。

2.3 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預金、および知れている金額に現金化することが容易で大幅な価値の変動が起こるリスクが低い、短期で流動性の高い投資により構成される。2018年12月31日現在、全ての現金および現金同等物は評価の高い銀行に預けられている。

2.4 投資取引と関連した投資収益

投資取引は取引日ベースで計上される。投資取引による実現損益は、先入先出法(FIFO)で計上される。利息は発生主義で計上され、配当は配当落ち日に計上される(適用ある源泉徴収税の控除後)。未実現損益は損益計算書に反映される。

2.5 投資の評価

上場有価証券は、営業日の取引終了時点の最終取引価格で評価される。同日に売買が発生しなかった場合、証券を保有している場合は取引終了時の買呼値で、信用売りを行っている場合は取引終了時の売呼値で評価される。市場の相場が即時に入手できない有価証券は、管理会社が決定的見積もった公正価値を使用して評価される。実現および未実現の損益は損益計算書に反映される。2018年12月31日現在、管理会社による公正価値で評価された投資はない。

ファンドは、全てのデリバティブ金融商品を公正価値で計上する。公正価値は入手可能な市場価格を用いて決定される。それ以外の場合、公正価値はカウンターパーティー、マーケットメーカーまたは価格決定サービスにより提供される公正価値に基づく。これらのデリバティブ金融商品のために活発な上場取引市場が存在した場合、公正価値は大幅に異なる可能性がある。

2.6 外貨換算

(a) 取引および残高

外貨取引は、ファンドの機能通貨である日本円(以下「円」という。)で測定され、取引日に実勢為替相場に近似する為替レートで、当初の認識時に機能通貨において計上される。外貨建ての貨幣性資産および負債は、会計報告期間末日の実勢為替レートで換算される。外貨による取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日時点の為替レートを用いて換算される。外貨による公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算される。

貨幣性項目の決済時点で、または会計報告期間末日に貨幣性項目を換算する時点で発生する為替の差異は損益で認識される。

ファンドは、投資の損益について、投資の市場価格の変動による部分と外国為替相場の変動による部分を分離しない。かかる変動は、投資による純実現および未実現損益に含まれている。

(b) 財務諸表の表示

表示目的のため、ファンドの資産および負債は、会計報告期間末日の実勢為替レートで米ドルに換算され、損益は取引日の実勢為替レートで換算される。換算で発生する為替の差異は、その他の包括利益で認識される。

2.7 要約投資明細表

要約投資明細表に反映されている投資の業種別および地域別分類は、2018年12月31日現在管理会社が最も正確であると考えられる記載である。

2.8 税務

ケイマン諸島政府によりインカムゲインまたはキャピタルゲインに課される税は現在のところない。ファンドが支払うべき唯一の税は、特定の投資収益に適用される源泉徴収税である。

ASC第740号の法人所得税は、不確実なタックス・ポジションがどのように財務書類で認識され、測定され、表示され、および開示されるべきかについて定義しており、事業体は、不確実なタックス・ポジションが支持される可能性が、関連ある税務当局の広く理解された制度上の慣行および先例の技術

上の判断にのみ基づき「50%超」である場合にのみ、当該タックス・ポジションからタックス・ベネフィットを認識することが要求される。この基準が満たされた場合、ファンドは、最終合意時に支持される可能性が50%超であるタックス・ベネフィットの最大額としてタックス・ベネフィットを測定する。ファンドは、所得税申告を作成する過程で税務申告する（または税務申告する予定である）タックス・ポジションについて、それらが適用ある税務当局により支持される可能性が50%超であるか否かを判断するための評価を行う。この分析に基づき、「50%超」の基準を満たすと考えられる重要なタックス・ポジションはなかった。したがって、当年度において利息および罰金を含む税務費用は計上されていない。

2.9 未払買戻し代金

ASC第480号「負債と資本の区分（以下「ASC第480号」という）」に従い、企業は、所定の金額で所定の日に買戻義務のある株主資本の形態をとる金融商品を負債として分類しなければならない。当該株主に対する負債は、未払買戻し代金として資産負債計算書に表示されている。

2.10 金融商品の公正価値

FASB ASC第820号「公正価値の測定および開示（以下「ASC第820号」という）」の下で金融商品として適格であるファンドの資産および負債の公正価値は、財務諸表に表示される帳簿価額に近似している。

2.11 金融資産と金融負債の相殺

マスター・ネットリング契約またはその他類似の契約が存在しないので、ファンドは、資産負債計算書においてデリバティブの種類を超えて金融資産と金融負債の相殺を行わない。ファンドは、資産負債計算書に総額を表示している。

3. 公正価値の測定

投資取引は、ASC第820号により定義される、見積公正価値で計上される。投資の公正価値は、測定日に市場参加者間の秩序ある取引において投資を売却することで受領される金額（すなわち、出口価格）である。ASC第820号では、公正価値で投資を測定する際に使用される市場価格の観察可能性のレベルに優先順位を付与し、ランク付けを行うヒエラルキーの開示フレームワークを定めている。市場価格の観察可能性は、多くの要因（投資の種類や投資に特有の特性など）により影響を受ける。容易に入手可能な活発な市場価格のある投資、または公正価値が一般的に活発な市場価格から測定可能な投資は、通常、市場価格の観察可能性がより高くなり、公正価値を測定する際に判断が用いられる程度はより少なくなる。

ASC第820号の下における公正価値ヒエラルキーの3つのレベル、およびファンドの投資に対する適用可能性を以下に示す：

レベル1 - レベル1の価格インプットは、会計報告期間末日現在入手可能な、活発な市場において同一の投資に対する相場価格である。レベル1に含まれる投資の種類には、上場株式および上場デリバティブが含まれる。ASC第820号により要求される通り、ファンドが大量のポジションを保有し、その売却が合理的に相場価格に影響を及ぼす可能性がある状況であっても、ファンドはこれらの投資の相場価格を調整しないものとする。

レベル2 - レベル2の価格インプットは、会計報告期間末日現在で直接または間接に観察可能である活発な市場の相場価格以外のインプットであり、公正価値は、モデルやその他の評価技法を利用して決定される。通常このカテゴリーに入る投資には、社債やローン、流動性の低い制限付株式、および特定の店頭（以下「OTC」という。）デリバティブなどが含まれる。

レベル3 - レベル3の価格インプットは、当該投資について観察不能なインプットであり、当該投資の市場活動がほとんど存在しないといった状況も含む。公正価値の決定のインプットには、経営陣の重大な判断または見積もりを必要とする。通常このカテゴリーに入る投資には、株式非公開企業や、プライベート・エクイティおよび不動産ファンドのゼネラルおよびリミテッド・パートナーシップの持分、ファンズ・オブ・ヘッジファンズ、ディストレスト債などへの投資が含まれる。

場合によっては、公正価値測定に使用されるインプットが、公正価値ヒエラルキーの複数のレベルに該当することがある。このような場合には、当該投資の公正価値のヒエラルキーは、公正価値測定に重要なインプットの最も低いレベルを基準とする。ファンドが公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要度を評価する際には判断を必要とし、当該投資に特有の要因を考慮する。

2018年12月31日現在における上記ASC第820号の公正価値ヒエラルキー・レベル別のファンドの投資評価の要約は以下の表の通りである。

会計報告期間の公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
資産				
投資有価証券(公正価値):				
普通株式	15,284,520	-	-	15,284,520
負債				
有価証券の空売り(公正価値):				
普通株式	12,530,815	-	-	12,530,815
デリバティブ契約(公正価値):				
為替先渡し契約	-	28,145	-	28,145
先物契約	28,382	-	-	28,382

2018年12月31日終了年度において、ファンドはレベル1およびレベル2に投資した。当年度中において、レベル1とレベル2の間の振替はなかった。

4. ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権/債務には、ファンドのプライム・ブローカーに対するデリバティブ契約の預託証拠金および現金担保、財務書類の日付現在未決済の証券取引の未収金/未払金などが含まれる。ファンドは、取引を行う各ブローカーの信用状態を継続的に監視している。2018年12月31日現在、ブローカーに対する債権および債務の残高はそれぞれ21,555,063米ドルおよび1,190,539米ドルであり、これらは未決済の有価証券取引の未収金および未払金の残高を表す。ブローカーに対する債権には、ファンドのプライム・ブローカーに預けられた21,227,377米ドルの現金およびその他の通貨残高が含まれている。ファンドが、有価証券の空売りの受渡し義務を果たすまで、ブローカーに対する債権残高は部分的に制限される。

5. 発行済受益証券

ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行されている。受託会社は10個^(訳注)の受益証券クラスを指定した。米ドルクラスA受益証券、円クラスA受益証券、米ドルクラスB受益証券、円クラスB受益証券、米ドルクラスC受益証券、円クラスC受益証券、米ドルクラスD受益証券、円クラスD受益証券、円クラスE、および円クラスFである。受託会社は将来、追加のクラスを設定する可能性がある。8つのクラス全てがファンドの損益に関与しており、管理報酬および成功報酬が異なる点を除き、全ての目的において同順位である。

(訳注) ファンドの財務書類の原文には「nine(9)」と記載されておりますが、正しくは「10個」です。

受益証券は当初、以下の発行価格で発行された：(1)米ドルクラスA、米ドルクラスB、米ドルクラスCおよび米ドルクラスDについては、受益証券1口当たり1,000米ドル、(2)円クラスAおよび円クラスBについては、受益証券1口当たり100,000円、(3)円クラスC、円クラスDについては、受益証券1口当たり1円、および(4)円クラスEおよび円クラスFについては、受益証券1口当たり10,000円。追加の受益証券については、一定の調整を条件として、前月の最終営業日現在の各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格に等しい価格で、当該年の各月の最初の営業日または受託会社が決定したその他の時期に、購入申込みが可能である。

ただし、1口当たり純資産価格が当該年の期初の販売価格を上回っている時や前期からの繰越し損失がある時に受益証券の購入申込みが行われる場合、受益証券の申込みに関して支払われた金額に対して一定の平準化調整が行われる。これにより以下が確保される：

- () ファンドにより管理会社に支払われる成功報酬が、購入後に値上りした受益証券に対してのみ請求されること。
- () 各クラスの全受益者がリスクにさらされる受益証券1口当たりの金額が同額となること。および、
- () 各クラスの全受益証券が同一の純資産価格を有すること。

英文目論見書（以下「OM」という。）で定義されるイコライゼーション（平準化）・クレジットまたは成功報酬（買戻し時）の年度末の残高は、受益者または管理会社それぞれに対する未払金として計上される。イコライゼーション・クレジットは、会計年度末時点で追加の全額払込済み受益証券に転換される一方、成功報酬（買戻し時）は、会計年度末時点で受益者から買戻される。

全ての受益証券は、各月の最初の営業日に、45日前の書面通知により、英文目論見書に記載されている一定の調整を行った上で、買戻し日の直前の営業日の営業終了時点における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格で買戻し可能である。

2018年12月31日終了年度の参加型受益証券の取引は以下の通りである：

	米ドルクラスA 受益証券	米ドルクラスB 受益証券	米ドルクラスD 受益証券	円クラスA 受益証券
期首受益証券発行済口数	1,592.1417	100.0000	1,411.4830	6,880.6863
受益証券発行口数	-	-	-	-
受益証券買戻し口数	(41.2247)	-	(89.2332)	(1,552.8211)
受益証券のイコライゼーションの 正味影響額	-	-	-	-
期末受益証券発行済口数	1,550.9170	100.0000	1,322.2498	5,327.8652

	円クラスB 受益証券	円クラスC 受益証券	円クラスD 受益証券	円クラスE 受益証券
期首受益証券発行済口数	3,663.1001	269,056,806	362,500,087	19,669
受益証券発行口数	-	-	-	6,291
受益証券買戻し口数	(517.1000)	(57,100,708)	(68,744,549)	(3,020)
受益証券のイコライゼーションの 正味影響額	-	-	-	(15)
期末受益証券発行済口数	3,146.0001	211,956,098	293,755,538	22,925

6. 管理報酬および成功報酬

管理会社は、ファンドの資産から以下に相当する管理報酬を受領する：(a) クラスAおよびクラスB受益証券の純資産の1.5%の12分の1（1ヶ月当たり）、(b) クラスC受益証券の純資産の1.9%の12分の1（1ヶ月当たり）、(c) クラスD受益証券の純資産の2%の12分の1（1ヶ月当たり）、(d) クラスE受益証券の純資産の2.5%の12分の1（1ヶ月当たり）、(e) クラスF受益証券の純資産の2%の12分の1（1ヶ月当たり）（各クラスの純資産は、各月の管理報酬控除前、および各月の最終評価時点における発生済成功報酬控除前とする）。当年度の管理報酬は428,245米ドルであり、2018年12月31日現在、33,009米ドルが管理会社に対して未払となっている。

さらに、英文目論見書に従って、管理会社は、クラスA受益証券およびクラスF受益証券に関して、1口当たり純資産価格の増加額の20%に等しい成功報酬を受領する権利を有する。また、クラスB、クラスC、クラスD、およびクラスEの受益証券に関して、1口当たり純資産価格の増加額の25%に等しい成功報酬を受領する権利を有する。成功報酬はハイ・ウォーター・マーク基準で計算されるた

め、過年度からの損失が回復されない限り成功報酬は支払われることはない。成功報酬は、毎年後払いで、または受益証券の買戻し時に、管理会社に支払われる。2018年12月31日に終了した年度について成功報酬はない。

2018年12月31日現在、受益者による受益証券の買戻しにより、1,159米ドルの成功報酬（買戻し時）が未払いとなっている。

7. デリバティブ契約

通常の事業過程において、ファンドは取引目的でデリバティブ契約を締結する。デリバティブ契約は通常、ファンドの投資戦略を構成する要素として機能し、ファンドの投資目的に経済的に見合う投資を設計するために主に利用される。

ファンドは、投資活動に関連してデリバティブ金融商品を包含している取引を行う。これらの金融商品は、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、およびオペレーショナル・リスクなどの非デリバティブ金融商品に潜在するリスクと類似した様々なリスクにさらされる。ファンドは、全体的なリスク管理方針の一環として、投資活動に関連したリスクとともに、合算ベースでこれらのリスクを管理している。したがって、収益の表示目的上、デリバティブの損益を投資のその他のカテゴリーと区別していない。ファンドは公正価値ベースでトレーディング関連のデリバティブ活動を計上している。したがって、これらのデリバティブ金融商品はASC第815号のデリバティブおよびヘッジに適格ではない。したがって、たとえファンドのデリバティブ金融商品への投資が経済的なヘッジを示しているとしても、これらは、ASC第815号の開示の目的上は、非ヘッジ取引とみなされる。

先渡し契約とは、通貨の受け渡しが繰り延べられる店頭（OTC）契約であり、先渡し契約の買い手は、指定された日に指定された価格で指定された通貨を購入することに合意し、売り手は受け渡すことに合意する。先渡し契約の条件は標準化されていないため、先渡し契約は組織化された取引所で取引されず、通常、契約に対する両当事者の合意のみにより、終了または決済することができる。当年度中に先渡し契約が終了される場合、契約の決済手取額（または原支払額）と当初の契約価額との差額が損益として実現される。未決済の先渡し契約については、契約価額の変動が未実現損益として認識される。

先渡し契約が終了される場合、ファンドは、契約の決済手取額（または原支払額）と当初の契約価額との差額を実現損益として計上する。

ファンドが行う先物契約は、合意または契約された量に基づき、指定された価額で、また指定された時期に、対象となる資産を購入または売却する確実な約定を表す。契約価額の日々の変動に応じて、変動証拠金が、毎日、ファンドにより支払われるか、または受け取られ、当該変動額は未実現損益として計上される。最終的な損益は、開始時の契約価額と決済時の契約価額との差額に等しく、損益計算書に計上される。

ファンドは、投資目的を追求する通常の過程において株価変動リスクにさらされる。ファンドは、株価の変動に対するエクスポージャーを取るか、または株価の変動に対してヘッジを行うために、オプション、先渡し契約、および先物契約を利用する場合がある。

2018年12月31日終了年度の損益計算書におけるデリバティブ契約の影響

主要な原資産リスク	未実現 利益 / (損失) 米ドル	実現 利益 / (損失) 米ドル	合計 利益 / (損失) 米ドル
先物契約	335,319	(264,474)	70,844
為替先渡し契約	(15,502)	118,841	103,339
株式スワップ	-	727,569	727,569
	319,817	581,936	901,753

デリバティブ取引量

2018年12月31日現在、主要な原資産リスクによって分類される、適用時点における名目元本と契約数に基づくファンドのデリバティブ取引量は以下の通りである：

株価	ショート・エクスポージャー	
	名目元本	契約数 / 量
指数先物	2,424,961	18
為替先渡し契約	4,233,774	-

8. オフバランスシート・リスクおよび信用リスクを伴う金融商品

通常の事業過程において、ファンドは様々な金融商品の取引を行い、オフバランスシート・リスクを伴う様々な投資活動を行う場合がある。これらの金融商品には、有価証券の空売りおよびデリバティブ契約が含まれる。

デリバティブ契約の下では、ファンドの債務が資産負債計算書で認識される金額を超える可能性があるため、デリバティブ契約はオフバランスシート・リスクにつながる可能性がある。取引所で取引されない契約のカウンターパーティーの不履行に付随する信用リスクへのファンドのエクスポージャーは通常、資産負債計算書の帳簿価額に限定されている。

有価証券の空売りは、ファンドが証券を保有していない範囲について、ファンドが当該証券を市場において実勢価格で購入しなければならない債務を表している。したがって、ファンドの債務の履行が、資産負債計算書で認識されている金額を上回る可能性があるため、これらの取引はオフバランスシート・リスクにつながる可能性がある。ファンドの投資有価証券およびブローカーに対する債権は、有価証券の空売りの受渡し義務が履行されるまで、部分的に制限を受ける。

9. 財務ハイライト情報

2018年12月31日終了年度の財務ハイライトは以下の通りである：

	米ドルクラスA 当初シリーズ 米ドル	米ドルクラスB 当初シリーズ 米ドル	米ドルクラスD 当初シリーズ 米ドル	円クラスA 当初シリーズ 円
1口当たり運用成績：				
期首1口当たり純資産	1,655.024	1,654.618	1,200.253	159,290.392
1口当たり純投資費用	(101.608)	(103.664)	(80.334)	(11,775.635)
投資および外国為替取引の純損失	(18.515)	(16.424)	(12.341)	(3,176.279)
期末1口当たり純資産	1,534.901	1,534.530	1,107.578	144,338.478
	%	%	%	%
成功報酬控除前トータル・リターン	(7.26)	(7.26)	(7.72)	(9.39)
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後トータル・リターン	(7.26)	(7.26)	(7.72)	(9.39)
	全てのクラスA 米ドル受益証券	全てのクラスB 米ドル受益証券	全てのクラスD 米ドル受益証券	全てのクラスA 円受益証券
平均純資産に対する比率	%	%	%	%
成功報酬控除前費用	(10.44)	(10.45)	(10.95)	(10.43)
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後費用合計	(10.44)	(10.45)	(10.95)	(10.43)
純投資費用	(9.51)	(9.51)	(10.01)	(9.53)

	円クラスB 当初シリーズ	円クラスC 当初シリーズ	円クラスD 当初シリーズ	円クラスE 当初シリーズ
	円	円	円	円
1口当たり運用成績:				
期首1口当たり純資産	159,682.538	1.445534	1.305970	10,383.989000
1口当たり純投資費用	(13,082.591)	(0.118805)	(0.109627)	(1,337.382855)
投資および外国為替取引の純損失	(1,861.130)	(0.021712)	(0.018503)	(23.651345)
期末1口当たり純資産	144,738.817	1.305017	1.177840	9,022.954800
	%	%	%	%
成功報酬控除前トータル・リターン	(9.36)	(9.72)	(9.81)	(13.11)
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後トータル・リターン	(9.36)	(9.72)	(9.81)	(13.11)
	全てのクラスB 円受益証券	全てのクラスC 円受益証券	全てのクラスD 円受益証券	全てのクラスE 円受益証券
	%	%	%	%
平均純資産に対する比率				
成功報酬控除前費用	(10.41)	(10.79)	(10.90)	(14.71)
成功報酬	-	-	-	-
成功報酬控除後費用合計	(10.41)	(10.79)	(10.90)	(14.71)
純投資費用	(9.50)	(9.90)	(9.98)	(13.76)

財務ハイライト情報は、各クラス全体について計算されるが、受益証券1口当たりの運用成績は、各受益証券の当初シリーズに関するものである。各投資者の個々の運用成績は、異なる成功報酬の取り決めや受益証券取引の時期に基づき、これらの結果と異なる場合がある。

10. 補償

ファンドが締結する契約には、様々な補償条項が定められている。これらの補償条項に基づくファンドのエクスポージャーの最大額（もしあれば）は、不明である。ただし、ファンドには、これらの契約に基づく請求または損失はこれまで発生しておらず、ファンドは、損失リスクはほとんどないと予想している。

11. 新たな会計基準の進展

2018年8月、FASBは、財務書類の利用者にとって有益な情報を引続き提供しつつ開示要件の合理化および財務書類の作成費用の削減を目指して、ASU第2018-13号「公正価値測定(トピック第820号):開示フレームワーク-公正価値測定に関する開示規定の改訂」を発行した。ASU第2018-13号は、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替の開示の廃止、レベル間の移動がいつ生じたとみなすかについての方針の開示の廃止、レベル3公正価値測定の評価プロセスの開示の廃止、会計報告期間末日現在保有される経常的に公正価値測定なレベル3公正価値測定に関する利益に含まれる未実現損益の変動の開示の廃止(公開企業のみ)を規定している。また当ガイダンスでは、レベル3のロールフォワードに関する開示要件も改訂されている。当ASUによって実施されるその他すべての変更は、公開企業のみ適用される。当ガイダンスは、2019年12月16日以降に開始する会計年度の財務書類より適用される。ファンドは、ファンドの2018年12月31日終了年度の財務書類およびその注記について、当該変更を早期適用することを選択していない。ファンドは、現在、当アップデートがファンドの財務書類に及ぼす影響(もしあれば)を評価しているところである。

2016年11月、FASBは、企業がその現金保有に関して提供しなければならない開示内容の改善を目的として、ASU第2016-18号「キャッシュフロー計算書(トピック第230号)-制限付現金:FASB緊急問題タスクフォースの合意」を発行した。ASU第2016-18号は、キャッシュフロー計算書において、会計報告期間における現金、現金同等物、制限付現金、制限付現金同等物の合計額の変動について説明することを義務づけている。キャッシュフロー計算書において期首・期末の現金残高合計額の調整が含まれている場合には、制限付現金および制限付現金同等物の金額は現金および現金同等物に含められなければならない。また、制限付現金の特徴を説明する脚注が追加で要求される。非公開企業は、2018年12月16日以降に開始する会計年度および2019年12月16日以降に開始する中間期間より当ASUを適用するこ

とが義務付けられる。また早期適用も認められる。ファンドは、ファンドの2018年12月31日終了年度の財務書類およびその注記について、当改訂を早期適用することを選択していない。ファンドは、現在、当アップデートがファンドの財務書類に及ぼす影響(もしあれば)を評価しているところである。

2016年6月、ASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失(トピック第326号)」を発行した。当ガイダンスは、ファンドの現在予想信用損失の見積りの即時認識を義務付けることにより信用損失引当金の会計処理モデルの重要な変更を表す。

当改訂の影響を受けるのは、金融資産および純収益を通じた公正価値で計上されない正味リース投資を保有している会社である。当改訂は、ローン、負債性証券、売掛債権、正味リース投資資産、オフバランスシートの信用エクスポージャー、再保険受取債権、および契約上の現金受取権利を有する金融資産の分類に含まれるその他の金融資産に影響を及ぼす。当ガイダンスの改訂が企業に及ぼす影響の程度は、企業が保有する資産の信用の質、存続期間、企業がどのように現行GAAPを適用しているか、などに応じて異なる。発生損失法の適用において実務慣行は多様化しており、このことは、移行前に、現行GAAPの下で一部の企業が他の企業よりも予想信用損失の新規定により近い状態にあることを意味する。当ガイダンスは、2020年12月16日以降に開始する会計年度の財務書類より適用される。ファンドは、当改訂を早期適用しておらず、現在、当ガイダンスがファンドの財務書類の開示に及ぼす影響(もしあれば)を評価しているところである。

12. 後発事象

2018年12月31日終了年度以降、ファンドに対して237,576米ドルの受益証券の申込み、および111,309米ドルの受益証券の買戻しがあり、どちらも2019年1月2日に決済された。

後発事象は、本財務書類の発行が可能となった日である2019年3月29日まで評価された。

[次へ](#)

Shin-Ka Fund

Statement of assets and liabilities

As of December 31, 2018

	Notes	US\$
Assets		
Cash and cash equivalents		1,125
Investments in securities, at fair value (cost: US\$18,104,454)	3	15,284,520
Amounts due from broker	4	21,555,063
Dividends receivable		76,307
Other assets		25,794
Total assets		36,942,809
Liabilities		
Securities sold, not yet purchased, at fair value (proceeds: US\$15,924,993)	3	12,530,815
Derivative contracts, at fair value	3	56,527
Subscriptions received in advance		10,053
Other payables and accrued expenses		219,797
Redemption payable		111,228
Amounts due to broker	4	1,190,539
Management fee payable	6	33,009
Performance fee redemption payable	6	1,159
Professional fee payable		46,000
Administration fee payable		2,098
Total liabilities		14,201,225
Net assets		22,741,584
Net asset value ("NAV") per participating units		
USD Class A based on 1,550.9170 units outstanding		1,534.901
USD Class B based on 100.0000 units outstanding		1,534.530
USD Class D based on 1,322.2498 units outstanding		1,107.578
JPY Class A based on 5,327.8652 units outstanding		144,338.478
JPY Class B based on 3,146.0001 units outstanding		144,738.817
JPY Class C based on 211,956,098 units outstanding		1.305017
JPY Class D based on 293,755,538 units outstanding		1.177840
JPY Class E based on 22,925 units outstanding		9,022.954800

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Statement of operations

For the year ended December 31, 2018

	Notes	US\$
Investment income		
Dividend, net of withholding taxes of US\$89,878		227,307
Interest income		3
Other income		670
Total investment income		<u>227,980</u>
Expenses		
Stock loan fees		1,808,616
Management fee	6	428,245
Dividend expense		161,504
Professional fee		65,097
Administration fee		27,424
Interest expense		152,287
Other expense		65,162
Total expenses		<u>2,708,335</u>
Net investment expense		(2,480,355)
Loss on investments and foreign currency transactions		
Net realised gain on investments in securities		713,722
Net realised gain on derivative transactions		581,936
Net change in unrealised loss on investments in securities		(1,874,791)
Net change in unrealised gain on derivative transactions		319,817
Net loss on foreign currency transactions		(148,370)
Net loss on investments and foreign currency transactions		<u>(407,686)</u>
Net change in net assets resulting from operations		<u>(2,888,041)</u>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Statement of changes in net assets

For the year ended December 31, 2018

	US\$
Operations	
Net investment expense	(2,480,355)
Net loss on investments and foreign currency transactions	(407,686)
Net change in net assets resulting from operations	<u>(2,888,041)</u>
Unrealised appreciation on translation of assets and liabilities in foreign currencies	
Foreign currency translations	745,829
Capital transactions	
Subscription of JPY units	535,512
Redemption of JPY units	(4,169,685)
Redemption of USD units	(158,833)
Net decrease in net assets resulting from capital transactions	<u>(3,793,006)</u>
Net decrease in net assets for the year	(5,935,218)
Net assets at beginning of year	28,676,802
Net assets at end of year	<u><u>22,741,584</u></u>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Statement of cash flows

For the year ended December 31, 2018

	US\$
Cash flows from operating activities	
Net change in net assets resulting from operations	(2,888,041)
Adjustment for foreign currency translations	745,829
	<hr/>
Net change in net assets resulting from operations after adjustment for foreign currency translations	(2,142,212)
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash generated from operating activities:	
Purchases of investments in securities	(55,886,088)
Proceeds from sales from investments in securities	60,299,304
Proceeds from securities sold, not yet purchased	98,673,318
Purchase to cover securities sold, not yet purchased	(88,083,639)
Net realised gain on investments in securities	(713,722)
Net change in unrealised loss on investments in securities	1,874,791
Change in assets and liabilities	
Derivative contracts, at fair value, net	(319,817)
Amounts due from broker	(10,682,293)
Dividends receivable	(45,156)
Other assets	(4,837)
Amounts due to broker	1,155,356
Performance fee payable	(358,342)
Management fee payable	(8,775)
Professional fee payable	5,000
Administration fee payable	(586)
Other payables and accrued expenses	39,062
	<hr/>
Net cash flows generated from operating activities	3,801,364
	<hr/>
Cash flows from financing activities	
Proceeds from subscription of units	522,706
Payments of redemption of units	(4,414,456)
Subscriptions received in advance	10,053
	<hr/>
Net cash flows used in financing activities	(3,881,697)
	<hr/>
Net change in cash and cash equivalents	(80,333)
Cash and cash equivalents at beginning of year	61,458
	<hr/>
Cash and cash equivalents at end of year	1,125
	<hr/>
Supplemental disclosures of cash flows information	
Dividends received	182,151
Dividends paid	101,464
Interest paid	148,376
Interest received	17
	<hr/>

The accompanying accounting policies and explanatory information form an integral part of the financial statements.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

1. Corporate information

Shin-Ka Fund (the "Fund") was incorporated as an exempted Trust in the Cayman Islands on December 19, 2011 and commenced operations on February 1, 2012.

Elian Trustee (Cayman) Limited (formerly known as Ogier Trustees (Cayman) Limited) (the "Trustee"), an exempt company with limited liability company incorporated in Cayman, acts as Trustee of the Fund. Pursuant to the Trust Deed dated December 19, 2011, the Trustee has overall authority and responsibility for the management and administration of the Fund.

The Trustee has delegated the investment management responsibilities to Gordian Capital Singapore Private Limited (the "Investment Manager"), a private limited company incorporated in Singapore. The Investment Manager has appointed Darwin Capital Partners, Inc. (the "Investment Advisor"), a company incorporated in Japan, to act as investment advisor in respect of the Fund.

The Fund's principal investment objective is to deliver superior risk-adjusted absolute returns with low correlation to market indices in Japan. Rather than seeking to outperform a benchmark, the Fund seeks to implement a fundamental long and short positions primarily in the equity securities of Japanese companies combined with an event driven strategy to achieve superior absolute returns by capitalising on mispriced securities. The Fund may also invest in debt securities, convertible bonds, futures and derivative instruments.

The registered office of the Fund is located at the office of Elian Trustee (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9007, Cayman Islands.

The Trustee appointed Portcullis Trust (Singapore) Ltd (the "Administrator") as the Fund's Administrator.

The Trustee appointed Nomura International plc as the Fund's prime broker and custodian.

2. Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The accompanying financial statements of the Fund are presented using accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP") as detailed in the Financial Accounting Standards Board's ("FASB") Accounting Standards Codification ("ASC"). The financial statements are stated in United States dollars ("USD" or "US\$").

Financial statements prepared in conformity with U.S. GAAP require management to make estimates and assumptions that affect the amounts and disclosures reported in the financial statements and accompanying notes. Such estimates and assumptions could change in the future as more information becomes known, which could impact the amounts reported and disclosed herein.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.2 Assessment as investment entity

The Fund has been deemed to meet the definition of an investment entity per Accounting Standards Update 2013-08 ("ASU 2013-08") as the Fund obtains funds from investors for the purpose of providing the investors with professional investment management services and to invest the funds solely for the returns from capital appreciation and investment income, and does not obtain returns or benefits other than capital appreciation or investment income. The Fund measures and evaluates the performance of its investments on a fair value basis. Management believes that the Fund is an investment entity as its business is to deliver superior risk-adjusted absolute returns with low correlation to market indices in Japan. These conclusions will be reassessed on an annual basis, if any of these criteria or characteristics changes.

2.3 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash held with banks and short-term, highly liquid investments that are readily convertible to known amounts of cash and are subjected to an insignificant risk of changes in value. As at December 31, 2018, all cash and cash equivalents are held by a reputable bank.

2.4 Investment transactions and related investment income

Investment transactions are accounted for on a trade date basis. Realised gains or losses from investment transactions are recorded on a first-in first-out ("FIFO") basis. Interest is recorded on an accrual basis and dividends are recorded on the ex-dividend date, net of any applicable withholding taxes. Unrealised gains or losses are reflected in the statement of operations.

2.5 Valuation of investments

Listed securities are valued at their last traded price as at the close of the business day, if no sales occurred on such date, at the closing "bid" price if owned and the closing "asked" price if sold short. Securities for which market quotations are not readily available are valued using estimated fair value as determined by the Investment Manager. Realised and unrealised gains or losses are reflected in the statement of operations. As at December 31, 2018, there is no investment that is fair valued by the Investment Manager.

The Fund records all derivative financial instruments activities at fair value. Fair values are determined by using quoted market values where available. Otherwise fair value is based on fair values provided by counterparties, market makers or pricing services. Had an active exchange traded market existed for these derivative financial instruments, the fair value could be significantly different.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.6 Foreign currency translation

(a) Transactions and balances

Transactions in foreign currencies are measured in functional currency of the Fund which is Japanese Yen ("JPY") and are recorded on initial recognition in the functional currency at exchange rates approximating those ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period. Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the exchange rates as at the dates of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured.

Exchange differences arising on the settlement of monetary items or on translating monetary items at the end of the reporting period are recognised in profit or loss.

The Fund does not isolate the portion of gains or losses on investments which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in market prices of the investments. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gains or losses from investments.

(b) Presentation of financial statements

For presentation purpose, the assets and liabilities of the Fund are translated into USD at the rate of exchange ruling at the end of the reporting period and their profit or loss are translated at the exchange rates prevailing at the date of the transactions. The exchange differences arising on the translation are recognised in other comprehensive income.

2.7 Condensed schedule of investments

The industry and geographic classifications of the investments reflected in the accompanying Condensed Schedule of Investments are based on the Investment Manager's belief as to the most accurate descriptions as of December 31, 2018.

2.8 Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the Government of the Cayman Islands. The only taxes payable by the Fund are withholding taxes applicable to certain investment income.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

2. Summary of significant accounting policies (cont'd)

2.8 Taxation (cont'd)

ASC 740, *Income Taxes* defines how uncertain tax positions should be recognised, measured, presented and disclosed in the financial statements and requires entities to recognise a tax benefit from an uncertain tax position only if it is "more likely than not" that the position is sustainable, based solely on its technical merits and considerations of the relevant taxing authority's widely understood administrative practices and precedents. If this threshold is met, the Fund measures the tax benefit as the largest amount of the benefit that is greater than fifty percent likely of being realised upon ultimate settlement. The Fund has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Fund's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis, there was no material tax position deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore, no tax expense including any interests and penalties was recorded in the current year.

2.9 Redemption payable

ASC 480, *Distinguishing Liabilities from Equity ("ASC 480")*, requires that an entity classify as liabilities any financial instruments in the form of shareholders' capital that are mandatorily redeemable on fixed dates for fixed amounts. The liabilities to such shareholders are presented on the statement of assets and liabilities as redemptions payable.

2.10 Fair value of financial instruments

The fair value of the Fund's assets and liabilities which qualify as financial instruments under FASB ASC 820, *Fair Value Measurements and Disclosures ("ASC 820")* approximates the carrying amounts presented in the financial statements.

2.11 Offsetting of financial assets and financial liabilities

The Fund does not offset financial assets and financial liabilities across derivative types on the statement of assets and liabilities as there is no master netting agreement or similar agreements. The Fund has presented the statement at gross amounts.

3. Fair value measurements

Investment transactions are recorded at estimated fair value as defined by ASC 820. The fair value of an investment is the amount that would be received to sell the investments in an orderly transaction between market participants at the measurement date (i.e., the exit price). ASC 820 establishes a hierarchal disclosure framework which prioritises and ranks the level of market price observability used in measuring investments at fair value. Market price observability is impacted by a number of factors, including the type of investments and the characteristics specific to the investments. Investments with readily available active quoted prices or for which fair value can be measured from actively quoted prices generally will have a higher degree of market price observability and a lesser degree of judgement used in measuring fair value.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

3. Fair value measurements (cont'd)

The three levels of the fair value hierarchy under ASC 820 and its applicability to the Fund's investments are described below:

Level 1 - Quoted prices are available in active markets for identical investments as at the end of the reporting period. The types of investments included in Level 1 include listed equities and listed derivatives. As required by ASC 820, the Fund does not adjust the quoted price for these investments, even in situations where the Fund holds a large position and a sale could reasonably impact the quoted price.

Level 2 - Pricing inputs are other than quoted prices in active markets, which are either directly or indirectly observable as of the end of the reporting period and fair value is determined through the use of models or other valuation methodologies. Investments which are generally included in this category include corporate bonds and loans, less liquid and restricted equity securities and certain over-the-counter ("OTC") derivatives.

Level 3 - Pricing inputs are unobservable for the investments and include situations where there is little, if any, market activity for the investments. The inputs into the determination of fair value require significant management judgement or estimation. Investments that are included in this category generally include investments in privately held companies, general and limited partnership interest in corporate private equity and real estate funds, funds of hedge funds and distressed debt.

In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy. In such cases, an investment's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurements. The Fund's assessment of the significance of a particular input to the fair value measurements in its entirety requires a judgement and considers factors specific to the investments.

The following table summarises the valuation of the Fund's investments by the above ASC 820 fair value hierarchy levels as of December 31, 2018.

	Fair value measurements at reporting period			Total US\$
	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	
Assets				
Investment in securities, at fair value:				
Common stock	15,284,520	—	—	15,284,520
Liabilities				
Securities sold, not yet purchased, at fair value:				
Common stock	12,530,815	—	—	12,530,815
Derivative contracts, at fair value:				
Forward currency contract	—	28,145	—	28,145
Future contracts	28,382	—	—	28,382

For the year ended December 31, 2018, the Fund invested in Level 1 and Level 2 investments. There has been no transfer between Levels 1 and 2 during the year.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

4. Due from/(to) broker

Due from/(to) broker includes margin deposits on derivative contracts and cash collateral with the Fund's prime broker and amounts receivable/payable for securities transactions that have not settled at the date of the financial statements. The Fund continuously monitors the credit standing of each broker with whom it conducts business with. As at December 31, 2018, the due from broker and due to broker balances of US\$21,555,063 and US\$1,190,539 respectively, represents the receivable and payable balances for securities transactions that have not been settled. The due from broker also includes cash and other currency balances amounting to US\$21,227,377 is placed with the Fund's Prime Broker. The due from broker balances are partially restricted until the Fund satisfies the obligation to deliver the securities sold, not yet purchased.

5. Units in issue

Units of the Fund may be issued in different classes. The Trustee has designated nine (9) classes of units, being the USD Class A units, JPY Class A units, USD Class B units, JPY Class B units, USD Class C units, JPY Class C units, USD Class D units, JPY Class D units, JPY Class E and JPY Class F. The Trustee may designate further classes in the future which may be offered on different terms and different currencies as the Trustee may determine. All 8 classes participate in the profit or losses of the Fund and rank *pari passu* for all purposes, except with respect to the different management and performance fee.

The units are initially issued at: (1) US\$1,000 per unit for USD Class A, USD Class B, USD Class C and USD Class D units; (2) JPY100,000 per unit for JPY Class A and JPY Class B units; (3) JPY 1 per unit for JPY Class C, JPY Class D; and (4) JPY 10,000 per unit for JPY Class E and JPY Class F units. Additional units may be subscribed on the first business day of each month during the year, or at such other time as determined by the Trustee at the price equal to the NAV per unit of the respective class as of the last business day of the prior month, subject to certain adjustments.

However, when units are subscribed for during a period when the NAV per unit is more than the offering price at the beginning of the year or when there is a loss carry-forward from a prior period, certain equalisation adjustments are made to the amount of money paid for the subscription of units. This ensures:

- (i) the performance fee paid to the Investment Manager by the Fund is charged only to those units that have appreciated in value since their acquisition;
- (ii) all unitholders per class will have the same amount per unit at risk; and
- (iii) all units per class will have the same NAV.

Any equalisation credit or performance fee redemption as defined in the Private Offering Memorandum ("OM"), outstanding as at the end of the year will become payable to the unitholders or the Manager, respectively. The equalisation credit will be converted into additional fully paid units at the end of the financial year while the performance fee redemptions will be redeemed from the unitholders at the end of the financial year.

All units are redeemable on the first business day of each month, upon 45 days prior written notice, at the NAV per unit of the respective classes of the close of the business on the preceding business day before the redemption date, after giving effect to certain adjustment as described in the OM.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

5. Units in issue (cont'd)

Participating unit transactions for the year ended December 31, 2018 were as follows:

	USD Class A units	USD Class B units	USD Class D units	JPY Class A units	JPY Class B units	JPY Class C units	JPY Class D units	JPY Class E units
Units outstanding at beginning of year	1,592,1417	100,0000	1,411,4630	8,880,6683	3,663,1001	289,056,806	362,500,087	19,669
Units issued	-	-	-	-	-	-	-	6,291
Units redeemed	(41,2247)	-	(89,2332)	(1,552,8211)	(517,1000)	(57,100,708)	(68,744,549)	(3,020)
Net effect of units equalisation	-	-	-	-	-	-	-	(15)
Units outstanding at end of year	1,550,9170	100,0000	1,322,2498	5,327,8662	3,146,0001	211,956,098	293,755,538	22,925

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

6. Management and performance fees

The Investment Manager will receive, out of the assets of the Fund, a management fee equal to: (a) 1/12 of 1.5% per month of the NAV of Class A and Class B units; (b) 1/12 of 1.9% per month of the NAV of Class C units; (c) 1/12 of 2% per month of the NAV of Class D units; (d) 1/12 of 2.5% per month of the NAV of Class E units and (e) 1/12 of 2% per month of the NAV of Class F units before deduction of the month's management fee and before making any deduction for any accrued performance fees as at the last valuation point in each month. The management fee for the year amounted to US\$428,245, of which US\$33,009 was payable to the Investment Manager as at December 31, 2018.

Pursuant to the OM, the Investment Manager is also entitled to receive a performance fee equal to 20% of any increase in the NAV per unit with respect to Class A units and Class F units and 25% of any increase in the NAV per unit with respect to Class B, Class C, Class D units and Class E units. The performance fee is calculated on a high water mark basis so that any losses from prior periods must be recouped before a performance fee is earned. The performance fee is payable to the Investment Manager annually in arrears or upon redemption of the units. There was no performance fee for the year ended December 31, 2018.

As at December 31, 2018, there is a performance fee redemption payable of US\$1,159 due to redemption of units by unitholders.

7. Derivative contracts

In the normal course of business, the Fund enters into derivative contracts for trading purposes. Typically, derivative contracts serve as components of the Fund's investment strategies and are utilised primarily to structure investments to economically match the investment objectives of the Fund.

The Fund enters into transactions involving derivative financial instruments in connection with its investing activities. These instruments are subject to various risks similar to non-derivative instruments, including market, credit, liquidity and operational risks. The Fund manages these risks on an aggregate basis along with the risks associated with its investing activities as part of its overall risk management policies, and as such does not distinguish derivative profit or loss from any other category of investments for income presentation purposes. The Fund records its trading-related derivative activities on a fair value basis, as such these derivative instruments do not qualify for ASC 815, *Derivatives and Hedging*. Accordingly, even though the Fund's investments in derivative instruments may represent economic hedges, they are considered to be non-hedge transactions for purposes of ASC 815 disclosures.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

7. Derivative contracts (cont'd)

Forward contracts are OTC contracts for delayed delivery of currency in which the buyer agrees to buy and the seller agrees to deliver a specified currency at a specified price on a specified date. Because the terms of forward contracts are not standardised, they are not traded on organised exchanges and generally can be terminated or closed-out only by the agreement of both parties to the contract. During the year, the forward contract is closed, realised gain or loss equal to the difference between the proceeds from (or cost of) the close-out of the contract and the original contract price. When the forward contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses.

When the forward contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the differences between the proceeds from (or cost of) the close-out of the contract and the original contract price.

Futures contracts entered into the Fund represent firm commitment to buy or sell the underlying asset at a specified value and point in time based upon the agreed or contracted quantity. Variation margins are made or receive by the Fund each day, depending on the daily fluctuations in the value of the contract and the change is recorded as an unrealised gain or loss. The ultimate gain or loss is equal to the difference between the value of the contract at the onset and the value of the contract at settlement date and is included in the statement of operations.

The Fund is subject to equity price risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Fund may use forward contracts and futures contracts to gain exposure to, or hedge against, changes in the value of equity securities.

Effects of derivative contracts in the statement of operations for the year ended December 31, 2018

Primary underlying risk	Unrealised gain/(loss) US\$	Realised gain/(loss) US\$	Total gain US\$
Future contracts	335,319	(264,474)	70,844
Forward currency contracts	(15,502)	118,841	103,339
Equity swaps	—	727,569	727,569
	<u>319,817</u>	<u>581,936</u>	<u>901,753</u>

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

7. Derivative contracts (cont'd)

Volume of derivative activity

As at December 31, 2018, the volume of the Fund's derivative activities based on the notional amounts and number of contracts when applicable, categorised by primary underlying risk, is as follows:

	Short exposure	
	Notional amount US\$	Number of contracts/ quantity
<i>Equity price</i>		
- Index futures	2,424,961	18
- Forward currency contracts	4,233,774	-

8. Financial instruments with off-balance sheet and credit risk

In the normal course of business, the Fund may trade various financial instruments and enter into various investment activities with off-balance sheet risk. These financial instruments include securities sold, not yet purchased and derivative contracts.

Derivative contracts may result in off-balance sheet risk as the Fund's obligations under these contracts may exceed the amounts recognised in the statement of assets and liabilities. The Fund's exposure to credit risk associated with counterparty non-performance on contracts, that are not exchange traded, is typically limited to the carrying values on the statement of assets and liabilities.

Securities sold, not yet purchased represent obligations of the Fund to purchase the security in the market at prevailing prices to the extent that the Fund does not already have the securities in possession. Accordingly, these transactions result in off-balance sheet risks as the Fund's satisfaction of the obligations may exceed the amount recognised in the statement of assets and liabilities. The Fund's investments in securities and amount due from brokers are partially restricted until it satisfies the obligation to deliver the investments sold, not yet purchased.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

9. Financial highlights

Financial highlights for the year ended December 31, 2018 are as follows:

	USD Class A Initial series US\$	USD Class B Initial series US\$	USD Class D Initial series US\$	JPY Class A Initial series JPY	JPY Class B Initial series JPY	JPY Class C Initial series JPY	JPY Class D Initial series JPY	JPY Class E Initial series JPY
Per unit operating performance:								
Beginning NAV	1,555,024	1,554,518	1,200,253	150,280,392	159,682,538	1,445,534	1,305,670	10,383,068,000
Net investment expense	(101,608)	(103,664)	(80,334)	(11,775,835)	(13,082,591)	(3,118,805)	(3,109,627)	(1,337,382,855)
Net loss on Investments and foreign currency transactions	(18,515)	(16,424)	(12,341)	(3,176,270)	(1,861,130)	(3,021,712)	(3,018,503)	(23,551,345)
Ending NAV	1,534,901	1,534,530	1,107,578	144,338,478	144,736,817	1,305,017	1,177,840	9,022,654,800
	%	%	%	%	%	%	%	%
Total return before performance fee	(7.28)	(7.26)	(7.72)	(9.36)	(9.36)	(9.72)	(9.81)	(13.11)
Performance fee	-	-	-	-	-	-	-	-
Total return after performance fee	(7.28)	(7.26)	(7.72)	(9.36)	(9.36)	(9.72)	(9.81)	(13.11)
	All Class A USD units %	All Class B USD units %	All Class D USD units %	All Class A JPY units %	All Class B JPY units %	All Class C JPY units %	All Class D JPY units %	All Class E JPY units %
Ratios to average net assets:								
Expenses before performance fee	(10.44)	(10.45)	(10.55)	(10.43)	(10.41)	(10.73)	(10.90)	(14.71)
Performance fee	-	-	-	-	-	-	-	-
Total expenses after performance fee	(10.44)	(10.45)	(10.55)	(10.43)	(10.41)	(10.73)	(10.90)	(14.71)
Net investment expenses	(9.51)	(9.51)	(10.01)	(9.53)	(9.50)	(9.90)	(9.95)	(13.76)

Financial highlights are calculated for each class of units taken as a whole with per unit operating performance disclosed for the lead series of each unit. An individual investor's results may vary from these results based on different performance fee arrangement and on the timing of capital transaction.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

10. Indemnification

The Fund enters into contracts that contain a variety of indemnification provisions. The Fund's maximum exposure under these arrangements, if any, is unknown. However, the Fund has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

11. New accounting developments

In August 2018, the FASB issued ASU 2018-13, Fair Value Measurements (Topic 820): Disclosure Framework - Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement, to streamline disclosure requirements and reduce cost for preparers while continuing to provide useful information for financial statement users. ASU 2018-13 eliminates disclosures for transfer between Level 1 and Level 2, policy of timing of transfers, valuation process for Level 3 fair value measurements and for non-public entities, the changes in unrealised gains and losses included in earnings for recurring Level 3 fair value measurements held at the end of the reporting period. The guidance also amends disclosure requirements for the Level 3 roll forward. All other changes implemented by the ASU are applicable to public companies only. The guidance is effective for financial statements with fiscal years beginning after December 15, 2019. The Fund has chosen not to early adopt this change in the Fund's financial statements and accompanying notes for the year ended December 31, 2018. The Fund is currently evaluating the impact, if any, that this update will have on its financial statements.

In November 2016, the FASB issued the ASU 2016-18, Statement of Cash Flows (Topic 230) – Restricted Cash: A consensus of the FASB Emerging Issues Task Force, to improve the details that entities must provide about their cash holdings. ASU 2016-18 requires cash flow statements to explain the change during a reporting period of the totals for cash, cash equivalents, restricted cash, and restricted cash equivalents. The amounts for restricted cash and restricted cash equivalents are to be included with cash and cash equivalents if the cash flow statement includes a reconciliation of the total cash balances for the beginning and end of the period. Additional footnote disclosures are also required to explain the nature of the restricted cash. Non-public entities are required to apply the ASU for the fiscal year beginning after December 15, 2018 and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2019. Early adoption is also permitted. The Fund has chosen not to early adopt this change in the Fund's financial statements and accompanying notes for the year ended December 31, 2018. The Fund is currently evaluating the impact, if any, that this update will have on its financial statements.

In June 2016, FASB issued ASU 2016-13, Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326). This guidance represents a significant change in the allowance for credit losses accounting model by requiring immediate recognition of the Fund's estimates of current expected credit losses.

Shin-Ka Fund

Notes to financial statements

For the year ended December 31, 2018

11. New accounting developments (*cont'd*)

The amendments affect entities holding financial assets and net investment in leases that are not accounted for at fair value through net income. The amendments affect loans, debt securities, trade receivables, net investments in leases, off-balance-sheet credit exposures, reinsurance receivables, and any other financial assets not excluded from the scope that have the contractual right to receive cash. The amendments in this guidance affect an entity to varying degrees depending on the credit quality of the assets held by the entity, their duration, and how the entity applies current GAAP. There is diversity in practice in applying the incurred loss methodology, which means that before transition some entities may be more aligned, under current GAAP, than others to the new measure of expected credit losses. The guidance is effective for financial statements issued with fiscal years beginning after December 15, 2020. The Fund did not early adopt this and is currently evaluation the impact of this guidance, if any on the Fund's financial statements disclosures.

12. Subsequent events

Subsequent to the year ended December 31, 2018, there were US\$237,576 subscriptions to and US\$111,309 redemptions from the Fund both settled on January 2, 2019.

Subsequent events have been evaluated through March 29, 2019, which is the date the financial statements were available to be issued.

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年4月末現在)

		米ドル	円換算額(注1) (千円)
資産総額(全クラス合計)		29,261,559	3,127,183
負債総額(全クラス合計)		10,256,217	1,096,082
純資産総額(-)			
全クラス合計		19,005,343	2,031,101
円クラスE		112,665,673円	-
発行済受益証券口数	円クラスE	14,413口	
1口当たり純資産価格(注2)	円クラスE	7,816円	-

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=106.87円)によります。

(注2) 1口当たり純資産価格は、1円未満を切り捨てて表示しております。

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりです。

取扱機関 ポートカリス・トラスト（シンガポール）リミテッド

取扱場所 シンガポール038986、テマセク・ブルバード6、サンテック・タワー4、#09-06

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合には日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（2）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または当該時点でファンドについて発行済みの受益証券の純資産総額の4分の1以上を保有する登録受益者からの書面請求により要請された場合、通知に定められる時期および場所にて受益者集会を招集するものとし、信託証書の別表の規定が当該集会に適用されるものとします。

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

信託証書の条項に従い、受益証券は、受託会社により承認される書面による証書をもって譲渡されることができます。

「承認済みの持分」の対象となる受益証券の場合を除き、受託会社は、その裁量により、かつ、何らの理由も示すことなく、いかなる者への受益証券の名義書換も拒否することができます。当該譲渡が「承認済みの持分」の条件に適合しないと受託会社が判断する場合、受託会社は、当該「承認済みの持分」の保有者の同意を得ずに当該持分の対象となる受益証券の名義書換を行わないものとし、

受託会社は、名義書換時に非適格者である者もしくは非適格者となる可能性のある者への受益証券の譲渡またはかかる者を実質的受益者とする譲渡の名義書換を拒絶するものとし、譲渡証書が2つ以上のクラスまたはシリーズに関係する場合も受益証券の名義書換を拒絶します。

第二部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額（2020年4月末現在）

資本金の額は887,160シンガポール・ドル（約67百万円）であり、無額面の全額払込済普通株式887,160株で構成されます。

（注）シンガポール・ドルの円貨換算は、便宜上、2020年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1シンガポール・ドル=75.66円）によります。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款に従って、管理会社の取締役の員数は少なくとも1名とし、管理会社の株主総会で別段の決定がなされない限り12名を超えないものとします。

各年の年次株主総会において、その時の取締役のうち三分の一の員数の取締役（その員数が三または三の倍数でない場合は三分の一に最も近い数とします。）は退任します。各年において退任する取締役は、その直近の選任以降の就任期間が最長である者としませんが、同日に選任された取締役が複数いる場合には抽選により決定されます（ただし、当該取締役の間で別途合意される場合はこの限りではありません）。退任する取締役は再任されることができます。

取締役は、随時、一またはそれ以上の員数の取締役を、取締役が適切と考える一定の期間、業務執行取締役として選任することができ、かつ、特定の場合について合意された条件に従い、かかる選任を取り消すことができます。かかる選任を受けた取締役は、その任期中は、上記の取締役の輪番制による退任の対象外とされ、取締役の退任の順番を決定する際に考慮されないものとしますが、理由の如何にかかわらず取締役を退任する場合には、自動的に選任は停止されます。

管理会社の現在の取締役は、以下のとおりです。

氏名	役職
スタンレー・ハワード	業務執行取締役および会長
マーク・ブマード	業務執行取締役およびCEO
アニル・ポンナムパラム	業務執行取締役およびチーフ・ポートフォリオ・オフィサー
ツェン・リュアン	業務執行取締役
タイ・リー・チェーン	業務執行取締役

管理会社の取締役会は、管理会社の業務の監督に関してすべての権限を有しそれを行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、シンガポールで設立された非公開有限責任会社です。

シンガポール金融庁（以下「MAS」といいます。）は、シンガポールにおける資金管理者の規制機関です。シンガポールにおいては、資金管理のための資本市場業務免許を取得している者または当該免許が免除されている者を除き、資金管理者として行為することはできません。管理会社は、資金管理のための資本市場業務免許を取得しています。

信託証書に基づき、管理会社はファンドに関する管理者として行為をします。信託証書に基づき、管理会社は、ファンドの投資目的および戦略に従ったファンドの資産の投資および再投資について責任を負い、受益証券を発行する権限を有します。また、管理会社は投資者が適格投資者であるか否かについて監視すること、および関連する法域の証券法の遵守状況について監視することに責任を負います。

管理会社は、90日以上前に受託会社に書面で通知することにより辞任することができ、信託証書に基づく信託の権限および規定から免責されることができます。かかる辞任および免責は、信託証書に規定されるとおり、後任の管理会社の任命と同時に効力を生じるものとします。受託会社は（特別決議による同意を得ることを条件として）、90日以上前に管理会社に対し書面で事前通知を行うことにより、管理会社を解任し、かつ後任の管理会社を指名することができます。かかる場合、受託会社は、後任の管理会社を当事者とする信託証書の追補証書をもってかかる後任の管理会社をファンドの管理会社に任命するものとします。

信託証書の規定に従い、管理会社は、(a) ファンドの履行において負担したすべての債務、(b) 管理会社としてのその裁量権および権限の行使、(c) 国または州の法律の違反から生じた債務（その発生の理由の如何を問いません。）および (d) ファンドに関するまたはファンドに何らかの方法で関連するすべての訴訟、請求、手続き、経費、費用、要求または損失に関して、信託財産から完全に補償され続けるものとします。ただし、これらが管理会社の故意の不履行、詐欺行為または重過失から発生した場合を除きます。

2020年4月末現在、管理会社が管理および運用を行っている投資信託/投資法人の概要は以下のとおりです。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計額 （百万米ドル）
ケイマン諸島	エクイティ・ロング・ショート	7	181.41
	ファンド・オブ・ベンチャーキャピタルファンズ	1	84.00
	ファンド・オブ・ファンズ	2	8.25
	プライベート・エクイティ	1	4.74
	トレード・ファイナンス	1	1.94
	運用勘定	1	13.75
	フィックス・インカム	1	4.31
シンガポール	不動産	27	771.56
	プライベート・エクイティ	6	1,607.01
	プライベート・クレジット	1	20.22
	運用勘定	2	10.62
ルクセンブルグ	グローバル・マクロ	1	28.67
英国	グローバル・マクロ	1	15.04
合 計		52	2,751.54

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近の事業年度の日本文の財務書類は、シンガポールにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーのシンガポール事務所から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類はシンガポール・ドルで表示されています。日本文の財務書類には、円貨換算額が併記されています。日本円による金額は、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1シンガポール・ドル=75.66円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

貸借対照表

2019年12月31日現在

	注記	2019年		2018年	
		シンガポール ドル	千円	シンガポール ドル	千円
資産					
流動資産					
現金及び現金同等物	9	3,567,805	269,940	2,859,402	216,342
売掛金及びその他の債権	10	3,886,619	294,062	23,360,236	1,767,435
その他の流動資産	11	445,344	33,695	227,685	17,227
		7,899,768	597,696	26,447,323	2,001,004
非流動資産					
関連会社に対する貸付金	12	-	-	223,898	16,940
有形固定資産	13	1,605,555	121,476	79,344	6,003
		1,605,555	121,476	303,242	22,943
資産合計		9,505,323	719,173	26,750,565	2,023,948
負債					
流動負債					
買掛金及びその他の債務	14	3,598,911	272,294	23,561,764	1,782,683
契約負債	2.10	573,949	43,425	-	-
当期末払法人所得税	8(b)	371,178	28,083	204,402	15,465
リース負債	19	402,889	30,483	-	-
		4,946,927	374,284	23,766,166	1,798,148
非流動負債					
リース負債	19	1,161,230	87,859	-	-
負債合計		6,108,157	462,143	23,766,166	1,798,148
純資産		3,397,166	257,030	2,984,399	225,800
資本					
資本金	15	887,160	67,123	887,160	67,123

留保利益	2,510,006	189,907	2,097,239	158,677
資本合計	3,397,166	257,030	2,984,399	225,800

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

(2) 【損益計算書】

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

包括利益計算書

2019年12月31日終了会計年度

	注記	2019年		2018年	
		シンガポール ドル	千円	シンガポール ドル	千円
管理報酬		19,205,573	1,453,094	16,489,721	1,247,612
コンサルティング報酬		157,429	11,911	120,656	9,129
成功報酬		478,999	36,241	22,397,073	1,694,563
		19,842,001	1,501,246	39,007,450	2,951,304
控除：投資顧問報酬		(4,770,242)	(360,917)	(3,290,452)	(248,956)
		15,071,759	1,140,329	35,716,998	2,702,348
その他の収入	4	200,447	15,166	82,121	6,213
その他の損失	5	(545,830)	(41,297)	(205,319)	(15,534)
費用					
- 従業員報酬	6	(11,234,854)	(850,029)	(32,372,929)	(2,449,336)
- 減価償却費	13	(468,732)	(35,464)	(67,253)	(5,088)
- その他の営業費用	7	(1,691,820)	(128,003)	(1,920,621)	(145,314)
- 支払利息	17	(52,136)	(3,945)	-	-
税引前利益		1,278,834	96,757	1,232,997	93,289
法人所得税	8(a)	(216,147)	(16,354)	(181,279)	(13,716)
税引後利益		1,062,687	80,403	1,051,718	79,573
その他の包括利益		-	-	-	-

包括利益合計	1,062,687	80,403	1,051,718	79,573
--------	-----------	--------	-----------	--------

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

持分変動計算書

2019年12月31日終了会計年度

	注記	資本金		留保利益		資本合計	
		シンガポール ドル	千円	シンガポール ドル	千円	シンガポール ドル	千円
2019年							
会計年度期首		887,160	67,123	2,097,239	158,677	2,984,399	225,800
包括利益合計		-	-	1,062,687	80,403	1,062,687	80,403
支払配当金	16	-	-	(649,920)	(49,173)	(649,920)	(49,173)
会計年度期末		887,160	67,123	2,510,006	189,907	3,397,166	257,030
2018年							
会計年度期首		887,160	67,123	1,045,521	79,104	1,932,681	146,227
包括利益合計		-	-	1,051,718	79,573	1,051,718	79,573
支払配当金	16	-	-	-	-	-	-
会計年度期末		887,160	67,123	2,097,239	158,677	2,984,399	225,800

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

キャッシュフロー計算書

2019年12月31日終了会計年度

	注記	2019年		2018年	
		シンガポール ドル	千円	シンガポール ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー					
税引後利益		1,062,687	80,403	1,051,718	79,573
調整：					
- 法人所得税	8(a)	216,147	16,354	181,279	13,716
- 減価償却費	13	468,732	35,464	67,253	5,088
- 受取利息	4	(2,629)	(199)	(383)	(29)
- 支払利息	17	52,136	3,945	-	-
- 償却貸付金	5	137,910	10,434	-	-
- 有形固定資産の処分に係る純利益	4	(60)	(5)	-	-
- 未使用有給休暇引当金		19,713	1,491	-	-
- 現金及び現金同等物に係る 未実現損失 / (利益)		108,122	8,181	(31,794)	(2,406)
		2,062,758	156,068	1,268,073	95,942
運転資金の変動額：					
- 売掛金		19,473,617	1,473,374	(11,900,798)	(900,414)
- その他の流動資産		(217,659)	(16,468)	(281)	(21)
- 買掛金及びその他の債務		(19,982,566)	(1,511,881)	11,789,289	891,978
- 契約負債		573,949	43,425	-	-
営業活動から得られた現金		1,910,099	144,518	1,156,283	87,484
支払法人所得税	8(b)	(49,371)	(3,735)	(122,414)	(9,262)
営業活動から得られた純キャッシュ		1,860,728	140,783	1,033,869	78,223
投資活動によるキャッシュフロー					
有形固定資産の追加	13	(44,360)	(3,356)	(56,719)	(4,291)
有形固定資産の処分に係る収入	4,13	60	5	-	-
関連会社に対する貸付金の返済		85,988	6,506	(138,981)	(10,515)
受取利息		2,629	199	383	29
投資活動から得られた / (に使用された) 純キャッシュ		44,317	3,353	(195,317)	(14,778)
財務活動によるキャッシュフロー					
リース負債の元本返済額(i)	17(d)	(386,464)	(29,240)	-	-

支払利息(i)	17(d)	(52,136)	(3,945)	-	-
支払配当金		(649,920)	(49,173)	-	-
財務活動に使用された純キャッシュ		(1,088,520)	(82,357)	-	-
現金及び現金同等物の純増加額		816,525	61,778	838,552	63,445
現金及び現金同等物					
期首残高	9	2,859,402	216,342	1,989,056	150,492
現金及び現金同等物の外貨替換算影響額		(108,122)	(8,181)	31,794	2,406
期末残高	9	3,567,805	269,940	2,859,402	216,342

(i) 財務活動による負債の調整

	2019年1月1日 現在	元利金支払額 (注記17(d))	非現金の変動		2019年12月31日 現在
			FRS第116号の適用 (注記17(a))	支払利息 (注記17(c))	
リース負債	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル
	-	(438,600)	1,950,583	52,136	1,564,119

添付の注記は本財務諸表と不可分である。

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド

財務諸表に対する注記

2019年12月31日終了会計年度

これらの注記は財務諸表と不可分であり、財務諸表と併せて読むべきものである。

1. 概説

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド(以下「当会社」という。)はシンガポールで設立され、シンガポールを本籍地とする。登記簿上の事務所の住所は、シンガポール069536、セシル・ストリート135、MYPプラザ #05-02である。

当会社の主な活動は、ファンドの運用である。

2014年3月12日、証券先物法(Cap.289号)の下で、当会社はシンガポール金融庁より、資本市場サービス・ライセンス(CMSライセンス)を受領した。

2017年8月より、ゴードیان・キャピタルは、米国証券取引委員会(SEC)において「免除報告投資顧問業者」として業務を行ってきた。2019年2月11日、ゴードیان・キャピタルは、SEC登録投資顧問業者となった。

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

本財務書類はシンガポール財務報告基準(以下「FRS」という。)に準拠し、以下の会計方針で開示される場合を除き、取得原価主義で作成されている。

FRSに準拠して本財務書類を作成するにあたり、経営陣は当会社の会計方針を適用する過程において判断を行う必要がある。また、特定の重要な会計上の見積り及び会計上の仮定を用いる必要もある。かかる見積りは、現在の事象及び行為に関する経営陣の最善の知識に基づくものであるが、実際の結果は、最終的にこれらの見積りとは異なる可能性がある。高度の判断又は複雑性が関与する分野、あるいは財務書類に対する重要な見積り及び仮定が行われた分野はない。

2019年以降に効力を発する解釈指針及び公表された基準に対する修正

2019年1月1日、当社は当会計年度に強制適用が義務付けられている新規又は修正FRS及びFRSの解釈指針(以下「INT FRS」という。)を採用した。当社の会計方針の変更は、各FRS及びINT FRSの関連する経過規定に従って規定通りに実施された。

FRS第116号「リース」の適用を除き、これらの新規又は修正されたFRS及びINT FRSの適用の結果、当社の会計方針に重要な変更は生じていない。また、以下を除き、当会計年度又は従前の会計年度に報告された金額に与える重大な影響はなかった：

FRS第116号「リース」の適用

当社がリースの借手である場合

FRS第116号の適用前は、解約不能オペレーティングリースについて支払うリース料は、負債として貸借対照表に計上されていなかった。これらのリース料は、賃借費として、リース期間にわたり定額で費用計上されていた。

FRS第116号の適用後の当社のリースに関する会計方針は、注記2.4に記載されている。

FRS第116号の初度適用において、当社は、以下の実務上の便法を適用することを選択した。

- ）2019年1月1日より前に締結され、FRS第17号「リース」及びINT FRS第104号「契約にリースが含まれているか否かの決定」に基づきリースとして特定されたすべての契約について、当社は、当該契約にFRS第116号に基づくリースが含まれているか否かについて再評価を行っていない。
- ）リース毎に、当社は以下を行った：

- a) 合理的に同様の特徴を有するリースのポートフォリオについて、単一の割引率を適用した。
- b) リースがonerous(契約義務の充足にかかる不可避の費用が、契約により受け取ることが見込まれる経済的ベネフィットを超える場合をいう)であるか否かについては、減損の見直しを行う替りに、従前の評価に依拠した。
- c) 2019年1月1日現在でリースの残存期間が12ヵ月以内のオペレーティングリースを短期リースとして会計処理した。
- d) 初度適用日現在の使用権資産を測定する際に当初直接コストを除外した。
- e) 契約にリースの延長もしくは終了のオプションが含まれる場合はリース期間を決定する際に事後の判断を使用した。

2019年1月1日現在、onerousである契約はなかった。

従前はオペレーティングリースに分類されていたリースについて、2019年1月1日現在、当社は、以下の経過措置規定を適用した。

-) 当社は、リース毎に使用権資産を、リース負債に等しい金額を初度適用日(2019年1月1日)の直前の貸借対照表で認識した当該リースに関する前払もしくは経過済リース料の金額で調整した額で測定することを選択した。
-) 各リースについての追加借入利率又は(適用ある場合)合理的に同様の特徴を有する各リースポートフォリオについての追加借入利率を用いて、2019年1月1日現在の残存リース料を割引いてリース負債を認識した。

移行日において、FRS第116号の適用から生じる繰延税効果は、当社の財務諸表に重要な影響を及ぼす金額ではない。

2019年1月1日現在の当社の財務諸表に対するFRS第116号の適用の影響は以下のとおりである。

	増加額 シンガポールドル
有形固定資産	1,950,583
借入(リース負債)	1,950,583

2018年12月31日現在の当社の財務諸表に従前に開示されたオペレーティングリース債務と、2019年1月1日現在の貸借対照表で認識されたリース負債の差額についての説明は以下のとおりである。

	シンガポールドル
2018年12月31日現在開示されたオペレーティングリース債務	731,000
控除：年率3%の加重平均追加借入利率を用いた割引効果	(80,385)
加算：行使することが合理的に確実である延長オプション	1,299,968
2019年1月1日現在認識されたリース負債	<u>1,950,583</u>

2.2 収益の認識

管理報酬の収益は、そのサービスが提供される期間に対して認識する。管理報酬は、運用されるファンドの純資産総額に基づき、予め定められた料率で計算される。

成功報酬は、投資顧問契約の条件に従った契約上の義務の充足をもって認識する。

外部委託資産運用（以下「EAM」という。）の報酬は、運用サービスが行われる期間にわたり認識され、運用される資金の純資産価額に基づいている。EAM割戻報酬は予め定められたレートで、実際の取引に基づき計算される。EAM成功報酬（ある場合は）は、各投資家と締結された各EAM契約の条件に従った契約上の義務の充足をもって認識する。

投資顧問報酬及びコンサルティング報酬は、契約の条件に従った契約上の義務の充足をもって認識する。

受取利息は実効金利法を用いて認識される。

2.3 従業員報酬

そのコストが資産計上されるべきものでない限り、従業員給付は費用として認識される。

(a) 確定拠出制度

確定拠出制度は、当社が強制ベース、契約ベース、又は任意ベースで、中央積立基金といった別の事業体に一定の拠出金を払い込む退職給付制度である。拠出金が支払われれば、当社にそれ以上の支払い義務はなくなる。

(b) 従業員の有給休暇受給資格

従業員の年次有給休暇受給資格は、従業員がその資格を得た時点で認識される。貸借対照表日までに従業員によって提供されるサービスの結果として生じる年次有給休暇に対する見積もり負債額に対して、引当金が計上される。

2.4 リース

2018年12月31日までのリースに関する会計方針は以下のとおりである。

オペレーティング・リースに基づく支払額（貸手から受取るインセンティブの控除後）は、リース期間にわたり定額法で損益に認識する。

偶発リース料は、発生時に費用として損益に認識する。

2019年1月1日以降のリースに関する会計方針は以下のとおりである。

当社が借手である場合

契約の開始日に、当社は、当該契約にリースが含まれているか否かについて評価する。契約が、対価と引き換えに一定の期間にわたり特定された資産の使用を支配する権利を移転する場合、契約はリースを含む。再評価は、契約の条件が変更された場合にのみ行わなければならない。

・ 使用権資産

当社は、使用権資産とリース負債を対象資産が利用可能となる日において認識した。使用権資産は、取得原価、すなわち開始日以前に支払われたリース料及び受領したリース・インセンティブを調整した後のリース負債の当初測定金額、で測定される。リースを取得しなかったら発生しなかったであろう当初直接コストは、使用権資産の簿価に追加される。

その後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数とリース期間のうちいずれか早く終了する期間にわたり定額法を用いて減価償却が行われる。

使用権資産（投資不動産の定義に該当するものは除く）は、「有形固定資産」の項目に表示される。

・ リース負債

リース負債は、実行金利法を用いて償却原価で測定される。リース負債は、以下の場合に測定される。

- 指数もしくはレートの変動から生じる将来のリース料に変更がある場合
- 当社が延長オプションを行使するか否かについての当社の査定に変更がある場合。
- 当初の条件に含まれていないリースの範囲又は対価に変更がある場合。

リース負債は、対応する使用権資産が調整された場合には再測定されるか、又は使用権資産の簿価がゼロに減少した場合には損益に計上される。

・ 短期リース及び定額リース

当社は、リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び低額リースについては、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択した。これらのリースに関して支払われるリース料は、リース期間にわたり定額で費用計上される。

2.5 法人所得税

当期及び前期の法人所得税は、貸借対照表日までに制定され、又は実質的に制定された税率と税法を使用し、税務当局に支払われるか、あるいは還付される予定額で認識される。

繰延所得税は、取引時点で会計又は課税対象利益のいずれにも影響を及ぼさない資産又は負債の最初の認識から生じる繰延所得税を除いて、資産及び負債の課税標準と財務書類上の帳簿価額との間で発生する全ての一時的な差異に対して認識される。

繰延所得税は、貸借対照表日までに制定されているか、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づき、関連した繰延所得税資産が実現されるか、又は繰延所得税負債が決済されるときに適用が予想される税率で測定される。

当期法人所得税及び繰延所得税は、自己資本において直接認識される取引から生じる税金を除いて、損益において収益又は費用と認識される。

投資税額控除（例えば、生産性税額控除及び技術革新税額控除）の会計処理については、繰越税額控除を将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲で繰延税金資産として認識するその他の税額控除と同様に会計処理する。

2.6 有形固定資産

有形固定資産は、減価償却累計額と減損損失累計額控除後の取得原価で認識する。

すでに認識された有形固定資産に関する事後の支出は、当該資産の項目と関連した将来の経済的メリットが当社のものになる可能性があり、かつ当該項目の取得原価が確実に測定されることができるときに限り、当該資産の帳簿価額に加えられる。その他すべての維持修繕費は、発生時点で包括利益計算書に認識する。

減価償却費は、以下の通り、それらの予測耐用年数にわたり償却可能額を配分するために、定額法を用いて計算される：

	<u>耐用年数</u>
コンピューター	3年
賃借建物	リース期間
什器及び備品	3年
オフィス機器	3年
リフォーム	3年

有形固定資産の残存価値、予測耐用年数、及び減価償却方法は、各貸借対照表日に必要に応じて見直され、調整される。修正の影響は、変更の発生時点で包括利益計算書に認識する。

2.7 非金融資産の減損

有形固定資産及び使用権資産は、これらの資産が減損処理される可能性を示す客観的証拠又は兆候がある場合はいつでも減損処理のために評価される。

その資産の回収可能額が帳簿価額より少ないと見積もられた場合は、その資産の帳簿価額はその回収可能額まで減額される。

帳簿価額及び回収可能額との差額は、包括利益計算書に減損損失として認識する。

最終の減損損失が認識されて以降、資産の回収可能額を決定するために用いられた見積りに変化があった場合、及びその場合に限り、資産の減損損失は戻入れられる。この資産の帳簿価額は修正された回収可能額にまで増額される。ただし、この金額は、以前の年度において資産に対して減損損失が認識されていなかったと仮定した場合に決定されていたと考えられる帳簿価額（減価償却累計額の純額）を超えないものとする。

資産の減損損失の戻入れは損益勘定において認識される。

2.8 金融資産

当社は、当社の金融資産を償却原価測定カテゴリーに分類している。

負債性金融商品の分類は、当該金融資産の管理に関する当社の事業モデル及び当該金融資産のキャッシュ・フローの契約上の条件に基づく。

デリバティブが組み込まれている金融資産は、そのキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみで構成されるか否かを決定する際には、その全体を考慮する。

当社は、当該資産の管理に関する事業モデルが変化した時に、かつその時にのみ、負債性金融商品の再分類を行う。

（ ） 当初認識時

当初認識時、当社は、金融資産を公正価値で測定するが、損益を通じた公正価値で測定されない金融資産の場合は、当該金融資産の取得に帰属する取引費用を公正価値に加算する。損益を通じた公正価値で計上される金融資産の取引費用は、損益に費用として計上する。

（ ） 当初認識後の測定

当社の負債性金融商品は、主に、契約上のキャッシュ・フロー（元本と利息の支払のみで構成される）の回収目的で保有される現金及び現金同等物、売掛金、関連会社に対する貸付金並びに返還可能な預託金で構成され、償却原価で測定される。

当初認識後に償却原価で測定され、ヘッジ関係を構成していない金融資産の損益は、当該資産の認識が中止される時又は減損が発生した時に損益で認識する。当該金融資産からの利息収益は、実効金利法を用いて認識する。

当社は、償却原価で計上する金融資産に関連する予想信用損失をフォワードルッキング基準で評価する。

売掛金について、当社は、FRS第109号で認められる簡便法（売掛金の当初認識から残存期間にわたる予想損失を認識する）を適用している。

関連会社に対する貸付金、現金及び現金同等物並びに払戻可能保証金については、一般的な3ステージアプローチを適用している。信用損失引当金は、資産の当初認識時以降に信用リスク

が著しく増加していなければ、12ヵ月間の予想信用損失に基づくものとする。当初認識時以降に信用リスクが著しく増加している場合は、残存期間にわたる予想損失を算定し認識する。

2.9 買掛金及びその他の債務

買掛金及びその他の債務は、会計年度末前に当会社に提供された商品やサービスに対する未払いの債務を示している。支払期限が1年以内に到来する場合（又は、1年以上であっても事業の正常な営業サイクル内で取引される場合）は、それらは流動負債として分類される。

そうでない場合、それらは非流動負債として表示される。買掛金その他の債務は当初、公正価値で認識され、その後は実効金利法を使用し、償却原価で計上される。

2.10 契約負債

契約負債とは、会計年度末現在、サービスが提供される前に請求済みである収入を表す。

当社は、ファンドから対価を受領する予定であり、当該ファンドに対してサービスを移転することが当社の義務である場合に契約負債を認識する。

2.11 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書に表示のため、現金及び現金同等物には、手元現金が金融機関の預金など価格変動のリスクがほとんどないものが含まれる。

2.12 外貨換算

本財務書類はシンガポールドルによって表示される。それは当社の機能通貨である。機能通貨以外の通貨（以下「外貨」という。）での取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。このような取引の決済から生じる為替差損益、及び貸借対照表日の最終為替レートで換算される外貨建ての金融資産と負債から生じる為替差損益は、包括利益計算書に認識する。

包括利益計算書に影響を与えるすべての外国為替取引の損益は、「その他の損失」に表示される。

2.13 資本金

普通株式は資本に分類される。普通株式の新規発行に直接起因する増分コストは、資本勘定から控除される。

2.14 配当金

配当金の支払いが承認されたとき、当社の株主に対する配当は認識される。

2.15 政府補助金

政府からの補助金は、それが確実に受領される合理的な保証がある時点で公正価値により認識され、当社は、付随するすべての条件を遵守する。

政府補助金は、補償の対象として意図されている関連費用と一致させるために必要な期間にわたり収益として認識される。資産に関連する政府補助金は、当該資産の簿価に対して控除される。

2.16 ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が管理業務のみに関連し、その他の事業活動は契約上の取り決め等の方法によって方向づけられる場合などのように、議決権やそれに類似する権利が、事業体の支配に対して絶対的な要因とならないように設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは多くの場合、以下のような特徴や特性の一部又はそのすべてを有している。(a)事業活動が制限されている、(b)ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクとリターンを投資家に受け渡すことによって投資家に投資機会を与えることなど、限定的に定義された目的を持っている、(c)ストラクチャード・エンティティが、従属する財政支援なしでその事業活動の資金繰りをするには、資本が不十分である、(d)信用リスクやその他リスクを集合的に創り出す複数の契約上関連付けられた金融商品という形で投資家に対して発行し、資金繰りを行っている。

当会社によって運用されているファンドへの関与

当会社は、当会社が運用するファンドについて、当会社がそれらのファンドの資産運用及び当会社がそれらのファンドの投資及び運営の決定に参加することを許可するファンドとのその他の契約を通じてファンドに影響力を及ぼすことから、ストラクチャード・エンティティであると決定した。これらのファンドへの当会社の関与には、ファンドから得る管理報酬及び成功報酬とともに、もしあれば、当会社が保有する持分権も含まれる。

3. 重要な会計上の見積り、仮定及び判断

見積り、仮定及び判断は継続的に評価され、過去の経験及び現在の状況において合理的と考えられる将来の事象の予想を含むその他の要因に基づく。

リース負債及び使用権資産の評価

FRS第116号の適用により、当会社は、リース負債の評価及び使用権資産の評価に影響を及ぼす見積り及び判断を行うことが要求される。これらには、FRS第116号の範囲に入る契約の決定、契約期間の決定、及び将来キャッシュフローを割り引くために使用される金利の決定が含まれる。

当会社によって決定されるリース期間は、一般的に、リース契約の解約不能期間及び当会社が延長オプションを行使することが合理的に確実である場合にリースの延長オプションでカバーされる期間で構成される。同じ条件が、使用権資産の耐用年数にも適用される。

リース料の現在価値は、加重平均追加借入利率を表す割引率を用いて決定される。当会社は、割引率を見積もる際に、関連ある過去の情報及び外部の市場指数を使用した。

4. その他の収入

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
政府補助金	4,619	16,512
受取利息	2,629	383
処分に係る利益	60	-
雑収入	193,139	65,226
	<u>200,447</u>	<u>82,121</u>

5. その他の損失

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
純為替差損失	407,920	205,319
償却貸付金(注記12参照)	137,910	-
	<u>545,830</u>	<u>205,319</u>

6. 従業員報酬

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
賃金及び給与	10,984,112	32,278,816
確定拠出制度に対する雇用者拠出金	189,416	88,067
その他の給付	61,326	6,046
	<u>11,234,854</u>	<u>32,372,929</u>

7. その他の営業費用

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
オペレーティング・リースに係る賃料	-	440,143
専門家報酬	278,586	330,148
旅費及び交際費	524,702	355,113
コンピューター維持管理費	98,897	126,013
データ購読費用	204,913	188,453
事務所保険料	118,732	93,651
マーケティング費用	5,700	49,144
その他の費用	460,290	337,956
	<u>1,691,820</u>	<u>1,920,621</u>

8. 法人所得税

(a) 法人所得税

以下の通り、税引前利益に対する税金は、法人所得税に対するシンガポール標準税率を使用して計算される理論的な金額とは異なる：

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
税引前利益	1,278,834	1,232,997
税率17%にて計算（2018年：17%）	217,402	209,609
税効果：		
- 税務上損金算入できない費用	67,014	42,357
- 課税対象でない収入	-	(2,346)
- 資本的支出控除の使用	(6,464)	(9,494)
- 法定の免税	(17,425)	(25,925)
- 所得税割戻	(15,000)	(10,000)
- 過年度の税務引当金繰入超過額	(29,380)	(22,922)
税金費用	216,147	181,279

税金費用の調整

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
当期法人所得税	245,527	204,201
過年度の税務引当金繰入超過額	(29,380)	(22,922)
	216,147	181,279

(b) 当期末払法人所得税の変動

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
会計年度期首	204,402	145,537
支払法人所得税	(49,371)	(122,414)
過年度の税務引当金繰入超過額	(29,380)	(22,922)
当期税金費用	245,527	204,201
会計年度期末	371,178	204,402

9. 現金及び現金同等物

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
銀行預金	3,567,305	2,859,102
手元現金	500	300
	<u>3,567,805</u>	<u>2,859,402</u>

10. 売掛金及びその他の債権

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
未収管理報酬	3,463,032	1,579,686
未収成功報酬	423,587	21,780,550
	<u>3,886,619</u>	<u>23,360,236</u>

11. その他の流動資産

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
預金	113,057	112,960
前払金(Advances)	214,958	-
前払金(Prepayments)	116,258	114,725
関連当事者に対する未収債権	1,071	-
	<u>445,344</u>	<u>227,685</u>

関連当事者に対する未収債権は、無担保、無利息で、要求に応じて返済される。

12. 関連会社に対する貸付金

当社は、関連会社に対して2件の貸付を行っている。2019年12月31日現在、すべての未返済の貸付金は、償却されたか、又は利息とともに全額返済されている。

当該貸付金は、無担保で、関連会社のための追加資本の長期的財源として意図されたものである。当該貸付金は日本円建てと米ドル建てであり、2021年10月26日及び2021年11月29日にその全額の期限がそれぞれ到来する。貸借対照表日現在における当該貸付金の契約上の金利は2%である。

ケイマンの親会社に対する貸付金137,910シンガポールドル(注記5参照)は、2019年1月17日付書面決議による合意に基づき償却された。加えて、ゴードیان・キャピタル・ジャパン・リミテッドに対する貸付金7百万円は、2019年2月1日に、利息とともに返済された。

13. 有形固定資産

	賃借建物					合計
	コンピューター	(注記17)	什器及び備品	オフィス機器	リフォーム	
	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	
2019年						
<u>取得原価</u>						
会計年度期首	318,655	-	79,487	93,382	92,935	584,459
FRS第116号の適用 (注記2.1)	-	1,950,583	-	-	-	1,950,583
追加	29,992	-	14,368	-	-	44,360
処分	(74,876)	-	(7,007)	-	-	(81,883)
会計年度期末	273,771	1,950,583	86,848	93,382	92,935	2,497,519
<u>累積減価償却費</u>						
会計年度期首	252,221	-	71,746	88,577	92,571	505,115
減価償却費	41,916	417,982	5,354	3,116	364	468,732
処分	(74,876)	-	(7,007)	-	-	(81,883)
会計年度期末	219,261	417,982	70,093	91,693	92,935	891,964
期末正味帳簿価額	54,510	1,532,601	16,755	1,689	-	1,605,555

	賃借建物					合計
	コンピューター	(注記17)	什器及び備品	オフィス機器	リフォーム	
	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	シンガポールドル	
2018年						
<u>取得原価</u>						
会計年度期首	270,856	-	73,374	90,575	92,935	527,740
追加	47,799	-	6,113	2,807	-	56,719
会計年度期末	318,655	-	79,487	93,382	92,935	584,459
<u>累積減価償却費</u>						
会計年度期首	206,066	-	66,737	80,381	84,678	437,862
減価償却費	46,155	-	5,009	8,196	7,893	67,253
会計年度期末	252,221	-	71,746	88,577	92,571	505,115
期末正味帳簿価額	66,434	-	7,741	4,805	364	79,344

リース契約に基づく使用権資産は、所有する同じクラスの資産と共に表示されている。かかるリース資産は、注記17に記載されている。

14. 買掛金及びその他の債務

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
買掛金	216,305	440,291
未払営業費用	3,352,153	23,110,733
未使用有給休暇引当金	30,453	10,740
	<u>3,598,911</u>	<u>23,561,764</u>

15. 資本金

当会社の資本金は、無額面の全額払込済普通株式887,160株（2018年：887,160株）により構成されており、その総額は887,160シンガポールドル（2018年：887,160シンガポールドル）である。

16. 配当金

2019年4月22日の臨時株主総会で、480,000米ドル（649,920シンガポールドル相当額）の最終配当金が承認された。本財務書類は前年度に関して支払われる最終配当金を反映している。この配当金は2019年12月31日終了会計年度における留保利益の充当金として、株主資本に計上されている。

2018年12月31日終了会計年度において配当金は認識されていない。

17. リース（借手である当社）

当会社のリース活動の性質

不動産

当社は、バックオフィス業務及び一般顧客向け消費財の販売の目的で事務所スペースと小売店舗を賃借している。

(a) 簿価

有形固定資産に分類される使用権資産

	2019年12月31日 シンガポールドル	2019年1月1日 シンガポールドル
賃借建物	1,532,601	1,950,583

(b) 当期中の減価償却費

2019年
シンガポールドル

賃借建物	417,982
------	---------

(c) 支払利息

2019年
シンガポールドル

リース負債に係る支払利息	52,136
--------------	--------

- (d) 2019年におけるすべてのリースに係る現金流出総額は438,600シンガポールドルであり、元本返済額386,464シンガポールドルと利息支払額52,136シンガポールドルで構成される。

18. 契約債務

オペレーティング・リース契約 当会社が借り手である場合

当社は解約不能なオペレーティング・リース契約の下で事務所をリースしている。リース契約には、様々な条件、エスカレーション条項、及び更新の権利が含まれている。

2018年12月31日現在契約されているが負債としては認識されていない解約不能なオペレーティング・リースに基づく将来のリース債務の最低額は次の通りである：

	2018年 シンガポールドル
1年未満	438,600
1年～5年	292,400
	731,000

注記2.1に記載するとおり、当社は、2019年1月1日にFRS第116号を適用した。上記の支払額は、2019年12月31日現在の貸借対照表において、使用权資産とリース負債として認識されている。

19. リース負債

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
流動リース負債	402,889	-
非流動リース負債	1,161,230	-
リース負債合計	1,564,119	-

20. 金融リスク管理

金融リスク要因

当会社の活動は様々な金融リスクに晒されている：市場リスク（為替変動リスク及び金利変動リスクなど）、信用リスク及び流動性リスク。

取締役会は、当会社の金融リスク管理の目的及び基本原則を策定する責任を負っている。

財務担当職員は、設定された限度に対する実際のエクスポージャーを測定し、経営陣と取締役会がレビューするために定期的なレポートを作成する。以下に示された情報は、経営陣が受け取った情報に基づいている。

(a) 市場リスク

() 為替変動リスク

当会社の事業は米ドル及び日本円のリスクに晒される。為替変動リスクへのエクスポージャーは、ネット・エクスポージャーが容認できる水準にあることを確保するために、継続的に監視される。当会社はヘッジ又は売買目的でデリバティブの為替契約を行っていない。

以下の表は、シンガポールドル、米ドル、及び日本円建ての当会社の金融資産及び金融負債の概要である：

	シンガポールドル建て シンガポールドル	米ドル建て シンガポールドル	日本円建て シンガポールドル	合計 シンガポールドル
2019年12月31日現在				
金融資産				
現金及び現金同等物	704,436	2,838,726	24,643	3,567,805
売掛金及びその他の債権	2,551,563	1,292,549	42,507	3,886,619
預金	113,057	-	-	113,057
関連会社に対する債権	1,071	-	-	1,071
	3,370,127	4,131,275	67,150	7,568,552
金融負債				
買掛金及びその他の債務	(3,361,826)	(94,379)	(112,253)	(3,568,458)
リース負債	(1,564,119)	-	-	(1,564,119)
	(4,925,945)	(94,379)	(112,253)	(5,132,577)
正味為替エクスポージャー	(1,555,818)	4,036,896	(45,103)	2,435,975

	シンガポール ドル建て シンガポール ドル	米ドル建て シンガポール ドル	日本円建て シンガポール ドル	合計 シンガポール ドル
2018年12月31日現在				
金融資産				
現金及び現金同等物	541,435	2,168,704	149,263	2,859,402
売掛金	102,165	18,298,007	4,960,064	23,360,236
預金	112,960	-	-	112,960
関連会社に対する貸付金	1,071	137,910	84,917	223,898
	757,631	20,604,621	5,194,244	26,556,496
金融負債				
買掛金その他の債務	(23,125,928)	(331,891)	(93,205)	(23,551,024)
正味為替エクスポージャー	(22,368,297)	20,272,730	5,101,039	3,005,472

2019年12月31日現在、税率などその他全ての変数を一定として、米ドルがシンガポールドルに対して1.0%（2018年：1.4%）上昇/下落していた場合、当該会計年度の税引後利益は、米ドル建て金融商品の為替差損益の結果として、33,506シンガポールドル（2018年：235,569シンガポールドル）増加/減少していたと考えられる。

2019年12月31日現在、税率などその他全ての変数を一定として、日本円がシンガポールドルに対して2.4%（2018年：0.8%）上昇/下落していた場合、当該会計年度の税引後利益は、日本円建て金融商品の為替差損益の結果として、898シンガポールドル（2018年：33,871シンガポールドル）増加/減少していたと考えられる。

()金利変動リスク

当社は、金利変動リスクに晒される重要な金融資産又は金融負債を保有していない。

(b)信用リスク

信用リスクとは、契約上の義務をカウンターパーティーが履行しないことにより、当社が財務上の損失を被るリスクである。当社の主な金融資産クラスは、銀行預金、売掛金及びその他の債権である。

現金及び現金同等物に関しては、2019年12月31日現在、当社の銀行口座は、スタンダード&プアーズによるAA-（2018年：AA-）以上の信用格付を有する金融機関によって保有されている。信用格付は、金融機関の長期デフォルト発行体格付を指す。現金残高は、12ヵ月間の予想信用損失について測定されており、その信用損失リスクは重要ではない。

売掛金に関しては、当社は、FRS第109号に規定される予想信用損失の引当に当て簡便法を適用しており、すべての売掛金について残存期間にわたる予想損失の引当が認められる。

売掛金及びその他の債権に関する当社の信用リスク相当額は、2019年12月31日現在3,886,619シンガポールドル（2018年：23,360,236シンガポール）である。経営陣は、カウンターパーティーの不履行による損失は重要な額ではないと予想しているため、2019年12月31日現在、当社は、損失引当金を計上しない旨決定している（2018年：なし）。

(c)流動性リスク

流動性リスクとは、当社が金融負債の支払い期限を迎えた時にそうした債務を履行することが困難な状況に陥るリスクをいう。

当社は、十分な現金を維持し、必要な場合には株主を通じて入手可能な資金を調達することにより流動性リスクを管理している。

以下の表では、当社の非デリバティブ金融負債を貸借対照表日から契約上の支払日までの残存期間に基づき満期別にグループ分けして分析している。表において開示されている金額は、契約上の割引前キャッシュフローである。

	1年未満 シンガポールドル	1年～2年 シンガポールドル	2年～5年 シンガポールドル
2019年12月31日現在			
買掛金及びその他の債務	3,568,458	-	-
リース負債	402,889	424,625	736,605
	3,971,347	424,625	736,605
2018年12月31日現在			
買掛金及びその他の債務	23,551,024	-	-

(d)資本リスク

当社の資本管理の目的は、会社が継続事業体として事業を続けることができるようにすることである一方、資本構造の最適化を通じて株主へのリターンを最大化するように努めることである。

経営陣は、シンガポールの証券先物法の下での規制（ビジネスのライセンス及び規範に関する規制）によって必要とされる最低資本金に基づく資本を監視する。当社は、2018年12月31日終了会計年度において、全ての規制上の資本要件に準拠している。

(e)公正価値の見積り

2019年12月31日現在、当社は、公正価値で測定される金融商品を保有していない。

レベル1として分類される現金及び現金同等物を除き、2019年及び2018年12月31日現在公正価値で測定されない当社の金融資産及び金融負債はレベル2に分類されている。その中には、売掛金、預

金、関連会社に対する貸付金並びに買掛金及びその他の債務が含まれる。これらの金融資産と金融負債は償却原価で計上され、それらの帳簿価額は貸借対照表日時点の公正価値に近似する。

(f) カテゴリー別の金融商品

2019年及び2018年12月31日現在償却原価で測定される金融資産及び金融負債の帳簿価額の合計は以下の通りである：

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
償却原価で測定される金融資産	7,568,552	26,556,496
償却原価で測定される金融負債	5,132,577	23,551,024

21. 中間持株会社及び究極持株会社

当社の中間持株会社及び究極持株会社は、ケイマン諸島に設立されたゴードリアン・キャピタル・リミテッドである。

22. 関連当事者取引

財務書類の他の部分に開示されている情報に加え、当社と関連当事者との間で合意された条件で、当社と関連当事者の間で以下の取引が行われた。

(a) 関連当事者に対して請求されたサービス報酬

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
管理報酬	19,205,573	16,489,721
成功報酬	478,999	22,397,073
受取利息	2,170	-

関連当事者によって請求されたサービス報酬

副投資顧問報酬とコンサルティング報酬はどちらも、包括利益計算書の「投資顧問報酬」に開示されている。

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
副投資顧問報酬	650,860	474,538
コンサルティング報酬	827,437	350,922

貸借対照表日の関連当事者との取引残高は無担保であり、貸借対照表日から12か月以内の未収金となっており、注記10、11及び12に開示されている。

(b) 経営幹部の報酬

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
取締役の報酬、賞与及び各種手当	989,188	1,209,467

23. ストラクチャード・エンティティに対する関与

会計年度末時点の、ストラクチャード・エンティティに対する当会社の関与は次の通りである：

	2019年 シンガポールドル	2018年 シンガポールドル
当会社により運用されるファンドに対する債権額	3,344,531	17,846,005

上表で開示される通り、ファンドに関連した損失への当会社の最大のエクスポージャーは、ファンドに対する債権額により表示されている。

当会社は、顧客のために資産を運用するという主要な活動から生じる契約上の取り決めの結果として、ストラクチャード・エンティティに関与している。これらのストラクチャード・エンティティには、投資ファンドなど様々な投資ビークルが含まれる場合がある。これらの投資ビークルは、オンショア及びオフショアの司法管轄地域に設立されるか、又は本籍地を置く場合がある。

ストラクチャード・エンティティは、投資家による買戻し可能参加型株式又は受益証券の購入により資金調達されるが、ストラクチャード・エンティティのタイプに依り異なる。これには、当会社が運用するファンドに当会社が投資する場合、当会社が含まれることがある。

当会社は一般的な管理報酬をストラクチャード・エンティティから受け取る。この管理報酬は通常、関連する純資産価額のパーセンテージに基づいている、また、契約上の合意がある場合には、合意したベンチマークに関連するリターンのアウトパフォーマンスに基づく成功報酬を受け取る。ストラクチャード・エンティティの目的は、キャピタル・ゲイン及び（又は）投資インカムを生み出すことである。

会計報告期間末現在、当会社は22（2018年：24）のストラクチャード・エンティティに関与しており、このことは、投資家のために資産運用を行うという主要活動から生じている。ストラクチャード・エンティティの純資産は、約37億210万シンガポールドル（2018年：28億600万シンガポールドル）である。

24. 新 / 修正会計基準及び解釈指針

2019年12月31日終了報告期間については強制適用となっていない新しい会計基準及び解釈指針がいくつか公表されているが、当会社はこれらを早期適用していない。これらの基準が、当報告期間又は将来の報告期間において、及び予測可能な将来の取引について、当会社に及ぼす重要な影響はないと予想される。

25．比較対応数値

必要な場合、当年度の表示の変更に合わせて、前期の一部の比較対応数値が再分類されている。

26．後発事象

当会社は、本財務書類の発行が承認された日である2020年6月23日までの後発事象を評価した。以下の事象が当該日までに発生している。

2020年1月13日、当会社は、臨時株主総会において、親会社に対する1,000,000シンガポールドルの最終配当を承認した。当該配当は、2020年1月15日に銀行から支払われた。

2020年5月10日、当会社は、2020年2月17日から2024年2月16日までを有効期間として、シンガポール金融庁から「スタンダード・ティア金融部門インセンティブ・スキーム（FSI）」賞を受賞した。

2020年1月1日以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大に対して、世界保健機関（WHO）はパンデミックを宣言した。感染拡大の勢いは大きく、これに対し世界の様々な都市及び国々において異なる対策が取られている。

経営陣は、この事象を、2019年12月31日終了年度の財務書類に調整が必要な事象ではないと判断した。世界経済及び金融市場へのCOVID-19の影響はきわめて不確実であり、今後も継続することが予想される。現時点で、これによる当会社の業績への財務上の影響を十分な確実性をもって算定することはできない。当会社の継続事業としての前提に及ぼす影響はない。

27．財務書類の承認

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドの取締役会の決議に従い、2020年6月23日に本財務書類の発行が承認された。

[次へ](#)

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

BALANCE SHEET

As at 31 December 2019

	Note	2019 \$	2018 \$
ASSETS			
Current assets			
Cash and cash equivalents	9	3,567,805	2,859,402
Trade and other receivables	10	3,886,619	23,360,236
Other current assets	11	445,344	227,685
		<u>7,899,768</u>	<u>26,447,323</u>
Non-current assets			
Loans to related corporation	12	-	223,898
Property, plant and equipment	13	1,605,555	79,344
		<u>1,605,555</u>	<u>303,242</u>
Total assets		<u>9,505,323</u>	<u>26,750,565</u>
LIABILITIES			
Current liabilities			
Trade and other payables	14	3,598,911	23,561,764
Contract liabilities	2.10	573,949	-
Current income tax liabilities	8(b)	371,178	204,402
Lease liabilities	19	402,889	-
		<u>4,946,927</u>	<u>23,766,166</u>
Non-current liabilities			
Lease liabilities	19	1,161,230	-
Total liabilities		<u>6,108,157</u>	<u>23,766,166</u>
NET ASSETS		<u>3,397,166</u>	<u>2,984,399</u>
EQUITY			
Share capital	15	887,160	887,160
Retained profits		2,510,006	2,097,239
Total equity		<u>3,397,166</u>	<u>2,984,399</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME

For the financial year ended 31 December 2019

	Note	2019 \$	2018 \$
Management fees		19,205,573	16,489,721
Consulting fees		157,429	120,656
Performance fees		478,999	22,397,073
		<u>19,842,001</u>	<u>39,007,450</u>
Less: Advisory fees		<u>(4,770,242)</u>	<u>(3,290,452)</u>
		15,071,759	35,716,998
Other income	4	200,447	82,121
Other losses	5	(545,830)	(205,319)
Expenses			
- Employee compensation	6	(11,234,854)	(32,372,929)
- Depreciation expense	13	(468,732)	(67,253)
- Other operating expenses	7	(1,691,820)	(1,920,621)
- Interest expense	17	(52,136)	-
Profit before income tax		1,278,834	1,232,997
Income tax expense	8(a)	<u>(216,147)</u>	<u>(181,279)</u>
Profit after tax		1,062,687	1,051,718
Other comprehensive income		-	-
Total comprehensive income		<u>1,062,687</u>	<u>1,051,718</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the financial year ended 31 December 2019

	Note	Share capital \$	Retained profits \$	Total equity \$
2019				
Beginning of financial year		887,160	2,097,239	2,984,399
Total comprehensive income		-	1,062,687	1,062,687
Dividends paid	16	-	(649,920)	(649,920)
End of financial year		887,160	2,510,006	3,397,166
2018				
Beginning of financial year		887,160	1,045,521	1,932,681
Total comprehensive income		-	1,051,718	1,051,718
Dividends paid	16	-	-	-
End of financial year		887,160	2,097,239	2,984,399

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the financial year ended 31 December 2019

	Note	2019 \$	2018 \$
Cash flows from operating activities			
Profit after tax		1,062,687	1,051,718
Adjustments for:			
- Income tax expense	8(a)	216,147	181,279
- Depreciation	13	468,732	67,253
- Interest income	4	(2,629)	(383)
- Interest expense	17	52,136	-
- Loan written off	5	137,910	-
- Net gain on disposal of property, plant and equipment	4	(60)	-
- Provision for unutilised leave		19,713	-
- Unrealised loss/(gain) on cash and cash equivalents		108,122	(31,794)
		<u>2,062,758</u>	<u>1,268,073</u>
Change in working capital:			
- Trade receivables		19,473,617	(11,900,798)
- Other current assets		(217,659)	(281)
- Trade and other payables		(19,982,566)	11,789,289
- Contract liabilities		573,949	-
Cash generated from operations		<u>1,910,099</u>	<u>1,156,283</u>
Income tax paid	8(b)	(49,371)	(122,414)
Net cash provided by operating activities		<u>1,860,728</u>	<u>1,033,869</u>
Cash flows from investing activities			
Additions to property, plant and equipment	13	(44,360)	(56,719)
Proceeds from disposal of property, plant and equipment	4,13	60	-
Repayment of loans to related corporation		85,988	(138,981)
Interest received		2,629	383
Net cash provided by/(used in) investing activities		<u>44,317</u>	<u>(195,317)</u>
Cash flows from financing activities			
Principal repayment of lease liabilities (i)	17(d)	(386,464)	-
Interest paid (i)	17(d)	(52,136)	-
Dividends paid		(649,920)	-
Net cash used in financing activities		<u>(1,088,520)</u>	<u>-</u>
Net increase in cash and cash equivalents		816,525	838,552
Cash and cash equivalents			
Beginning of financial year	9	2,859,402	1,989,056
Effects of currency translation on cash and cash equivalents		(108,122)	31,794
End of financial year	9	<u>3,567,805</u>	<u>2,859,402</u>

(i) Reconciliation of liabilities from financing activities

	1 January 2019	Principal and interest payments (Note 17(d))	Non-cash changes		31 December 2019
			Adoption of FRS 116 (Note 17(a))	Interest expense (Note 17(c))	
Lease liabilities	\$	\$	\$	\$	\$
	-	(438,600)	1,950,583	52,136	1,564,119

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

1. General information

Gordian Capital Singapore Private Limited (the "Company") is incorporated and domiciled in Singapore. The address of its registered office is 135 Cecil Street #05-02 MYP Plaza, Singapore 069536.

The principal activity of the Company is that of fund management.

On 12 March 2014, the Company received its Capital Markets Services License from the Monetary Authority of Singapore ("MAS") under the Securities and Futures Act (Cap.289).

Gordian Capital had operated as an Exempt Reporting Advisor with the United States Securities and Exchange Commission ("SEC") since August 2017. On 11 February 2019, Gordian Capital became a SEC Registered Investment Adviser.

2. Significant accounting policies**2.1 Basis of preparation**

These financial statements have been prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards ("FRS") under the historical cost convention, except as disclosed in the accounting policies below.

The preparation of these financial statements in conformity with FRS requires management to exercise its judgement in the process of applying the Company's accounting policies. It also requires the use of certain critical accounting estimates and assumptions. Although these estimates are based on management's best knowledge of current events and actions, actual results may ultimately differ from those estimates. There are no areas involving a higher degree of judgement or complexity or areas where estimates and assumptions are significant to the financial statements.

Interpretations and amendments to published standards effective in 2019

On 1 January 2019, the Company adopted the new or amended FRS and Interpretations to FRS ("INT FRS") that are mandatory for application for the financial year. Changes to the Company's accounting policies have been made as required, in accordance with the relevant transitional provisions in the respective FRS and INT FRS.

The adoption of these new or amended FRS and INT FRS did not result in substantial changes to the Company's accounting policies and had no material effect on the amounts reported for the current or prior financial years except for the adoption of FRS116 *Leases*.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

2. Significant accounting policies (continued)**2.1 Basis of preparation (continued)****Interpretations and amendments to published standards effective in 2019**
(continued)**Adoption of FRS 116 Leases**When the Company is the lessee

Prior to the adoption of FRS 116, non-cancellable operating lease payments were not recognised as liabilities in the balance sheet. These payments were recognised as rental expenses over the lease term on a straight-line basis.

The Company's accounting policy on leases after the adoption of FRS 116 is as disclosed in Note 2.4.

On initial application of FRS 116, the Company has elected to apply the following practical expedients:

- i) For all contracts entered into before 1 January 2019 and that were previously identified as leases under FRS 17 *Lease* and INT FRS 104 *Determining whether an Arrangement contains a Leases*, the Company has not reassessed if such contracts contain leases under FRS 116; and
- ii) On a lease-by-lease basis, the Company has:
 - a) applied a single discount rate to a portfolio of leases with reasonably similar characteristics;
 - b) relied on previous assessments on whether leases are onerous as an alternative to performing an impairment review;
 - c) accounted for operating leases with a remaining lease term of less than 12 months as at 1 January 2019 as short-term leases;
 - d) excluded initial direct costs in the measurement of the right-of-use ("ROU") asset at the date of initial application; and
 - e) used hindsight in determining the lease term where the contract contains options to extend or terminate the lease.

There were no onerous contracts as at 1 January 2019.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

2. Significant accounting policies (continued)

2.1 Basis of preparation (continued)

Interpretations and amendments to published standards effective in 2019
(continued)

For leases previously classified as operating leases on 1 January 2019, the Company has applied the following transition provisions:

- i) On a lease-by-lease basis, the Company chose to measure its ROU assets at amount equal to lease liability, adjusted by the amount of any prepaid or accrued lease payments relating to that lease recognised in the balance sheet immediately before the date of initial application (i.e. 1 January 2019).
- ii) Recognised its lease liabilities by discounting the remaining lease payments as at 1 January 2019 using the incremental borrowing rate for each individual lease or, if applicable, the incremental borrowing rate for each portfolio of leases with reasonably similar characteristic.

The deferred tax effect arising from the adoption of FRS 116 on date of transition does not have a significant effect on the financial statements of the Company.

The effects of adoption of FRS 116 on the Company's financial statements as at 1 January 2019 are as follows:

	Increase \$
Property, plant and equipment	1,950,583
Borrowing (Lease liabilities)	1,950,583

An explanation of the differences between the operating lease commitments previously disclosed in the Company's financial statements as at 31 December 2018 and the lease liabilities recognised in the balance sheet as at 1 January 2019 are as follows:

	\$
Operating lease commitments disclosed as at 31 December 2018	731,000
Less: Discounting effects using weighted average incremental borrowing rate of 3% per annum	(80,385)
Add: Extension options which are reasonably certain to be exercised	<u>1,299,968</u>
Lease liabilities recognised as at 1 January 2019	<u>1,950,583</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

2. Significant accounting policies (continued)**2.2 Revenue recognition**

Management fee income are recognised over the period in which the services are rendered. Management fees are calculated at predetermined rates based upon the net asset values of the funds managed.

Performance fees are recognised upon satisfaction of contractual obligation in accordance with the terms of the investment management agreements.

External asset management ("EAM") fees are recognised over the period in which the services are rendered and are based upon the net asset values of the monies managed. EAM retrocession fees are calculated at predetermined rates and based upon actual transactions. EAM performance fees (if any) are recognised upon satisfaction of contractual obligations in accordance with the terms of each EAM Agreement executed with each investor.

Advisory fees and consulting fees are recognised upon satisfaction of contractual obligation in accordance with the terms of the agreements.

Interest income is recognised using the effective interest method.

2.3 Employee compensation

Employee benefits are recognised as an expense, unless the cost qualifies to be capitalised as an asset.

(a) Defined contribution plans

Defined contribution plans are post-employment benefit plans under which the Company pays fixed contributions into separate entities such as the Central Provident Fund on a mandatory, contractual or voluntary basis. The Company has no further payment obligations once the contributions have been paid.

(b) Employee leave entitlement

Employee entitlements to annual leave are recognised when they accrue to employees. A provision is made for the estimated liability for annual leave as a result of services rendered by employees up to the balance sheet date.

2.4 Leases

The accounting policy for leases before 1 January 2019 are as follows:

Payments made under operating leases (net of any incentives received from the lessor) are recognised in profit or loss on a straight-line basis over the period of the lease.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

2. Significant accounting policies (continued)**2.4 Leases (continued)**

Contingent rents are recognised as an expense in profit or loss when incurred.

The accounting policy for leases after 1 January 2019 are as follows:

When the Company is the lessee

At the inception of the contract, the Company assesses if the contract contains a lease. A contract contains a lease if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration. Reassessment is only required when the terms and conditions of the contract are changed.

- **Right-of-use assets**

The Company recognised a right-of-use asset and lease liability at the date which the underlying asset is available for use. Right-of-use assets are measured at cost which comprises the initial measurement of lease liabilities adjusted for any lease payments made at or before the commencement date and lease incentive received. Any initial direct costs that would not have been incurred if the lease had not been obtained are added to the carrying amount of the right-of-use assets.

The right-of-use asset is subsequently depreciated using the straight-line method from the commencement date to the earlier of the end of the useful life of the right-of-use asset or the end of the lease term.

Right-of-use assets (except for those which meets the definition of an investment property) are presented within "Property, plant and equipment".

- **Lease liabilities**

Lease liability is measured at amortised cost using the effective interest method. Lease liability shall be remeasured when:

- There is a change in future lease payments arising from changes in an index or rate;
- There is a change in the Company's assessment of whether it will exercise an extension option; or
- There is a modification in the scope or the consideration of the lease that was not part of the original term.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

2. Significant accounting policies (continued)**2.4 Leases (continued)**

- Lease liabilities (continued)

Lease liability is remeasured with a corresponding adjustment to the right-of-use asset, or is recorded in profit or loss if the carrying amount of the right-of-use asset has been reduced to zero.

- Short-term and low-value leases

The Company has elected to not recognise right-of-use assets and lease liabilities for short-term leases that have lease terms of 12 months or less and leases of low value leases. Lease payments relating to these leases are expensed to profit or loss on a straight-line basis over the lease term.

2.5 Income taxes

Current income tax for current and prior periods is recognised at the amount expected to be paid to or recovered from the tax authorities, using the tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

Deferred income tax is recognised for all temporary differences arising between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements except when the deferred income tax arises from the initial recognition of an asset or liability that affects neither accounting nor taxable profit or loss at the time of the transaction.

Deferred income tax is measured at the tax rates that are expected to apply when the related deferred income tax asset is realised or the deferred income tax liability is settled, based on tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted by the balance sheet date.

Current and deferred income taxes are recognised as income or expenses in profit or loss, except to the extent that the tax arises from a transaction which is recognised directly in equity.

The Company accounts for investment tax credits (for example, productivity and innovative credit) similar to accounting for other tax credits where deferred tax asset is recognised for unused tax credits to the extent that it is probable that future taxable profit will be available against which the unused tax credit can be utilised.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019***2. Significant accounting policies (continued)****2.6 Property, plant and equipment**

Property, plant and equipment are recognised at cost less accumulated depreciation and accumulated impairment losses.

Subsequent expenditure relating to property, plant and equipment that has already been recognised is added to the carrying amount of the asset only when it is probable that future economic benefits associated with the item will flow to the Company and the cost of the item can be measured reliably. All other repair and maintenance expenses are recognised in the statement of comprehensive income when incurred.

Depreciation is calculated using the straight-line method to allocate their depreciable amounts over their estimated useful lives as follows:

	<u>Useful lives</u>
Computers	3 years
Leasehold buildings	over the lease term
Furniture and fittings	3 years
Office equipment	3 years
Renovation	3 years

The residual values, estimated useful lives and depreciation method of property, plant and equipment are reviewed, and adjusted as appropriate, at each balance sheet date. The effects of any revision are recognised in the statement of comprehensive income when the changes arise.

2.7 Impairment of non-financial assets

Property, plant and equipment and right-of-use assets are tested for impairment whenever there is any objective evidence or indication that these assets may be impaired.

If the recoverable amount of the asset is estimated to be less than its carrying amount, the carrying amount of the asset is reduced to its recoverable amount.

The difference between the carrying amount and recoverable amount is recognised as an impairment loss in the statement of comprehensive income.

An impairment loss for an asset is reversed if, and only if, there has been a change in the estimates used to determine the asset's recoverable amount since the last impairment loss was recognised. The carrying amount of this asset is increased to its revised recoverable amount, provided that this amount does not exceed the carrying amount that would have been determined (net of accumulated depreciation) had no impairment loss been recognised for the asset in prior years.

A reversal of impairment loss for an asset is recognised in profit or loss.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

2. Significant accounting policies (continued)**2.8 Financial assets**

The Company classifies its financial assets under the amortised cost measurement category.

The classification of debt instruments depends on the Company's business model for managing the financial assets as well as the contractual terms of the cash flows of the financial assets.

Financial assets with embedded derivatives are considered in their entirety when determining whether their cash flows are solely payment of principal and interest.

The Company reclassifies debt instruments when and only when its business model for managing those assets changes.

(i) At initial recognition

At initial recognition, the Company measures a financial asset at its fair value plus, in the case of a financial asset not at fair value through profit or loss, transaction costs that are directly attributable to the acquisition of the financial assets. Transaction costs of financial assets carried at fair value through profit or loss are expensed in profit or loss.

(ii) At subsequent measurement

Debt instruments of the Company mainly comprise of cash and cash equivalents, trade receivables, loans to related corporation and refundable deposits that are held for collection of contractual cash flows, where those cash flows represent solely payments of principal and interest, and are measured at amortised cost.

A gain or loss on a financial asset that is subsequently measured at amortised cost and is not part of a hedging relationship is recognised in profit or loss when the asset is derecognised or impaired. Interest income from these financial assets are recognised using the effective interest rate method.

The Company assesses on a forward looking basis the expected credit losses associated with its financial assets carried at amortised cost.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

2. Significant accounting policies (continued)**2.8 Financial assets (continued)**

The accounting for financial assets from 1 January 2019 under FRS 109 are as follows: (continued)

(ii) At subsequent measurement (continued)

For trade receivables, the Company applied the simplified approach permitted by the FRS 109, which requires expected lifetime losses to be recognised from initial recognition of the receivables.

For loans to related corporation, cash and cash equivalents and refundable deposits, the general 3 stage approach is applied. Credit loss allowance is based on 12-month expected credit loss if there is no significant increase in credit risk since initial recognition of the assets. If there is a significant increase in credit risk since initial recognition, lifetime expected credit loss will be calculated and recognised.

2.9 Trade and other payables

Trade and other payables represent liabilities for goods and services provided to the Company prior to the end of financial year which are unpaid. They are classified as current liabilities if payment is due within one year or less (or in the normal operating cycle of the business if longer).

Otherwise, they are presented as non-current liabilities. Trade and other payables are initially recognised at fair value, and subsequently carried at amortised cost using the effective interest method.

2.10 Contract liabilities

Contract liabilities represent revenue billed in advance prior to the services being provided at the end of financial year.

The Company recognises a contract liability as it is the Company's obligation to transfer services to the funds for which an amount of consideration is due from the funds.

2.11 Cash and cash equivalents

For the purpose of presentation in the statement of cash flows, cash and cash equivalents include cash on hand, deposits with financial institutions which are subject to an insignificant risk of change in value.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

2. Significant accounting policies (continued)**2.12 Currency translation**

The financial statements are presented in Singapore Dollar ("SGD" or "\$"), which is the functional currency of the Company. Transactions in a currency other than the functional currency ("foreign currency") are translated into the functional currency using the exchange rates at the dates of the transactions. Currency exchange differences resulting from the settlement of such transactions and from the translation of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the closing rates at the balance sheet date are recognised in the statement of comprehensive income.

All foreign exchange gains and losses impacting the statement of comprehensive income are presented within 'other losses'.

2.13 Share capital

Ordinary shares are classified as equity. Incremental costs directly attributable to the issuance of new ordinary shares are deducted against the share capital account.

2.14 Dividends

Dividends to the Company's shareholders are recognised when the dividends are approved for payment.

2.15 Government grants

Grants from the government are recognised at their fair value when there is reasonable assurance that the grant will be received and the Company will comply with all the attached conditions.

Government grants are recognised as income over the periods necessary to match them with the related costs which they are intended to compensate, on a systematic basis. Government grants relating to assets are deducted against the carrying amount of the assets.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

2. Significant accounting policies (continued)**2.16 Structured entities**

A structured entity is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity, such as when any voting rights relate to administrative tasks only and the relevant activities are directed by means of contractual arrangements. A structured entity often has some or all of the following features or attributes: (a) restricted activities; (b) a narrow and well defined objective, such as to provide investment opportunities for investors by passing on risks and rewards associated with the assets of the structured entity to investors; (c) insufficient equity to permit the structured entity to finance its activities without subordinated financial support; and (d) financing in the form of multiple contractually linked instruments to investors that create concentrations of credit or other risks.

Interest in funds managed by Company

The Company has determined that the funds that it manages are structured entities, as a result of the power conveyed through their investment management and other agreements with the funds which permit the Company to participate in their investing and operating decisions. The Company's interests in these funds include the management and performance fees that it earns from them, together with ownership interests that it holds, if any.

3. Critical accounting estimates, assumptions and judgements

Estimates, assumptions and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

Valuation of lease liabilities and right-of-use assets

The application of FRS 116 requires the Company to make estimates and judgements that affect the valuation of the lease liabilities and the valuation of right-of-use assets. These include: determining contracts in scope of FRS 116, determining the contract term and determining the interest rate used for discounting of future cash flows.

The lease term determined by the Company generally comprises non-cancellable period of lease contracts and periods covered by an option to extend the lease if the Company is reasonably certain to exercise that option. The same term is applied as economic useful life of right-of-use assets.

The present value of the lease payment is determined using the discount rate representing the weighted average incremental borrowing rate. The Company has used relevant historical information and external market indicators to estimate the discount rate.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

4. Other income

	2019	2018
	\$	\$
Government grants	4,619	16,512
Interest income	2,629	383
Gain on disposal	60	-
Miscellaneous income	193,139	65,226
	<u>200,447</u>	<u>82,121</u>

5. Other losses

	2019	2018
	\$	\$
Net currency exchange losses	407,920	205,319
Loan written off (see note 12)	137,910	-
	<u>545,830</u>	<u>205,319</u>

6. Employee compensation

	2019	2018
	\$	\$
Wages and salaries	10,984,112	32,278,816
Employer's contribution to defined contribution plans	189,416	88,067
Other benefits	61,326	6,046
	<u>11,234,854</u>	<u>32,372,929</u>

7. Other operating expenses

	2019	2018
	\$	\$
Rental on operating leases	-	440,143
Professional fees	278,586	330,148
Travelling and entertainment expenses	524,702	355,113
Computer support and maintenance	98,897	126,013
Data subscription expenses	204,913	188,453
Office insurance	118,732	93,651
Marketing expenses	5,700	49,144
Other expenses	460,290	337,956
	<u>1,691,820</u>	<u>1,920,621</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

8. Income taxes

(a) Income tax expense

The tax on profit before tax differs from the theoretical amount that would arise using the Singapore standard rate of income tax as follows:

	2019 \$	2018 \$
Profit before tax	<u>1,278,834</u>	1,232,997
Tax calculated at tax rate of 17 % (2018: 17%)	217,402	209,609
Effects of:		
- expenses not deductible for tax purposes	67,014	42,357
- income not subject to tax	-	(2,346)
- utilisation of capital allowances	(6,464)	(9,494)
- statutory stepped income exemption	(17,425)	(25,925)
- income tax rebate	(15,000)	(10,000)
- over provision of tax in prior year	(29,380)	(22,922)
Tax charge	<u>216,147</u>	181,279

Reconciliation of tax charge

	2019 \$	2018 \$
Current income tax	245,527	204,201
Over provision in prior year	(29,380)	(22,922)
	<u>216,147</u>	181,279

(b) Movement in current income tax liabilities

	2019 \$	2018 \$
Beginning of financial year	204,402	145,537
Income tax paid	(49,371)	(122,414)
Over provision in prior year	(29,380)	(22,922)
Tax expense for current year	245,527	204,201
End of financial year	<u>371,178</u>	204,402

9. Cash and cash equivalents

	2019 \$	2018 \$
Cash at bank	3,567,305	2,859,102
Cash on hand	500	300
	<u>3,567,805</u>	2,859,402

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

10. Trade and other receivables

	2019 \$	2018 \$
Management fee receivables	3,463,032	1,579,686
Performance fee receivables	423,587	21,780,550
	<u>3,886,619</u>	<u>23,360,236</u>

11. Other current assets

	2019 \$	2018 \$
Deposits	113,057	112,960
Advances	214,958	-
Prepayments	116,258	114,725
Amount due from related party	1,071	-
	<u>445,344</u>	<u>227,685</u>

The amount due from related party is unsecured, non-interest bearing and repayable on demand.

12. Loans to related corporation

The Company has extended 2 loans to its related corporations. All outstanding loans had been either written off or fully repaid with interest as at 31 December 2019.

These loans are unsecured and are intended to be long-term source of additional capital for the related corporations. These loans are denominated in the Japanese Yen ("JPY") and United States Dollar ("USD") and are due in full on 26 October 2021 and 29 November 2021 respectively. The contractual interest rate on the loan at balance sheet date is 2%.

The loan to parent company in Cayman of \$137,910 (see note 5) had been written off by consensus of a written resolution dated 17 January 2019. In addition, the loan to Gordian Capital Japan Limited JPY7million was repaid with interest on 1 February 2019.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

13. Property, plant and equipment

	Computers	Leasehold Buildings (Note 17)	Furniture and fittings	Office equipment	Renovation	Total
	\$	\$	\$	\$	\$	\$
2019						
Cost						
Beginning of financial year	318,655	-	79,487	93,382	92,935	584,459
Adoption of FRS 116 (Note 2.1)	-	1,950,583	-	-	-	1,950,583
Additions	29,992	-	14,368	-	-	44,360
Disposals	(74,876)	-	(7,007)	-	-	(81,883)
End of financial year	273,771	1,950,583	86,848	93,382	92,935	2,497,519
Accumulated depreciation						
Beginning of financial year	252,221	-	71,746	88,577	92,571	505,115
Depreciation charge	41,916	417,982	5,354	3,116	364	468,732
Disposals	(74,876)	-	(7,007)	-	-	(81,883)
End of financial year	219,261	417,982	70,093	91,693	92,935	891,964
Net book value						
End of financial year	54,510	1,532,601	16,755	1,689	-	1,605,555
2018						
Cost						
Beginning of financial year	270,856	-	73,374	90,575	92,935	527,740
Additions	47,799	-	6,113	2,807	-	56,719
End of financial year	318,655	-	79,487	93,382	92,935	584,459
Accumulated depreciation						
Beginning of financial year	206,066	-	66,737	80,381	84,678	437,862
Depreciation charge	46,155	-	5,009	8,196	7,893	67,253
End of financial year	252,221	-	71,746	88,577	92,571	505,115
Net book value						
End of financial year	66,434	-	7,741	4,805	364	79,344

Right-of-use asset under leasing arrangements are presented together with the owned asset of the same class. Details of such leased assets are disclosed in Note 17.

14. Trade and other payables

	2019	2018
	\$	\$
Trade payables	216,305	440,291
Accruals for operating expenses	3,352,153	23,110,733
Provision for unutilised leave	30,453	10,740
	3,598,911	23,561,764

15. Share capital

The Company's share capital comprise 887,160 (2018: 887,160) fully paid-up ordinary shares with no par value, amounting to a total of \$887,160 (2018: \$887,160).

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

16. Dividends

At the Extraordinary General Meeting on 22 April 2019, a final dividend of USD480,000 (equivalent to \$649,920) was approved. These financial statements reflected the final dividend paid in respect of the previous financial year, which is accounted for in shareholders' equity as an appropriation of retained profits in the financial year ended 31 December 2019.

No dividend was recognised for the financial year ended 31 December 2018.

17. Leases - The Company as a lessee

Nature of the Company's leasing activities**Property**

The Company leases office space and retail stores for the purpose of back office operations and sale of consumer goods to retail customers respectively.

(a) Carrying amounts

ROU assets classified within Property, plant and equipment

	31 December 2019 \$	1 January 2019 \$
Leasehold Building	<u>1,532,601</u>	1,950,583
(b) Depreciation charge during the year		2019 \$
Leasehold Building		<u>417,982</u>
(c) Interest expense		2019 \$
Interest expense on lease liabilities		<u>52,136</u>
(d) Total cash outflow for all leases in 2019 was \$438,600, representing \$386,464 for principal repayments and \$52,136 for interest payments.		

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

18. Commitments

Operating lease commitments – where the Company is a lessee

The Company leases office premise under non-cancellable operating lease agreements. The leases have varying terms, escalation clauses and renewal rights.

The future minimum lease payables under non-cancellable operating leases contracted for as at 31 December 2018 but not recognised as liabilities, are as follows:

	2018 \$
Not later than one year	438,600
Between one and five years	292,400
	<u>731,000</u>

As disclosed in Note 2.1, the Company has adopted FRS 116 on 1 January 2019. These payments have been recognised as ROU assets and lease liabilities on the balance sheet as at 31 December 2019.

19. Lease liabilities

	2019 \$	2018 \$
Current Lease liabilities	<u>402,889</u>	-
Non-current Lease liabilities	<u>1,161,230</u>	-
Total lease liabilities	<u>1,564,119</u>	-

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

20. Financial risk management

Financial risk factors

The Company's activities expose it to market risk (including currency risk and interest rate risk), credit risk and liquidity risk.

The Board of Directors is responsible for setting the objectives and underlying principles of financial risk management for the Company.

The finance personnel measure actual exposures against the limits set and prepare regular reports for the review of the management team and the Board of Directors. The information presented below is based on information received by the management team.

(a) Market risk

(i) Currency risk

The Company's business is exposed to the United States Dollar ("USD") and Japanese Yen ("JPY"). Exposure to foreign currency risk is monitored on an ongoing basis to ensure that the net exposure is at an acceptable level. The Company has not entered into any derivative foreign exchange contracts for hedging or trading purpose.

The table below summarises the Company's financial assets and liabilities which are denominated in SGD, USD and JPY:

	SGD \$	USD \$	JPY \$	Total \$
As at 31 December 2019				
Financial assets				
Cash and cash equivalents	704,436	2,838,726	24,643	3,567,805
Trade and other receivables	2,551,563	1,292,549	42,507	3,886,619
Deposits	113,057	-	-	113,057
Amount due from related party	1,071	-	-	1,071
	<u>3,370,127</u>	<u>4,131,275</u>	<u>67,150</u>	<u>7,568,552</u>
Financial liabilities				
Trade and other payables	(3,361,826)	(94,379)	(112,253)	(3,568,458)
Lease liabilities	(1,564,119)	-	-	(1,564,119)
	<u>(4,925,945)</u>	<u>(94,379)</u>	<u>(112,253)</u>	<u>(5,132,577)</u>
Net currency exposure	<u>(1,555,818)</u>	<u>4,036,896</u>	<u>(45,103)</u>	<u>2,435,975</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

20. Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(i) Currency risk (continued)

	SGD \$	USD \$	JPY \$	Total \$
As at 31 December 2018				
Financial assets				
Cash and cash equivalents	541,435	2,168,704	149,263	2,859,402
Trade receivables	102,165	18,298,007	4,960,064	23,360,236
Deposits	112,960	-	-	112,960
Loan to related corporation	1,071	137,910	84,917	223,898
	<u>757,631</u>	<u>20,604,621</u>	<u>5,194,244</u>	<u>26,556,496</u>
Financial liabilities				
Trade and other payables	(23,125,928)	(331,891)	(93,205)	(23,551,024)
Net currency exposure	<u>(22,368,297)</u>	<u>20,272,730</u>	<u>5,101,039</u>	<u>3,005,472</u>

At 31 December 2019, if the USD had strengthened/weakened by 1.0% (2018: 1.4%) against the SGD with all other variables including tax rate being held constant, the Company's profit after tax for the financial year would have been \$33,506 (2018: \$235,569) higher/lower, as a result of currency translation gains/losses on the USD-denominated financial instruments.

At 31 December 2019, if the JPY had strengthened/weakened by 2.4% (2018: 0.8%) against the SGD with all other variables including tax rate being held constant, the Company's profit after tax for the financial year would have been \$898 (2018: \$ 33,871) higher/lower, as a result of currency translation gains/losses on the JPY-denominated financial instruments.

(ii) Interest rate risk

The Company has insignificant financial assets or liabilities that are exposed to interest rate risk.

(b) Credit risk

Credit risk refers to the risk that counterparty will default on its contractual obligations resulting in financial loss to the Company. The Company's major classes of financial assets are bank deposits, trade and other receivables.

For cash and cash equivalents, as at 31 December 2019, the Company's bank accounts are held by a financial institution with a credit rating of at least AA- (2018: AA-), as rated by Standard & Poor's. The credit rating refers to the long term default issuer rating of the financial institution. The cash balances are measured on 12-months expected credit losses and subject to insignificant credit loss.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

20. Financial risk management (continued)

(b) Credit risk (continued)

For trade receivables, the Company has applied the simplified approach to providing for expected credit losses prescribed by FRS 109, which permits the use of the lifetime expected loss provision for all trade receivables.

The Company's credit risk exposure in relation to trade and other receivables as at 31 December 2019 is \$3,886,619 (2018: \$23,360,236). The Company has determined that there is no loss allowance provision as at 31 December 2019 (2018: nil) as management does not expect any losses from the non-performance of counterparties to be significant.

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in setting its financial obligations as and when they fall due.

The Company manages liquidity risk by maintaining sufficient cash and available funding through its shareholder as and when required to meet its requirements.

The table below analyses the Company's non-derivative financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period from the balance sheet date to the contractual maturity date. The amounts disclosed in the table are the contractual undiscounted cash flows.

	Less than 1 year \$	Between 1 and 2 years \$	Between 2 and 5 years \$
At 31 December 2019			
Trade and other payables	3,568,458	-	-
Lease liabilities	402,889	424,625	736,605
	<u>3,971,347</u>	<u>424,625</u>	<u>736,605</u>
At 31 December 2018			
Trade and other payables	<u>23,551,024</u>	-	-

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019***20. Financial risk management (continued)****(d) Capital risk**

The Company's objectives when managing capital are to ensure that the Company will be able to continue as a going concern while maximising the return to shareholders through the optimisation of the capital structure.

Management monitors capital based on the Base Capital Requirements required by Singapore's Securities and Futures (Licensing and Conduct of Business) Regulations. The Company is in compliance with all regulatory capital requirements for the financial year ended 31 December 2019.

(e) Fair value measurements

The Company has no financial instruments measured at fair value as at 31 December 2019.

Except for cash and cash equivalents which are classified as Level 1, the Company's financial assets and liabilities not measured at fair value as at 31 December 2019 and 2018 have been classified as Level 2, which include trade receivables, deposits, loans to related corporation and trade and other payables. These financial assets and liabilities are carried at amortised cost and their carrying amounts approximate their fair values as at the balance sheet date.

(f) Financial instruments by category

The aggregate carrying amounts of financial assets and financial liabilities at amortised cost as at 31 December 2019 and 2018 are as follows:

	2019	2018
	\$	\$
Financial assets at amortised cost	7,568,552	26,556,496
Financial liabilities at amortised cost	5,132,577	23,551,024

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

21. Immediate and ultimate holding corporation

The Company's immediate and ultimate holding corporation is Gordian Capital Limited, incorporated in Cayman Islands.

22. Related party transactions

In addition to the information disclosed elsewhere in the financial statements, the following transactions took place between the Company and related parties at terms agreed between the parties:

(a) Service fee charged to related parties

	2019 \$	2018 \$
Management fees	19,205,573	16,489,721
Performance fees	478,999	22,397,073
Interest income	2,170	-
	<u>19,686,742</u>	<u>38,886,814</u>

Service fee charged by related parties

Both sub advisory fees and consulting fees are disclosed in the statement of comprehensive income within 'advisory fees'.

	2019 \$	2018 \$
Sub advisory fees	650,860	474,538
Consulting fees	827,437	350,922
	<u>1,478,297</u>	<u>825,460</u>

Balances with related parties at the balance sheet date are unsecured and receivable within 12 months from balance sheet date and are disclosed in Notes 10, 11, and 12.

(b) Key management personnel compensation

	2019 \$	2018 \$
Directors' fees, bonus and allowances	989,188	1,209,467
	<u>989,188</u>	<u>1,209,467</u>

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

For the financial year ended 31 December 2019

23. Interests in structured entities

The Company's interests in structured entities as at financial year end is as follows:

	2019 \$	2018 \$
Amounts due from funds managed by the Company	<u>3,344,531</u>	<u>17,846,005</u>

The Company's maximum exposure to losses related to the funds is represented by amounts due from the funds as disclosed in the table above.

The Company has interests in structured entities as a result of contractual arrangements arising from its principal activity, the management of assets on behalf of its clients. These structured entities may include a variety of investment vehicles including investment funds. These vehicles may be established or domiciled in onshore and offshore jurisdictions.

The structured entities are financed by the purchase of redeemable participating shares or units by investors, depending upon the type of structured entity, which may include the Company should it invest in the funds that it manages.

The Company earns a management fee from its structured entities, which is typically based on a percentage of the relevant net asset value and, where contractually agreed, a performance fee, based on the outperformance of the returns relative to an agreed benchmark. The objective of the structured entities is to generate capital appreciation and/or investment income.

The Company has interests in 22 (2018: 24) structured entities as at the end of the reporting period, arising through its principal activity of management of assets on behalf of investors. The net asset of the structured entities is approximately \$3,721 million (2018: \$2,806 million).

24. New or revised accounting standards and interpretations

Certain new accounting standards and interpretations have been published that are not mandatory for 31 December 2019 reporting periods and have not been early adopted by the Company. These standards are not expected to have a material impact on the Company in the current or future reporting periods and on foreseeable future transactions.

GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS***For the financial year ended 31 December 2019*

25. Comparatives

Where necessary, certain comparative figures have been reclassified to conform to changes in presentation in current year.

26. Events occurring after the reporting period

The Company evaluated subsequent events through 23 June 2020, the date the financial statements were authorised for issue. The following events occurred through that date:

On 13 January 2020, the Company approved the final dividends of \$1,000,000 to parent company at the Extraordinary General Meeting. The dividends were paid out from the bank on 15 January 2020.

On 10 May 2020, the Company has been awarded the Standard-tier Financial Sector Incentive Scheme ("FSI") award by the Monetary Authority of Singapore, for the period effective from 17 February 2020 to 16 February 2024.

Subsequent to 31 December 2019, the COVID-19 outbreak was declared a 'pandemic' by the World Health Organisation. The situation is dynamic with various cities and countries around the world responding in different ways to address the outbreak.

Management has deemed that this occurrence is a non-adjusting event for the 31 December 2019 accounts. The impact of COVID-19 on the global economy and financial markets is highly uncertain and is expected to continue to evolve. At this point in time, the financial impact from this on the Company's results cannot be measured with sufficient reliability. There is no impact to the Company's going concern.

27. Authorisation of financial statements

These financial statements were authorised for issue in accordance with a resolution of the Board of Directors of Gordian Capital Singapore Private Limited on 23 June 2020.

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資顧問会社、管理事務代行会社、プライム・ブローカー兼保管会社、受託会社（およびこれらの各役員および取締役）ならびにファンドに関して任命された各ブローカーは随時、ファンドの投資目的と類似する投資目的を持つその他の集団投資スキームの販売会社、プロモーター、管理会社、投資顧問会社、登録機関、名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、受託会社、保管会社、ブローカー、取締役または募集代理人を務めることや、その他の集団投資スキームに関与することがあります。または投資目的がファンドの投資目的と類似する投資家に対して一任の投資運用サービスまたは付随する管理事務、保管もしくは仲介サービスを提供することがあります。そのため、これらのいずれの者も、事業の過程において、ファンドとの間で潜在的な利益相反が生じる可能性があります。かかる場合、各々は、利益相反が発生する可能性がある投資対象を引き受ける際、その他の顧客に対する義務を考慮しながら、実務上可能な限り受益者の最善の利益になるよう行為する義務を常に意識するものとし、各々は当該利益相反を公平に解決するよう努力します。

管理会社は、一任運用業に従事しています。管理会社も投資顧問会社も、有価証券および金融商品の売買において、その他の投資ビークルを含む顧客投資家に助言を行います。また、ファンドに対するサービスの提供において入手、作成または使用する情報および取引戦略と同一のまたは異なる情報および取引戦略を使用して、ファンドの勘定を管理し助言を行う期間と同じ期間中にその他の勘定にも助言を行うことがあります。その他の勘定の運用/助言の提供について管理会社および投資顧問会社が受け取る報酬は、ファンドの勘定の運用/助言の提供についての報酬を超えることがあり、そのことは、かかるその他の勘定を優先するインセンティブとなり得るために、管理会社および投資顧問会社は、助言の提供の際に利益相反を有することがあります。さらに、管理会社が同時またはほぼ同時にかかる勘定およびファンドの勘定に係る取引の決定を行う場合、ファンドは、同一または類似のポジションについてかかるその他の勘定と競合する可能性があります。管理会社は、すべての投資機会がファンドとかかるその他の勘定との間で公正かつ公平に割り当てられることを確保するために努力を尽くします。ファンドは、管理会社によって設立およびプロモートされているため、管理会社の任命および報酬の条件は、独立当事者間の交渉の結果ではありません。ただし、受託会社は、管理会社に支払われる報酬および手数料は、ファンドに類似する種類の投資ファンドについての通常の市場レートに一致していると考えています。

特定の企業に関する非公開情報を入手することを防止する内部管理体制が整備されているにもかかわらず、管理会社/投資顧問会社は、時に、かかる非公開情報を入手することがあります。その場合、適用ある証券法の下で、管理会社が当該企業によって発行される組入有価証券を売買する柔軟性が制限される可能性があります。加えて、管理会社がかかる情報を投資目的で使用することができない結果、ファンドの投資の柔軟性は制限される可能性があります。

管理会社は、受益証券の純資産価額の増加（もしあれば）に基づき、成功報酬を受領する権利を有します。成功報酬が支払われる場合は、成功報酬のない場合よりも、管理会社が高リスクの高いまたはより投機的な投資を行う誘因となる可能性があります。さらに、成功報酬は、ファンドの資産の未実現評価益を含めたベースで計算されるため、実現利益のみをベースにした場合よりも多くなる可能性があります。

受託会社は、受益者の利益を考慮し、利益相反が公平に解決されることを追求します。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社は定款の変更および管理会社の清算に関して株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

2020年6月30日現在、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。また同日に終了した1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じていません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間の定めはありません。ただし、株主総会の決議によって解散することができます。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

(Elian Trustee (Cayman) Limited)

資本金の額

2020年4月末現在、100米ドル(約10,687円)

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき2010年3月16日に設立され存続する有限責任会社です。受託会社は、エリアン・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッド(EFSC L)の完全子会社です。EFSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の規制に従って信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAによって規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の信託銀行法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件から除外されます。EFSC Lの最終的所有者は、オランダの法律に基づき設立されオランダの居住者である有限責任の公開会社であり、その普通株式がユーロネクストに上場されているインタートラスト・エヌヴィ(Intertrust N.V.)です。受託会社は、信託証書により付与された委託権限に従い、その受託機能、投資運用機能および一定の管理事務代行機能を委託しています。

(2) ポートカリス・トラスト(シンガポール)リミテッド(「管理事務代行会社」)

(Portcullis Trust (Singapore) Ltd)

資本金の額

2020年4月末現在、100万シンガポールドル(約76百万円)

事業の内容

管理事務代行会社は、シンガポール会社法に基づき設立された独立系の信託会社です(シンガポールにおける登録番号199806167W)。管理事務代行会社は、信託会社法上の信託会社として登録され、信託業務免許を有しています。管理事務代行会社は、シンガポール証券先物法の下で、集団投資スキームの受託者として行為する認可を受けています。管理事務代行会社は、世界の様々な国において、独立の受託会社およびファンドの管理事務代行会社としてサービスを提供しています。

管理事務代行会社は、ポートカリス・グループの一員です。同グループは、信託、ファンドおよびファミリーオフィスに対するアジアで最大の独立系のサービスプロバイダーです。

(3) ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(「プライム・ブローカー兼保管会社」)

(Nomura International plc)

資本金の額

2020年4月末現在、100%所有親会社である野村ホールディングス株式会社の連結資本金は、594,493百万円です。

事業の内容

プライム・ブローカー兼保管会社は、野村ホールディングス株式会社の100%子会社の英国現地法人であり、英国規制当局であるPrudential Regulation Authority(PRA)およびFinancial Conduct Authority (FCA)にライセンス登録している金融機関です。プライム・ブローカレッジ・サービスに留まらず、幅広く株式/債券/デリバティブ関連サービス・投資銀行サービスを提供しています。

(4) Teneo Partners株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

資本金の額

2020年4月末現在、8,450万円

事業の内容

Teneo Partners株式会社は、2009年8月14日に日本法上の株式会社として設立されました。2010年1月の投資助言業登録、2010年5月に金融商品仲介業登録(左記いずれも2011年に廃業)の後、2011年8月に第一種および第二種金融商品取引業登録を行い、現在日本において、第一種および第二種金融商品取引業者として、顧客に対するサービス(外国投資信託の販売会社および代行協会員として外国投信の販売・買戻しの取扱いを行うサービスを含みます。)を提供しています。

(5) キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2020年4月末現在、10億円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(6) ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社(「投資顧問会社」)

資本金の額

2020年4月末現在、1,400万円

事業の内容

投資顧問会社は、2006年4月12日に設立された、東京を拠点とした独立した投資顧問会社です。投資顧問会社は、日本国内の中小型株式運用に特化し、徹底した投資先企業との直接面談、実地調査に基づいて投資銘柄を厳選しています。投資顧問会社は、「パタリスト」という投資コンセプトに基づいて投資を行っております。パタリストとは、有効性の高い投資戦略のパターンと株価変動のきっかけとなるカタリストの造語であり、日々の業務で蓄積した情報とその投資成果を分析して、パタリストに基づいて投資を行います。

2 【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務を行います。

(2) ポートカリス・トラスト(シンガポール)リミテッド(「管理事務代行会社」)

管理事務代行契約に基づき、ファンドの管理事務代行業務を行います。

(3) ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー(「プライム・ブローカー兼保管会社」)

プライム・ブローカレッジ契約に基づきファンドの保管業務およびプライム・ブローカレッジ業務を行います。

(4) Teneo Partners株式会社(「日本における販売会社」および「代行協会員」)

Teneo Partners株式会社は、代行協会員として行為し、また受益証券の販売および買戻しの取扱いを行います。

- (5) キャピタル・パートナーズ証券株式会社(「日本における販売会社」)
キャピタル・パートナーズ証券株式会社は、受益証券の販売および買戻しの取り扱いを行います。
- (6) ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社(「投資顧問会社」)
投資顧問契約に基づき、管理会社に対し、投資顧問業務を提供します。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

第3 【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（改正済）またはケイマン諸島の地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型ファンドが1960年代の終わり頃から設立された。ケイマン諸島は連合王国の海外領土であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、それらは、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社によって、またはそれらが設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップが設立された。
- 1.3 2019年12月現在、ケイマン諸島において規制を受けている活動中のファンドの数は10,500超（マスター・ファンド数2,700超を含む）であった。加えて、登録の免除規定が適用される未登録のファンドが多数存在する。
- 1.4 ケイマン諸島の金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）および銀行・信託会社法は、ケイマン諸島における銀行・信託業の許可および規制の責任をケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に課している。CIMAは、オフショア・バンキング監督者グループ、カリブ・バンキング監督者グループおよび北米・中南米バンキング監督者協会のメンバーの地位を有している。
- 1.5 ケイマン諸島はまた、カリブ金融活動作業部会（以下「CFATF」という。）のメンバーであり、マネー・ロンダリングに関するCFATFの1992年キングストン宣言を順守する。この宣言は、薬物不正取引に関する1988年国連ウィーン会議条約、反マネー・ロンダリングおよび反薬物に関するアメリカ州政府モデル規則協会、ならびに効果的な反マネー・ロンダリングおよびテロ資金対策制度の国際基準であるマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策に関する金融活動作業部会（以下「FATF」という。）の40の勧告書の履行を支持するものである。

2. 投資信託の規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法は、オープンエンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、一般的にミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない（ただし、2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、2020年プライベート・ファンド法（以下「プライベート・ファンド法」という。）を制定した。プライベート・ファンド法は、クローズドエンド型ファンドのCIMAへの登録の要件を定めており、これにより、一定のクローズドエンド型ファンドが、ケイマン諸島において初めて規制の枠内に入るようになった。プライベート・ファンド法については、下記16項に詳述する。）。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法により設置された法定政府機関であるCIMAが、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド（以下「投資信託」という。）とは、ケイマン諸島において設立された（ケイマン諸島外で設立された場合にはケイマン諸島から管理が行われる）会社、ユニット・トラスト、有限責任会社もしくはパートナーシップで、投資リスクを分散しつつ、投資対象からの収益もし

くは売買益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的または企図して投資者に買戻請求権がある受益証券を発行するものをいう。

- 2.3 2020年2月7日、ケイマン諸島政府は、ミューチュアル・ファンド法の改正法である2020年ミューチュアル・ファンド（改正）法を制定し、これにより、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託（投資信託の受益権を保有する者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の運営者を選任または解任することができる投資信託、ならびにケイマン諸島外で設立され、ミューチュアル・ファンド法第4(4)条の目的上CIMAによって特定される規制対象活動に関してケイマン諸島の証券投資業法（改正済）に基づくライセンスを保有する者を通じてその受益権の申込をケイマン諸島の公衆に対して勧誘する一定の投資信託、以下「第4(4)条投資信託」という。）もミューチュアル・ファンド法の規制の枠内に含まれることとなった。ミューチュアル・ファンド（改正）法は、2020年2月7日現在存在する第4(4)条投資信託による遵守のために、6ヵ月間の経過期間を定めている。

3. 規制を受ける投資信託の四つの形態

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年約4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は約4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 第4(3)条投資信託

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

- () 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
- () 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの
- () 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの
 - (A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または
 - (B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の()および()に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の()に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ約3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

3.4 第4(4)条投資信託

規制投資信託の第四の類型は、第4(4)条投資信託である。第4(3)条投資信託とは異なり、第4(4)条投資信託には、一投資者当たり100,000米ドルの最低投資額の要件はない。

ミューチャル・ファンド（改正）法に従い、第4(4)条投資信託は、以下を履行することによってCIMAに登録することが要求される：()投資者の過半数が投資信託の運営者を任命もしくは解任できる旨を規定している投資信託の設立書類の認証付写しを提出すること、()所定の形式により目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料を含むその他の情報を提出すること、および()年間登録手数料4,268米ドルを支払うこと。ただし、2020年8月7日までにミューチュアル・ファンド法の第4(4)条に基づき登録する投資信託には、2020年についての年間登録手数料の支払義務は課されず、そのかわり、当該投資信託は、当初登録手数料として366米ドルを支払うものとし、最初の年間登録手数料は2021年1月までに支払うものとする。

ミューチュアル・ファンド(改正)法に従い、第4(4)条投資信託には、運営者（取締役会、ジェネラル・パートナーなど）として行為するもしくは運営者の代わりに行為する2名以上の自然人がいなくてはならず、また、これらの者は、取締役登録・許認可法（改正済）に従い登録されなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書（Prospectus）（第4(4)条投資信託の場合は目論見書（Offering Memorandum）/募集要項/販売用資料）を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任し、CIMAが承認した監査人によって毎年その会計書類を監査させ、決算終了から6か月以内にまたはCIMAが認めた延長期間内にCIMAに投資信託の各会計年度に関する監査済会計書類を提出しなければならない。ミューチュアル・ファンド(改正)法に従い、規制投資信託の会計書類は、国際財務報告基準またはアメリカ合衆国、日本、スイスまたはいずれかの非高リスク法域（すなわち、金融活動作業部会によって発行された高リスク法域一覧に載っていない法域）で一般に認められている会計原則に準拠して作成されるものとする。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島の反マネー・ロンダリング規則（改正済）（以下「反マネー・ロンダリング規則」という。）または免許の条件を遵守せずには事業を行いまはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2018年改正）、2020年ミューチュアル・ファンド（年次報告書）（改正）規則およびその後の改正に従って、すべての規制投資信託は、規制投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な報告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。報告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各報告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された報告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。ミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則は、2006年12月27日に発効した。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「無制限投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上すべての支配を含む投資信託のmanagementまたはadministrationを行うこと、投資信託に対して主たる事務所を提供すること、もしくは（会社であるかユニット・トラストであるかに応じて）受託会社または投資信託の取締役を提供することとして定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約50万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（上記第3.3項参照）またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（上記第3.4項参照）に基づき規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理

者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、反マネー・ロンダリング規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 無制限免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約24,390米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約30,488米ドルである。制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は、約8,536米ドルである。無制限免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、1乃至50の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約36,585米ドル、50超の規制投資信託にサービスを提供する投資信託管理者は約42,682米ドルである。制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は、約8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

- () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間であるが、通常、期間終了時にさらに10年の更新が可能である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。
- 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ
- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、または免除リミテッド・パートナーシップ法の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
 - () 適用ある場合、以下に関する契約および請求書を含む重要な基礎的書類を含む適正な会計帳簿を維持する：() 免除リミテッド・パートナーシップによって受領され、支出されたすべての金額、および支出の受領が発生した事項；() 免除リミテッド・パートナーシップによる物品のすべての売却および購入、および() 免除リミテッド・パートナーシップの資産および負債。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定報告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社法(改正済)(以下「LLC法」という。)は、2016年6月に制定され、2016年7月8日付で施行された。LLC法は、ケイマン諸島において、新しい種類の法人組織である有限責任会社(以下「LLC」という。)を導入する。
- (b) LLCは、有限責任会社登記官(以下「登記官」という。)に登録届出書を提出することで設立される。LLCには、LLCのメンバー間で文書によるLLC契約を締結することが要求されるが、登記官に提出することは求められない。
- (c) LLCの名称には、「LLC」または「有限責任会社」を含めることができるが、義務ではない。当初の登録料および登録届出書を受領次第、登記官はLLCを登録し、通常3乃至5営業日(追加手数料により24時間に短縮可)以内に登録証明書を発行する。
- (d) LLCは、独立した法人格を有する。したがって、LLCの場合、一つのビークルだけが組成され維持されることが必要である。
- (e) 一般的に、LLCのメンバーの責任は、LLC契約に従い各メンバーがLLCの資産に拠出することを引受けた額に制限される。
- (f) LLC法では、有限責任に関する重要な例外の一つとして、分配のクローバック(払戻し)規定が定められており、当該規定に従い、(i) LLCがキャッシュフロー・ベースで支払不能に陥り、かつ()メンバーが分配時においてかかる破産状態を実際に認識していた場合に、メンバーが分配を受領するか、債務を免除される場合、分配のクローバックがある場合がある。クローバックについて時効はない。
- (g) LLCの経営は、メンバーによって遂行されることができ、取締役(またはLLC法のもとでは「マネージャー」と呼ばれる)を任命することは要求されない。
- (h) LLCのマネージャーもしくは経営陣の義務は、免除会社の取締役が負う義務に比べて著しく負担の少ないものとなっている。免除会社の取締役は、適切な注意、スキルおよび努力を払って行為すべき衡平法上の受託者義務およびコモン・ロー上の義務を負っているが、LLCのマネージャーに

- は、誠実に行為する義務以外にLLCに対して負う義務(受託者義務やその他の義務等)はない。ただし、かかる誠実義務は、LLC契約により拡大することも制限することもできる。
- (i) LLCは、株式資本を持たない。その代わりに、メンバーには、持分または持分クラスが発行される。
- (j) メンバーは、メンバー間相互の合意により、LLCの利益および損失の配分方法ならびに分配方法および分配時期を決定することができ、それらは按分比例配分以外によることができる。LLCが活動していない場合、LLC法では、利益および損失の分配は拠出された出資金に基づいて配分されなければならない旨規定している。
- (k) LLC分配の点において、分配を行う能力を制限するような資本維持要件はない。ただし、LLC契約の下で認められていることを条件として、LLCは、分配、義務の免除および出資金の払戻し等の種々の方法により、メンバーに対して現金または資産を返還することができる。
- (l) LLC法は、LLCで規定されるとおりに分配が行われるような現金ベースの支払能力テストを課している。ただし、LLCが、通常の事業の過程において期限が到来する債務を支払うことができることを前提とする。
- (m) 免除に該当する場合を除き、LLCは、実質的所有者の登録簿を登記上の事務所に備え置き、当該登録簿に登録しなければならない「登録対象者」を特定するために合理的な措置を講じなければならない。LLCは、その登記上の事務所において適切、正確かつ最新の実質所有者の登録簿を保持する役務を提供する、免許を受けたケイマンのコーポレートサービス提供者(以下「CSP」という。)を雇用することが要求される。CSPIは、法により、ケイマン諸島の管轄当局によって維持されるセキュアな非公開中央登録簿に当該情報を報告する義務を負う。
- (n) 登録対象者に関する該当事項の変更(登録対象者ではなくなった場合も含む)は、可及的速やかに確認されなければならない。LLC(または当該変更を知っている登録対象者)は、当該変更の1ヶ月以内に登記上の事務所に通知しなければならない。
- (o) LLCがケイマンの会社(LLCを含む)を実質的に所有し支配している事実によりLLC自体が登録対象者である場合も、それが登録対象者である旨を認識してから1ヶ月以内に、かかる状況について当該実質所有会社に通知し、該当事項を提供することが要求される。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるかそれを企図しており、そのように行っていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、ケイマン諸島の（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法または反マネー・ロンダリング規則（2020年改正）のいずれかの規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）または第4(4)(a)条（第4(4)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託に対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めこと
 - (d) 業務の適切な遂行について投資信託に助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の業務管理者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（第4(3)条投資信託）または第4(4)(a)条（第4(4)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること

- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 9.1(a)項から9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. 金融庁法に基づくCIMAによる開示

10.1 下記10.2項および金融庁法第50(3)条を条件として、金融庁法に基づき、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人もしくは顧問人である者が、その者の職務の過程で、または金融庁法もしくはその他の法律に従いCIMAの機能を執行する中で取得した以下に関する情報を開示する場合は犯罪となり、即決の有罪判決の場合は10,000ドルの罰金および1年の禁固刑、起訴による有罪判決の場合は50,000ドルの罰金および3年の禁固刑が課せられる。

- (a) CIMAに関する事柄
- (b) 規制法に基づきCIMAまたは政府に対して行われた申請
- (c) 免許を受けた者に関する事柄
- (d) 免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託に関する事柄
- (e) 海外の規制当局との間で共有されるもの、またはそれに関する通信

10.2 上記10.1項は、以下の開示には適用されないものとする。

- (a) ケイマン諸島内の管轄権裁判所により合法的に要求された、または認められた開示
- (b) CIMAがミューチュアル・ファンド法、その他の法律または当該法律の関係規則により付与された機能を執行する際にCIMAを援助するために行われる開示
- (c) 免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者、または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託に関する事柄に関しては、免許を受けた者、顧客、メンバー、クライアント、被保険者、会社もしくは投資信託の自発的な同意により授権されている開示
- (d) 内閣がミューチュアル・ファンド法またはその関係規則により付与された機能を執行することを可能にするため、またはそれに関し内閣を補助するために行う開示、またはCIMAがミューチュアル・ファンド法またはその他の法律に基づきその機能を遂行する際に内閣とCIMAとの間の交渉に関連して行われる開示
- (e) 開示される情報が、その他のソースで公衆に開示される場合またはすでに開示されている場合
- (f) 開示される情報が、当該情報に関係する免許を受けた者、または免許を受けた者の顧客、メンバー、クライアントもしくは被保険者または免許を受けた者によって管理される会社もしくは投資信託の身元が明かされないような方法で表示された要約もしくは統計による場合
- (g) () 刑事訴訟の提起に関して、または刑事訴訟の目的で、ケイマン諸島の公訴局長官または法執行機関に対して行われる開示、() 反マネー・ロンダリング規則に基づく者に対して行われる開示、または() 金融庁法第50(3)条に基づいて行われる開示
- (h) 免許を受けた者の解散もしくは清算、またはその任命もしくは職務に関連する法的手続を目的として行われる開示

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島の投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（改正済）（以下「刑法」という。）第257条

- (a) 法人または（法人格のない）任意団体の役員である者（またはかかる者として行為しようとする者）が、当該法人もしくは団体の事項について当該法人もしくは団体の株主または債権者を欺罔する意図のもとに、重要な点につき誤解を招く内容、虚偽的もしくは欺罔的内容の表明または説明を書面にて発行するか、または発行に協力することは犯罪であり、7年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 本項において、法人ないし団体の利益のために保証人となる者は、その債権者とみなされる。
- (c) 法人ないし団体の経営がそのメンバーによって遂行される場合、メンバーがその経営上の役割に関して発行するか、または発行に協力する表明に対しては、当該メンバーが当該法人または団体の役員であるかのごとくに本項が適用されるものとする。

12.2 刑法第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われると共に5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 ケイマン諸島の秘密情報開示法（改正済）（以下「CIDL法」という。）の第3(1)

守秘義務を負う者が、CIDL法の第3(1)(a)条乃至第3(1)(i)条に従い行う秘密情報の開示は、守秘義務の違反を構成することはないとなく、いかなる者の訴訟においても違法行為として起訴されないものとする。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、ケイマン諸島の会社清算（修正）規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。また免除リミテッド・パートナーシップ法に従い、ジェネラル・パートナーもしくは清算人が署名した解

散通知が免除リミテッド・パートナーシップの登記官に提出されるまでは、パートナーの決議等があったとしても、免除リミテッド・パートナーシップを解散することはできない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。ミューチュアル・ファンド法の下で、「ミューチュアル・ファンド」とは、投資リスクの分散ならびに投資対象の取得、保有、運用もしくは処分からの収益もしくは利益をミューチュアル・ファンドの投資者に享受させることを目指して投資者の資金をプールすることを目的もしくは効果としてエクイティ持分を発行する会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップを意味する（ただし、銀行・信託会社法（2020年改正）もしくは2010年保険法（2010年法32号）の下で免許を受けた者またはビルディング・ソサエティー法（2020年改正）またはフレンドリー・ソサエティー法（1998年改正）の下で登録されている者は含まれない。）。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)項に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている投資信託をいう。2003年11月17日現在存在しており、日本国内で既に証券の公募を行っている投資信託または同日現在存在しており、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の償還もしくは買戻しの条件およびかかる償還もしくは買戻しが停止される状況、監査人の任命などが含まれる。

14.4 直近の発行日および償還日もしくは買戻日における一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格もしくは買戻価格は、請求により管理事務代行会社の事務所で無料で入手できなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 一般投資家向け投資信託の事業遂行のために必要となるすべての一般管理事務サービスを確保し、かつすべての適用法令規則の遵守を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを停止した場合および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、CIMAに対してその旨を、かかる停止もしくは清算の理由とともに可及的速やかに通知しなければならない。
- (d) 設立規定、関連ある目論見書および申込契約に別段の規定がある場合を除き、管理事務代行会社は、ケイマン諸島または官報に公表された一覧表に含まれ、かつ反マネー・ロンダリング推進グループによって公表されたリストに特定された同等の法制度を有する法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、官報に公表された一覧表に含まれ、かつ反マネー・ロンダリング推進グループによって公表されたリストに特定された法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限

り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、官報に公表された一覧表に含まれ、かつ反マネー・ロンダリング推進グループによって公表されたリストに特定された法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

() 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

(h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

(a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

(b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

(a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

(b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

(c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

(d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

(a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

(b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

() 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

() 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)

() 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

() 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

() 監査人の氏名および住所

() 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

15. ケイマン諸島の経済的実体要件

- 15.1 2019年1月1日、特定の事業を遂行する「範疇内エンティティ」に対して実証可能な経済的実体を有することを義務づける新法が施行された。
- 15.2 EU行動規範グループ、OECDおよびケイマンの利害関係者との間の広範な協議プロセスを経て、2018年12月17日、2018年国際税務協力(経済的実体)法が可決され、国際税務協力(経済的実体)法(2020年改正)(以下「ES法」という。)により改正された。ES法は、ケイマン諸島税務情報庁(以下「TIA」という。)によって2019年4月30日に発行されたガイダンス「地理的移動性事業活動の経済的実体」(以下「ガイダンス」という。)および2019年9月17日発行のガイダンスの改正、ならびに「2018年国際税務協力(経済的実体)(規定日)法」および「2020年国際税務協力(経済的実体)(改正)法」によって補足されている。
- 15.3 ES法は、同法の範疇に属するケイマンのエンティティについて定義している(以下「該当エンティティ」という。)。該当エンティティは、一覧表に規定される事業活動(以下「該当事業活動」という。)の一式もしくは複数を遂行しているか否かについて年次報告書を作成しなければならない。遂行している場合、該当エンティティは、該当事業活動に関してケイマンにおける経済的実体テストを充足しなければならない。TIAは、該当エンティティが経済的実体テストを充足しているか否かを決定する責任を有する。TIAは、該当エンティティによって提出された情報に基づき、この決定を行う。
- 15.4 ES法の下で、該当エンティティとは以下を意味する：
- (a) 内国会社を除き、以下のいずれかに該当する会社：()ケイマン諸島の会社法(2020年改正)に準拠して設立された会社、または()ケイマン諸島の有限責任会社法(2020年改正)に基づき登録されている有限責任会社、
 - (b) ケイマン諸島の2017年有限責任パートナーシップ法に従い登録されている有限責任パートナーシップ、
 - (c) ケイマン諸島外で設立された会社で、ケイマン諸島の会社法(2020年改正)の下で登録されている会社。ただし、()投資信託、または()税務上の居住国がケイマン諸島ではないエンティティ、は含まれない。

該当エンティティには、ユニット・トラストは含まれない。

- 15.5 遵守時期について、2019年12月31日時点で既存の該当エンティティは、2019年7月1日から該当事業活動に関する経済的実体テストを充足しなければならない。2019年1月1日以降に設立された該当エンティティは、かかる該当エンティティが該当事業活動を開始する日から該当事業活動に関する経済的実体テストを充足しなければならない。
- 15.6 ES法の下での「投資信託」としての定義を満たすケイマンの投資信託は同法の範疇から外れるものとする。この目的上、「投資信託」とは、資金を調達して、または投資者の資金をプールして投資持分を発行し、かかる投資持分の保有者に対して、当該エンティティによる投資対象の取得、保有、運用もしくは処分による収益もしくは利益の恩恵をもたらすことを主要事業とするエンティティをいうものとし、投資信託がそれを介して直接もしくは間接に投資もしくは運用を行うエンティティ(当該エンティティ自体が保有される最終的投資対象である場合はこの限りではない。)も含まれる。ケイマンのパートナーシップおよびユニット・トラストも同法の範疇から外れるものとする。

16. プライベート・ファンド法

- 16.1 プライベート・ファンド法は、ケイマン諸島のクローズドエンド型ファンドに適用される。かかるファンドが「プライベート・ファンド」の定義に該当する場合は、プライベート・ファンド法は、そのCIMAへの登録およびCIMAによる規制を定めている。オープンエンド型ユニット・トラスト等のミューチュアル・ファンドは、プライベート・ファンド法の範疇に入らず、引続きミューチュアル・ファンド法およびミューチュアル・ファンド(改正)法によって規制される。
- 16.2 プライベート・ファンド法の「プライベート・ファンド」の定義に該当するものは、投資持分を募集し発行することを主要事業とし、その目的もしくは企図が、投資リスクを分散しつつ、投資対象の

取得、保有、運用もしくは処分からの収益もしくは利益を投資者に享受させることを目指して投資者の資金を集めることである会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップで、かつ以下に該当する場合である：(a) 投資持分の保有者は、投資対象の取得、保有、運用もしくは処分に関して日常的にコントロールすることはできない、かつ(b) 投資対象は、全般的に、プライベート・ファンドの運営者または運営者を代理する者により、直接もしくは間接的に運用され、その報酬が、当該会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップの資産、収益もしくは利益に基づき支払われる。ただし、() 銀行・信託会社法(2020年改正)または2010年保険法に基づく免許を受けた者、() ビルディング・ソサエティー法(2020年改正)またはフレンドリー・ソサエティー法(1998年改正)に基づき登録されている者、または() ファンド以外の組織形態は含まれない。

- 16.3 上記16.2項のとおり、プライベート・ファンド法は、証券化特別目的ヴィークル、合併事業、プロプライエタリ・ヴィークル、持分ヴィークル、優先持分ファイナンス・ヴィークル、ソブリン・ウェルス・ファンドおよびシングル・ファミリー・オフィスを含む「ファンド以外の組織形態」を明示的に除外している。CIMAは、FAQs(よくある質問)を発行し、当該ファンドが名簿上一人の投資者のみを有し、かつ常に一人の投資者を有することを前提としていることがプライベート・ファンドの設立書類、または法的拘束力あるその他の規定もしくは契約において明示的に記載されている場合には、当該ファンドは、プライベート・ファンド法に基づく「プライベート・ファンド」として登録する義務を免除される旨を指摘している。
- 16.4 プライベート・ファンド法は、同法の対象となるプライベート・ファンドについて、2020年8月7日までに登録しなければならないと定めている。これは、プライベート・ファンド法の開始日(2020年2月7日)現在事業を遂行しているプライベート・ファンドと、2020年2月7日から2020年8月7日までの6ヵ月間の経過期間内に事業を開始するプライベート・ファンドの両方に適用される。2020年8月7日以降にローンチするプライベート・ファンドは、プライベート・ファンド法に規定される登録の期限を遵守する必要がある。
- 16.5 プライベート・ファンド法は、プライベート・ファンドが、CIMAに登録申請を提出する前に、投資を実行する目的で投資者と契約(申込契約、サイドレターおよびパートナーシップ契約などが含まれると解釈される)を締結し、投資者から出資約束を受諾することを明示的に認めている。上記の経過期間を除き、プライベート・ファンドは、出資約束を受諾から21日以内にCIMAに対し登録の申請を提出しなければならない。また、経過期間を除き、プライベート・ファンドは、すべての場合において、投資に関する投資者からの出資履行を受諾する前にCIMAに登録しなければならない。
- 16.6 プライベート・ファンド法に基づき、プライベート・ファンドは、(1)年1回、その会計書類をCIMAが承認する監査人に監査させ、その監査済会計書類をファンドの年次報告書とともに、各会計年度末から6ヵ月以内にCIMAに提出しなければならない、また(2)資産の保持、評価および保管の記録、権原の確認、現金のモニタリングおよび有価証券の特定に関して一定の条件を満たさなければならない(以下、かかるすべての要件を「PFL要件」という。)。加えて、プライベート・ファンド法では企図されていないものの、CIMAは、すべてのプライベート・ファンドに対して、運営者として行為するもしくは運営者を代理して行為する少なくとも2名の自然人を有することを義務付けることを別途確認している。PFL要件が独立の第三者によって行われない場合、CIMAは、第三者確認の履行を要求することができる。
- 16.7 プライベート・ファンドは、366米ドルの手数料を添えて、所定の形式により登録の当初申請を提出することが要求される。プライベート・ファンドは、年間登録手数料4,268米ドルを支払わなければならないが、6ヵ月の経過期間中に登録するプライベート・ファンドは、2020年について年間登録手数料の支払義務はないものとし、最初の年間登録手数料は、2021年1月までに支払うものとする。2020年8月8日以降に登録するプライベート・ファンドは、2020年について年間登録手数料を支払わなければならない。販売用資料、要項もしくは目論見書等の写しは、その他の所定の登録書類とともに、登録の際に提出することが要求される。

第4 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において、以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2019年6月28日	有価証券報告書（第3期）/募集事項等記載書面（みなし有価証券届出書）
2019年9月30日	半期報告書（第4期中）（みなし訂正届出書）

第5 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。使用開始日を記載することがあります。
 - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・ 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
 - ・ 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・ 次の事項を記載することがあります。
 - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・ 「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様 に帰属します。」との趣旨を示す記載
 - ・ 「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- 管理会社の名称、その他ロゴ・マーク等を記載することがあります。
- ファンドの形態等を記載することがあります。
- 図案を採用することがあります。

(2) その他の留意点として、次の事項を記載することがあります。

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識すべきです。したがって、買戻しまたは償還に関して投資者が受け取る金額が、投資元本を下回ることもあります。」

「ファンドの信託財産に生じた損益はすべて受益者のみなさまに帰属します。ファンドは投資元本が保証されているものではありません。」

「投資信託は預貯金とは異なります。」

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 受益証券の券面は発行されません。

別紙 A

定 義

「管理事務代行契約」	ファンドに関する受託会社と管理事務代行会社との間の契約をいいます。
「管理事務代行会社」	ポートカリス・トラスト（シンガポール）リミテッドまたは随時ファンドの管理事務代行者として任命されるその他の者をいいます。
「申込書」	受託会社および／または管理会社が随時決定する内容の申込書をいいます。
「監査人」	アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドまたは随時ファンドの監査法人として任命されるその他の者をいいます。
「ファンド営業日」	シンガポールの銀行が営業を認められている日（土曜日および日曜日を除きます。）、またはその他一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日もしくは代替の日をいいます。
「成功報酬計算期間」	毎年1月1日から開始する12暦月間をいいます。ただし、いずれの受益証券に関しても、最初の成功報酬計算期間は、当該受益証券の発行日の直後のファンド営業日から12月31日までの期間とします。
「クラス」	信託証書に基づき受託会社が指定する受益証券のクラスをいいます。
「適格投資者」	本書中に定義される意味を有します。
「特別決議」	発行済受益証券に付された議決権の少なくとも75%の保有者により受益者集会で可決された決議をいい、信託証書の別添に従い特別決議として可決された書面による決議を含みます。
「ファンド」	ケイマン諸島信託法（改正済）に基づく免税トラストとして登録されたオープン・エンド型ユニット・トラストであるシン・カ・ファンド（登録番号CR-53325）をいいます。
「ハイ・ウォーター・マーク」	各受益証券に関して、以下のいずれか高い方の金額をいいます： （ ）当該受益証券の発行時における当該クラスの1口当たり純資産価格、または（ ）成功報酬（成功報酬買戻しを除きます。）が発生した過去の成功報酬計算期間末（もしあれば）の該当するクラスの1口当たり純資産価格の最高額。
「IFRS」	国際財務報告基準をいいます。
「投資顧問会社」	ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社または管理会社が随時ファンドの投資顧問として任命するその他の者をいいます。
「投資顧問契約」	ファンドに関する管理会社と投資顧問会社との間の契約をいいます。

「本投資対象」	あらゆる種類の財産(有価証券、デリバティブおよび集団投資スキームを含みますが、これらに限られません。)をいいます。
「円クラスE受益証券」	円クラスE受益証券として指定された受益証券をいいます。
「管理会社」	管理会社としての役割を担うゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドまたは信託証書の規定に従い随時ファンドの管理者としてゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドに取って代わるその他の者をいいます。
「管理報酬」	信託証書の条件に基づき管理会社に支払われる管理報酬をいいます。
「英文目論見書」	ファンドに関する2016年11月付英文目論見書をいいます。
「CIMA」	ケイマン諸島金融庁をいいます。
「ミューチュアル・ファンド法」	ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法(改正済)(その時々々に修正、再制定または統合されたものを含みます。)をいい、同法に関して随時制定される下位法令を含みます。
「1口当たり純資産価格」	いずれかのクラスの受益証券に関して、当該クラスの純資産価額を、その時点で発行済みの当該クラスの受益証券の口数で除した価格をいいます。
「純資産総額」「純資産」	ファンドおよび各クラスに関して、本書に記載される評価原則を用いて決定される、ファンドまたは各クラスの純資産の額をいいます。
「純資産価額」	文脈に応じて、ファンドおよび各クラスの純資産総額、または各クラスの1口当たり純資産価格をいいます。
「成功報酬」	信託証書の条件に基づき管理会社に支払われる成功報酬をいいます。
「プライム・ブローカー兼保管会社」	ノムラ・インターナショナル・ピーエルシーまたは随時ファンドのプライム・ブローカーおよび/または保管者として任命されるその他の者をいいます。
「プライム・ブローカレッジ契約」	ファンドに関する受託会社とプライム・ブローカー兼保管会社との契約をいいます。
「買戻日」	各暦月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。
「買戻価格」	各受益証券に関して、該当する買戻日の直前の評価日における該当するクラスの1口当たり純資産価格をいいます。
「買戻請求(書)」	受託会社が随時決定する内容の買戻請求書をいいます。
「該当割合」	円クラスE受益証券の場合は25%をいいます。
「証券法」	1933年米国証券法(改正済)をいいます。
「申込日」	各月の最初のファンド営業日または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数の追加の日をいいます。

「申込価格」	本書に記載される方法で計算される、各クラスの受益証券が当初募集期間の終了後の申込期間に発行される1口当たりの価格をいいます。
「信託証書」	ファンドの設立の際の2011年12月19日付信託宣言、ならびに当該信託宣言の変更および再編集のために受託会社と管理会社の間で締結された2016年4月8日付信託証書およびその後のすべての変更および/または追補をいいます。
「受託会社」	エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドまたは信託証書の規定に従い随時ファンドの受託者として任命されるその他の者をいいます。
「受益証券」	ファンドの純資産総額に対する不可分の受益権を表章する受益証券をいいます。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領(その各州およびコロンビア特別区を含みます。)をいいます。
「受益者」	受益証券の保有者をいいます。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨をいいます。
「米国GAAP」	アメリカ合衆国で適用される、一般的に認められている会計規則をいいます。
「米国人」	証券法に基づき公布されたレギュレーションSの規則902の定義に該当する米国人をいいます。
「評価日」	各申込日および買戻日の直前のファンド営業日および/または一般的にもしくは特定の場合について受託会社が決定する一もしくは複数のその他の日をいいます。
「評価時点」	各評価日において最後に営業を終了する関連する市場の営業終了時点をいいます。
「円」	日本の法定通貨をいいます。

独立監査人の監査報告書

シン・カ・ファンド
受託会社 御中

当監査法人は、本書に掲載されているシン・カ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2019年12月31日現在の要約投資明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度の損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに関連する注記で構成される財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成および公正な表示を可能とするために経営陣が必要と判断する内部統制に関する計画、実施および維持管理が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々が行った監査の結果に基づいて財務書類に対する意見を表明することである。我々は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して監査を実施した。これらの監査の基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重要な虚偽表示がないか否かについて合理的な保証を得るための監査を計画し実施することを要求している。

監査には財務書類の金額および表示に関する監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。当該手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示に関するリスク評価を含む監査人の判断によって選択される。かかるリスク評価において監査人は、状況に応じた監査手続を立案するため、当事業体の財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制について検討するが、これは当事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、我々はそのような意見を表明しない。監査には経営陣が採用した会計方針の妥当性、および経営陣が行った見積りの合理性についての評価も含め、財務書類の全体的な表示に関する評価も含まれている。

我々は、入手した監査証拠が監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切なものであると考えている。

監査意見

我々の意見では、上記に述べたこれらの財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、2019年12月31日現在のシン・カ・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した会計年度の運用成績、純資産の変動およびキャッシュフローの状況を全ての重要な点において適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド
2020年6月5日

Report of Independent Auditors

The Trustee
Shin-Ka Fund

We have audited the accompanying financial statements of Shin-Ka Fund (the “Fund”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of December 31, 2019, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Shin-Ka Fund at December 31, 2019, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young

June 5, 2020

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

シン・カ・ファンド

受託会社 御中

当監査法人は、本書に掲載されているシン・カ・ファンド（以下「ファンド」という。）の2018年12月31日現在の要約投資明細表を含む資産負債計算書ならびに同日に終了した会計年度の損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュフロー計算書、ならびに関連する注記で構成される財務書類について監査を行った。

財務書類に関する経営陣の責任

経営陣は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠してこれらの財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成および公正な表示を可能とするために経営陣が必要と判断する内部統制に関する計画、実施および維持管理が含まれる。

監査人の責任

我々の責任は、我々が行った監査の結果に基づいて財務書類に対する意見を表明することである。我々は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して監査を実施した。これらの監査の基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類に重要な虚偽表示がないか否かについて合理的な保証を得るための監査を計画し実施することを要求している。

監査には財務書類の金額および表示に関する監査証拠を入手するための手続の実施が含まれる。当該手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示に関するリスク評価を含む監査人の判断によって選択される。かかるリスク評価において監査人は、状況に応じた監査手続を立案するため、当事業体の財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制について検討するが、これは当事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。したがって、我々はそのような意見を表明しない。監査には経営陣が採用した会計方針の妥当性、および経営陣が行った見積りの合理性についての評価も含め、財務書類の全体的な表示に関する評価も含まれている。

我々は、入手した監査証拠が監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切なものであると考えている。

監査意見

我々の意見では、上記に述べたこれらの財務書類は、米国で一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、2018年12月31日現在のシン・カ・ファンドの財政状態ならびに同日に終了した会計年度の運用成績、純資産の変動およびキャッシュフローの状況を全ての重要な点において適正に表示している。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2019年3月29日

Report of Independent Auditors

The Trustee
Shin-Ka Fund

We have audited the accompanying financial statements of Shin-Ka Fund (the “Fund”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of December 31, 2018, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Shin-Ka Fund at December 31, 2018, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young

March 29, 2019

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド 殿

財務書類監査報告書

監査意見

当監査法人の意見では、ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド（以下「当会社」という。）の添付の財務書類は、シンガポール会社法第50条（以下「法」という。）およびシンガポール財務報告基準の条項（以下「FRS」という。）に準拠し、2019年12月31日現在の当会社の財政状態、および、同日に終了した会計年度の当会社の財務実績、持分の変動およびキャッシュフローに関する真正かつ公正な見解を表示している。

監査事項

当会社の財務書類は、以下により構成されている：

- ・ 2019年12月31日終了会計年度の包括利益計算書；
- ・ 2019年12月31日現在の貸借対照表；
- ・ 同日終了会計年度の持分変動計算書；
- ・ 同日終了会計年度のキャッシュフロー計算書；および、
- ・ 重要な会計方針の要約を含む、本財務諸表に対する注記。

監査意見の基礎

当監査法人は、シンガポール会計監査基準（以下「SSA」という。）に従って監査を行った。それらの基準の下での当監査法人の責任は、当監査法人の報告書における財務書類の監査に関する監査法人の責任の項にさらに詳述されている。

当監査法人は、取得した監査証拠は監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

独立性

当監査法人は、シンガポールにおける当監査法人の財務書類の監査に関連する倫理的要件とともに、公認会計士および会計主体に対する専門家の行為および倫理に関する会計企業規制庁規範（以下「ACRA規範」という）に従って、当会社から独立している。また、当監査法人はこれらの要件やACRA規範に従って、その他の倫理的責任を果たした。

その他の情報

経営陣には、その他の情報に関して責任がある。その他の情報は取締役の声明から成っているが、本財務書類およびこの当監査法人の監査報告書は含まれない。

本財務書類に関する当監査法人の意見ではその他の情報をカバーしていない。また、当監査法人はその結論の保証という形では如何なる表示も行わない。

本財務書類の監査に関して、当監査法人の責任は、その他の情報を読み、その際に、その他の情報が本財務書類、または監査において得られた当監査法人の認識と大きく矛盾していないかどうか、あるいは重大な虚偽表示を行っていないかどうかを検討することである。当監査法人が実施した業務に基づき、当該その他の情報に重大な虚偽記載があると結論を下した場合、当監査法人はその事実を報告する必要がある。当監査法人は、これに関して報告する事項は何もない。

財務書類に対する経営陣および取締役の責任

経営陣は、法および財務報告基準の条項に従ってこれらの財務書類を作成し、真正かつ公正な見解を表示する責任を負っている。したがって、経営陣は、資産が許可なく使用または処分されることによる損害に対して保護され、取引が適正に許可され、また、真正かつ公正な財務書類の作成を可能にし、資産に関する説明責任を維持するために取引が必要に応じて記録される合理的な保証を提供するのに十分な内部会計統制システムを考案し、維持する責任を負っている。

本財務書類の作成に際して、経営陣は、ゴーイングコンサーンとして事業を継続する能力があるかを評価し、該当する場合にはゴーイングコンサーンに関する事項を開示し、経営陣が当会社を清算するか、または営業活動を終了する意図がない限り、あるいはそうするしか現実的な選択肢が存在しない限り、ゴーイングコンサーン基準を使用する責任を負っている。

取締役の責任には、当会社の財務報告プロセスを監督することが含まれる。

財務書類の監査に関する監査法人の責任

当監査法人の目的は、故意または過失を問わず、全体として本財務書類に重大な虚偽記載がないか否かについて合理的保証を得ることと、当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的保証は高水準の保証であるが、SSAに従って行われる監査により、存在する重大な虚偽記載が常に見つけられるという保証はない。虚偽記載は故意または過失から発生する可能性があり、虚偽記載が個別または全体として、これらの財務書類に基づいて利用者が行う経済的決定に影響すると合理的に予想されるならば、虚偽記載は重大であるとみなされる。

SSAに従った監査の一環として、当監査法人は専門的判断を行い、監査を通して職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は：

- ・故意または過失を問わず、本財務書類の重大な虚偽記載のリスクを特定し評価する。また、それらのリスクに対応した監査手順を設計し実行する。さらに、当監査法人の監査意見の基礎を提供する上で十分かつ適切な監査証拠を得る。故意から生じている重大な虚偽記載を見つけられないリスクは、過失から生じるリスクの場合よりも重大である。その理由としては、故意が共謀、偽造、意図的な怠慢、虚偽表示、または内部統制の無視の可能性を含んでいることが挙げられる。
- ・当該状況下で適切な監査手順を策定するために、監査に関連する内部統制についての理解を得る。しかし、これは当会社の内部統制の有効性に関する意見を表明することを目的としていない。
- ・使用される会計方針の適切性や、経営陣によりなされる会計見積り及び関連する開示の妥当性を評価する。
- ・経営陣によるゴーイングコンサーン・ベースの会計基準の使用の適切性に関して判断するとともに、得られた監査証拠に基づいて、当会社がゴーイングコンサーンとして事業を継続する能力があるかに関して、重大な疑義が持たれるイベントまたは状況に関して重大な不確実性が存在するか否かを判断する。重大な不確実

性が存在すると判断された場合、本財務書類の関連した開示に対して当監査法人の報告書において注意を促すか、開示が不十分である場合、監査意見を修正することが求められる。当監査法人の判断は、監査報告書日までに得られる監査証拠に基づく。ただし、将来のイベントまたは状況が、ゴーイングコンサーン（事業継続）としての当会社の存続を終了せざるを得ない原因になる可能性がある。

- ・開示を含む本財務書類全体の表示、構成および内容を評価するとともに、本財務書類が公正な表示を達成するという点において、取引やイベントを表示しているか否かを評価する。

当監査法人は、数ある中でも特に、監査の計画範囲およびタイミング、ならびに重要な監査結果（当監査法人の監査中に特定された内部統制の重大な欠陥など）について取締役と情報交換する。

その他の法および規制上の報告

当監査法人は、法によって義務づけられている会計上およびその他の記録に関して、法の条項に従って同社が適正に記録していると考えている。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

公認会計士および勅許会計士

シンガポール、2020年6月23日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF GORDIAN CAPITAL SINGAPORE PRIVATE LIMITED

Report on the Audit of the Financial Statements

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements of Gordian Capital Singapore Private Limited (the “Company”) are properly drawn up in accordance with the provisions of the Companies Act, Chapter 50 (the “Act”) and Financial Reporting Standards in Singapore (“FRSs”) so as to give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2019 and of the financial performance, changes in equity and cash flows of the Company for the year ended on that date.

What we have audited

The financial statements of the Company comprise:

- the statement of comprehensive income for the financial year ended 31 December 2019;
- the balance sheet as at 31 December 2019;
- the statement of changes in equity for the financial year then ended;
- the statement of cash flows for the financial year then ended; and
- the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing ("SSAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the Accounting and Corporate Regulatory Authority Code of Professional Conduct and Ethics for Public Accountants and Accounting Entities ("ACRA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Singapore, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the ACRA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Directors' Statement but does not include the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not and will not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with the provisions of the Act and FRSs, and for devising and maintaining a system of internal accounting controls sufficient to provide a reasonable assurance that assets are safeguarded against loss from unauthorised use or disposition; and transactions are properly authorised and that they are recorded as necessary to permit the preparation of true and fair financial statements and to maintain accountability of assets.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The directors' responsibilities include overseeing the Company's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with SSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with SSAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

In our opinion, the accounting and other records required by the Act to be kept by the Company have been properly kept in accordance with the provisions of the Act.

PricewaterhouseCoopers LLP

Public Accountants and Chartered Accountants

Singapore, 23 June 2020

(*) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。